

令和 6 年第 4 回定例会審議予定表

会期日程（会期 3 日間）

日程/区分	月 日	曜日	開議時間	案 件
第 1 日 本 会 議	1 2 月 1 1 日	水	午前 1 0 時	開会・会議録署名議員の指名・会期の決定・諸般の報告・議案上程・提案理由の説明・議案審議・討論・採決
第 2 日 本 会 議	1 2 月 1 2 日	木	午前 1 0 時	一般質問・議案審議・討論・採決
第 3 日 本 会 議	1 2 月 1 3 日	金	午前 1 0 時	議案審議・討論・採決・閉会

令和6年第4回五木村議会定例会

目 次

第1号(12月11日)	頁
1. 議事日程	3
2. 出席議員	3
3. 欠席議員	4
4. 説明のため出席した者の職氏名	4
5. 事務局職員の職氏名	4
6. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
7. 日程第2 会期の決定	5
8. 日程第3 諸般の報告	6
9. 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について	11
10. 日程第5 議案第65号 五木村一般職の職員の給与に関する条例等の一部 改正について	11
11. 日程第6 議案第66号 五木村行政手続等における押印見直しに伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について	11
12. 日程第7 議案第67号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の 変更及び規約の一部変更について	11
13. 日程第8 議案第68号 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更 及び規約の一部変更について	11
14. 日程第9 議案第69号 工事請負変更契約の締結について (元井谷川河川災害復旧工事)	11
15. 日程第10 議案第70号 令和6年度五木村一般会計補正予算(第5号)	11
16. 日程第11 議案第71号 令和6年度五木村国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)	11
17. 日程第12 議案第72号 令和6年度五木村介護保険特別会計補正予算 (第2号)	11
18. 日程第13 議案第73号 令和6年度五木村代替地上下水道事業特別会計補 正予算(第1号)	11
19. 日程第14 議案第74号 令和6年度五木村情報通信事業特別会計補正予算 (第1号)	11
20. 日程第15 議案第75号 令和6年度五木村簡易水道事業会計補正予算	

	(第1号)	11
21. 日程第16	議案第76号 令和6年度五木村農業集落排水事業会計補正予算 (第1号)	11
22. 日程第17	質疑	28
23. 散 会		47

第2号(12月12日)

1. 議事日程	51
2. 出席議員	51
3. 欠席議員	51
4. 説明のため出席した者の職氏名	51
5. 事務局職員の職氏名	52
6. 日程第1 一般質問	53
(1) 西村久徳	53
(2) 藤本新一	73
(3) 早田吉臣	84
(4) 川邊正美	102
7. 散 会	112

第3号(12月13日)

1. 議事日程	115
2. 出席議員	115
3. 欠席議員	115
4. 説明のため出席した者の職氏名	115
5. 事務局職員の職氏名	116
6. 日程第1 質疑(議案第71号から)	117
7. 日程第2 討論	118
8. 日程第3 採決	119
9. 日程第4 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について	121
10. 日程第5 議員派遣について	124
11. 日程第6 閉会中の継続審査・調査について	124
12. 閉 会	125

第4回五木村議会定例会会議録

令和6年12月11日（水）開会

（第1日）

五 木 村 議 会

令和6年第4回五木村議会定例会（第1号）

令和6年12月11日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 議案第65号 五木村一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第66号 五木村行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第67号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第8 議案第68号 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第9 議案第69号 工事請負変更契約の締結について
(元井谷川河川災害復旧工事)
- 日程第10 議案第70号 令和6年度五木村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第71号 令和6年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第72号 令和6年度五木村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第73号 令和6年度五木村代替地上下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第74号 令和6年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第75号 令和6年度五木村簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第76号 令和6年度五木村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 質疑
- 日程第18 討論
- 日程第19 採決

2. 出席議員は次のとおりである。（8名）

1 番 園 田 良 治 君

- 2番 早 田 吉 臣 君
- 3番 中 村 俊 也 君
- 4番 川 邊 正 美 君
- 5番 田 山 淳 士 君
- 6番 藤 本 新 一 君
- 7番 西 村 久 徳 君
- 8番 岡 本 精 二 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

村 長 木 下 丈 二 君
総 務 課 長 竹 村 文 秀 君
ダム対策課長 土 肥 整 二 君
政 策 調 整 監 麦 田 健 一 郎 君
保健福祉課長 高 田 孝 浩 君
住民税務課長 北 原 仁 司 君
産業振興課長 土 肥 博 司 君
建 設 課 長 黒 木 光 重 君
会 計 管 理 者 大 岩 留 美 君
教 育 長 西 龍三郎 君
教 育 課 長 山 尾 浩 二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 木 野 徹 也 君

開会 午前10時00分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 起立、礼、おはようございます。着席。

これより、令和6年第4回五木村議会定例会を開会します。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡本精二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、4番 川邊議員、5番 田山議員を指名します。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（岡本精二君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。3番、中村委員長。

○3番（中村俊也君） おはようございます。

ただいまより議会運営委員会の報告をいたします。

去る12月4日水曜日午前10時から、また、本日9時半より議員控室において議会運営委員会を開催いたしました。今回の12月定例会提出案件について、村長、総務課長より説明を受けております。

執行部提出案件につきましては、諮問1件、条例等の一部改正1件、条例の制定が1件、一部事務組合の規約の改正2件、工事請負変更契約の締結1件、補正予算7件の計13件でございます。

一般質問につきましては、4名の議員から通告書が提出をされております。第2日目の12月12日を予定をしております。また、一般質問及び答弁については、簡潔明瞭にお願いをしたいと思います。

また、令和5年度の決算認定案件につきましては、前回、特別委員会を設置をし、閉会中の認定審査をされております。最終日に委員長から報告をいただき、議題とし、審議いただくことにしておりますのでよろしくお願いします。

以上の案件を議会運営委員会で検討いたしました結果、お手元に配付をした日程のとおりであります。本日第1日目を12月11日に開会をいたしまして、諸般の報告、議案の上程に伴う提案理由の説明及び議案審議を予定をしております。第2日目の12月12日には、一般質問、議案審議、第3日目の12月13日は、議案審議、討論、採決、閉会という3日間の会期で当委員会では決定をしております。

以上、議会運営委員会で決定のとおりお取り計らいいただきますようお願いをし、議長に報告いたします。

以上です。

○議長（岡本精二君） お諮りします。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、会期は本日12月11日から12月13日までの3日間と決定しました。

—————○—————

日程第3 諸般の報告

○議長（岡本精二君） 日程第3 諸般の報告を議題とします。

例月監査報告をお願いします。5番、田山監査委員。

○5番（田山淳士君） それでは、報告いたします。全部読んで報告したいと思います。

五木村長 木下丈二様

五木村議会議長 岡本精二様

五監第26号

令和6年11月25日

五木村監査委員 牛草敏憲

五木村監査委員 田山淳士

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

1、検査の対象、会計管理者の権限に属する現金の出納及び保管。

2、検査現在期日、令和6年10月末日。

3、検査実施日、令和6年11月25日。

4、検査の結果及び意見、検査現在期日における歳計現金、一時借入金、基金、歳計外現金の保管状況は、別紙のとおりで預金通帳、保管現金を現金出納簿等と照合した結果、全て符合をし、誤りなく適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納に係る諸帳簿及び証拠書類を関係帳票と照合した結果、別紙「収支計算書」の計数に誤りはなく、何ら不正非違の点も見受けられず、適正に処理されていることを認めた。

なお、参考までに検査現在期日における現金現在高は次のとおりである。

歳計現金 1億3,217万2,135円、一時借入金 5億円、基金31億551万1,333円、歳計

外現金2,572万1,767円、現金現在高32億6,340万5,235円であります。

次のページに細かい収支計算書とかいろいろ入っておりますので、御覧いただきたいと思います。

最後の2ページに検査実施令和6年10月28日の分と令和6年9月25日分の報告書が入っておりますので、御覧いただければと思います。

これで例月監査のほうは終わります。

続けて、簡易水道の報告をいたします。

簡易水道事業も同じくですので、現金のほうだけ報告したいと思います。

簡易水道のほうも今度からするようになりました。簡易水道と農業集落排水もいたします。これは検査現在期日が令和6年10月末日でございます。検査実施日は、令和6年11月25日です。

この意見としまして、検査現在期日における歳計現金、一時借入金、基金、預金残高の保管状況は、別紙のとおりで預金通帳、保管現金を現金出納簿等と照合した結果、全て符合をし、誤りなく適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納に係る諸帳簿及び証拠書類を関係帳票と照合した結果、別紙「収支計算書」の計数に誤りはなく、何ら不正非違の点も見受けられず、適正に処理されていることを認めた。

なお、参考までに検査現在期日における現預金現在高は次のとおりである。

歳計現金9万2,150円、一時借入金はゼロです。基金もゼロでございます。預金残高は889万6,747円です。現預金現在高は898万8,897円でございます。

中のほうに、また同じくいろいろ勘定内訳とか現預金出納簿とか入っておりますので、御覧いただきたいと思います。

それと、最後の2ページにわたりまして、検査実施令和6年10月28日と令和6年9月25日に実施しました出納検査の報告が載っておりますので御覧いただきたいと思います。

それと、最後にもう一つありますが、農業集落排水事業の報告をいたします。これも文章はほとんど一緒ですので、検査実施日だけ言いたいと思います。農業集落排水事業、検査の対象、地方公営企業法第27条規定による管理者の権限に属する現金の出納及び保管。検査現在期日は、令和6年10月末日。検査実施日、令和6年11月25日。

参考までに、検査現在期日における現預金現在高は次のとおりです。歳計現金1万2,100円、一時借入金、基金はゼロでございます。預金残高416万166円、現預金現在高は417万2,266円でございます。

こちらの中の中に入っております。預金の残高です。それから、農業集落排水

事業の収支表、そういったものが入っておりますので御覧ください。

それと、最後に検査実施日、令和6年10月28日にしました検査と令和6年9月25日に出納検査をしました結果が2ページ添付してありますので、御覧いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、人吉球磨広域行政組合議会の報告をお願いします。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 令和6年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。

令和6年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会（1日目）が、令和6年11月29日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催をされました。

日程第1、議席の指定では、湯前町議会議員の任期満了に伴う改選により、新たに選出された議員の議席を、10番、遠坂道太議員、11番、田山幸平議員に指定されました。加えて、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会の委員に指名されました。

日程第2、会議録署名議員の指名では、21番、永椎樹一郎議員（球磨村）、22番、山口和幸議員（あさぎり町）が指名されました。

日程第3、会期の決定では、田代利一（球磨村）議会運営委員会委員長報告の後、会期を11月29日に開会し、11月30日から12月24日までを休会とし、12月25日を閉会とする27日間に決定しました。

日程第4、議会運営委員会委員の選任では、湯前町議会の改選に伴い、議会運営委員会の1名の欠員が生じたため、上球磨地区から23番、皆越てる子議員（あさぎり町）が選出され、議長から指名されました。

日程第5、行政報告では、理事会代表理事から令和6年第3回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第6、認定第1号、令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について（継続）では、令和5年度決算特別委員会委員長の牛塚孝浩議員（人吉市）から、審議結果についての報告を受け、質疑、採決の結果、全員異議なく、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第7、議案第6号、人吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第8、議案第7号、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）。

日程第9、議案第8号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及

び規約の一部改正について。

この３件を一括して、提案理由の説明を理事会代表理事から受けました。

続けて、議案第６号及び議案第７号の２件について補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行いました。

議案第６号は、議決の特例に伴うため、起立採決を行った結果、全員が起立し、原案のとおり可決しました。

議案第７号は、簡易採決を行い、全員異議なく、原案どおり可決しました。

議案第８号は、12月25日の閉会日に採決することになりました。

以上で、定例会１日目は全て審議を終了し、散会しました。

以上、令和６年第４回人吉球磨広域行政組合議会定例会（１日目）の会議結果について報告をいたします。終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の報告をお願いします。４番、川邊議員。

○４番（川邊正美君） おはようございます。それでは、令和６年11月第４回人吉下球磨消防組合議会定例会の会議の結果を報告いたします。

令和６年11月25日月曜日、午後３時に開会をしております。

場所は、人吉下球磨消防組合消防本部会議場です。

出席者は、議員が８名、執行部より管理者４名、管理者代行といたしまして２名の方が来られております。五木村の総務課長と球磨村の副村長が代理者として来られています。そして、職員が７名、事務局が２名です。

４の会議の結果です。日程第１、会期の決定。令和６年11月25日（１日間）と決定をしております。

日程第２、会議録署名議員の指名では、６番、私、川邊と７番、村上恵一議員（人吉市）が指名をされております。

日程第３、議案第１号、令和５年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてということで、その下に歳入合計、歳出合計、歳入歳出差引残高と載っております。金額も書いてありますので、後で確認をお願いしたいと思います。

その下から、歳入の主なものと、２ページにかけまして、歳出の主なものとして載せてあります。後で目を通していただければと思います。こちらは原案のとおり認定をされました。

日程第４、議案第２号、人吉下球磨消防組合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について。こちらは、ここに書いてありますように、字句の整理及び昨年５月に公布された地方自治法の一部を改正する法律により引用条文の移動が行われていることから、引用条名の改正を行うものです。こちら原案どおり可決をしまし

た。

日程第5、議案第3号、令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第3号）について。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,339万9,000円を、タブレットの中の資料には「追加」というふうに書いてあると思いますけれども、これを「減額」というふうに訂正をお願いします。減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億8,598万円とするものです。増減の内訳としましては、その下に歳入、3ページのほうに歳出を載せております。後で確認をお願いしたいと思います。

日程第6、議案第4号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。こちらは3ページ、4ページのほうにかけてですが、タブレットの資料のほうには令和5年6月30日となっておりますので、令和7年3月31日に訂正をお願いいたします。これは山鹿市が脱退するために規約の一部の変更を必要とするものです。こちら原案どおり可決をしております。

日程第7、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告。令和6年11月6日に第17回目となります本特別委員会を開催しております。その概要について委員長より報告を受けたものです。中身につきましては、執行部よりの説明が載せてありますので、後で目を通していただければというふうに思います。

以上で、人吉下球磨消防組合議会定例会の会議結果の報告を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、行政報告をお願いします。木下村長。

○村長（木下丈二君） おはようございます。それでは行政報告を申し上げます。

本日、令和6年第4回定例会を招集いたしましたところ、御多用の中、全議員の皆様にご出席をいただき誠にありがとうございます。

それでは、10月31日の臨時会以降の行政執行の主なものにつきまして、御報告いたします。

11月6日から8日まで上京し、「安全・安心の道づくりを求める全国大会」、「九州地方国道整備促進総決起大会」に出席し、7日には、球磨郡町村会として関係省庁を訪問し、令和7年度主軸事業要望を行ってまいりました。

11月8日、本村で「小さな村g7サミット」を開催いたしました。人口の少ない全国七つの村が五木村に一堂に会し、今年のテーマである「越境学習による地方と企業の共創」をもとに、講演やパネルディスカッションを行いました。最後には、これからもこの取組を七つの小さな村で連携し継続することを共同宣言として採択いたしました。

11月9日、10日、子守唄公園周辺にて「五木の秋祭り」が開催されました。今年は1日目にg7サミットの各村からの出店もあり、また、両日も、伝統芸能や高校生などによる演目が披露され、大変多くの観光客で賑わいを見せておりました。

11月11日から14日まで上京し、「災害復旧促進全国大会」、「治水事業促進全国大会」、「全国治水砂防促進大会」に出席し、13日には、四期成会の合同要望活動として、県選出の国会議員、関係省庁へ要望してまいりました。

11月18日から21日まで上京し、「全国過疎地域連盟総会」、「県町村会トップセミナー」、「簡易水道整備促進全国大会」、「全国町村長大会」、「全国防災・危機管理トップセミナー」、「山村振興法改正・延長実現総決起大会及び総会」に出席してまいりました。

11月26日から28日まで、議会ダム対策調査特別委員会視察研修及び上京要望のため、議会の皆様と群馬県ハッ場ダム及び栃木県渡良瀬遊水地の視察、地元選出国会議員及び国土交通省へ五木村振興の要望に行ってまいりました。

11月29日、「県防災危機管理トップセミナー」に出席し、併せて同日、球磨管内市町村による創造的復興に向けた県への要望活動を行ってまいりました。

以上、行政報告とさせていただきます。

-----○-----

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 議案第65号 五木村一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第6 議案第66号 五木村行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第7 議案第67号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第8 議案第68号 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第9 議案第69号 工事請負変更契約の締結について
(元井谷川河川災害復旧工事)

日程第10 議案第70号 令和6年度五木村一般会計補正予算(第5号)

日程第11 議案第71号 令和6年度五木村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第12 議案第72号 令和6年度五木村介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第73号 令和6年度五木村代替地上下水道事業特別会計補正予算
(第1号)

日程第14 議案第74号 令和6年度五木村情報通信事業特別会計補正予算(第1号)

日程第15 議案第75号 令和6年度五木村簡易水道事業会計補正予算(第1号)

日程第16 議案第76号 令和6年度五木村農業集落排水事業会計補正予算(第1号)

○議長(岡本精二君) 次に、議案に入りますが、議案名につきましては事務局長に朗

読をさせます。議会事務局長。

○議会事務局長（木野徹也君） それでは、朗読いたします。

日程第4、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について、日程第5、議案第65号、五木村一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、日程第6、議案第66号、五木村行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第7、議案第67号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、日程第8、議案第68号、人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、日程第9、議案第69号、工事請負変更契約の締結について、日程第10、議案第70号、令和6年度五木村一般会計補正予算（第5号）、日程第11、議案第71号、令和6年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第12、議案第72号、令和6年度五木村介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第73号、令和6年度五木村代替地上下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第74号、令和6年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第1号）、日程第15、議案第75号、令和6年度五木村簡易水道事業会計補正予算（第1号）、日程第16、議案第76号、令和6年度五木村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）。

以上です。

○議長（岡本精二君） 以上の議案を一括上程します。

これより提案理由の説明を求めます。木下村長。

○村長（木下丈二君） 提案理由を申し上げます。

それでは、今議会へ提案しております議案について御説明いたします。

今議会へ提案いたします議案は、諮問案件1件、条例等の一部改正案件4件、工事請負変更契約の締結案件1件、補正予算案件7件の計13議案であります。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、委員1名が令和7年3月に任期満了を迎えるに当たり、次期候補者を法務大臣に推薦する必要があるため、人権擁護委員法の規定に基づき、今議会にて次期候補者の推薦を諮問するものであります。

議案第65号、五木村一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、民間給与の格差を踏まえ行われた国の人事院勧告及び県人事委員会勧告を受け、関連する条例の一部を改正するものであります。

議案第66号、五木村行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、行政手続等における押印を見直し、住民の負担軽減や利便性向上を図るため、関係条例を整備するものであります。

議案第67号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一

部変更について及び議案第68号、人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約の変更を行うもので、地方自治法の規定に基づき、構成市町村の議会の同文議決をお願いするものであります。

議案第69号、工事請負変更契約の締結については、変更契約締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第70号、五木村一般会計補正予算（第5号）は、既決予算に歳入歳出それぞれ1億2,972万1,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を49億3,434万9,000円とするものであります。

主な歳出は、職員の給与改定に伴う人件費や五木中学校校舎改修設計業務委託料、林道災害復旧工事に要する経費などを計上しております。

議案第71号、五木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、既決予算に歳入歳出それぞれ48万5,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を1億5,813万3,000円とするものであります。

職員の給与改定に伴い、人件費を増額しております。

議案第72号、五木村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、既決予算に歳入歳出それぞれ1,423万5,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を2億3,615万7,000円とするものであります。

主な歳出は、施設介護サービス給付負担金を計上しております。

議案第73号、五木村代替地上下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、既決予算から歳入歳出それぞれ50万円を減額し、歳入歳出予算それぞれの総額を1,748万6,000円とするものであります。

歳出のうち、消費税を減額しております。

議案第74号、五木村情報通信事業特別会計補正予算（第1号）は、既決予算に歳入歳出それぞれ335万3,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を2億1,117万6,000円とするものであります。

光ケーブル張替業務委託料を増額しております。

議案第75号、五木村簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的收入を496万7,000円増額し、収益的支出を8万円減額し、特例的收入において未収金を1万4,000円減額し、特例的支出において未払金を124万円減額するものであります。

消費税の還付金などを計上しております。

議案第76号、五木村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）は、収益的收入を229万9,000円増額し、特例的收入において未収金を6,000円増額し、特例的支出に

において未払金を222万5,000円減額するものであります。

消費税の還付金などを計上しております。

以上でございます。これらの議案の詳細につきましては、職員から説明いたしますので、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） ここで暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、諮問第2号の説明を求めます。木下村長。

○村長（木下文二君） それでは、諮問第2号について説明をいたします。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

お手元に資料を配付してございますけども、住所、生年月日等については明記のとおりであります。氏名、島巻恵理さんでございます。

理由につきましては、先ほど提案理由の中で申し上げましたとおりに、今委員の1名の方が任期が来年の3月で満了ということになってございます。次期候補者を法務大臣のほうに推薦をする必要があるということで、今回諮問をするところでございます。島巻氏についてもいろいろ活動をされておりまして、人権擁護委員としては適任であるというふうに思っているところでございます。どうかよろしく願い申し上げます。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第65号から議案第68号までの説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、おはようございます。ちょっと長くなりますが、65号から68号まで説明をしたいと思います。

まず、議案第65号です。五木村一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について。

五木村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるといことで、第1条から書いてあるわけですが、後ほど中身については御説明したいと思います。

条文の中、16ページになりますが、提案理由です。民間給与の支給割合との均衡

を図るために行われた国の人事院及び熊本県人事委員会の給与勧告を踏まえ、関連する条例の一部を改正するものでございます。

資料のほうで説明を行っていきたいと思います。総務課資料のタブレットに入っていると思います。A4横で右側のページですけど数字が書いてある資料でございます。

まず、1ページおめくりいただきますと、一番上に議案第65号と書いております。内容につきましては、先ほど提案理由で申し上げたとおり、今年8月8日の人事院勧告及び10月11日の熊本県人事委員会からの勧告を受けまして、職員給与を引き上げて、期末勤勉手当を年間4.50月から4.60月、0.05月分引き上げるものでございます。給与につきましては、若年層に重点を置き、全ての職員を対象に全俸給を引き上げるということです。

次のページにその内容についてちょっと詳細に書いております。

まず、1点目の改正の背景でございますけども、(1)として給与です。今年8月人事院勧告により、官民格差1万1,183円(2.76%)ということでございますけども、埋めるために給与条例を改正するものでございます。(2)賞与でございますけども、民間の支給状況を踏まえ、期末手当及び勤勉手当、これは職員だけですけども反映するものでございます。

次に、2番として改正の概要です。(1)の給与で、先ほど申したとおり若年層に重点を置き給料表の引き上げの改定です。(2)これも先ほど申したとおり賞与で、現在、年間4.50月分ですけども4.60月分、0.1カ月分アップするということです。

3番に具体的にはと書いております。給与の上昇率を書いております。全てが全て申し上げませんけども、まず、表の中の①1級1号が、現行で16万2,100円でございます。改正しまして18万3,500円となり増額で2万1,400円、上昇率としましては11.66%です。

次に、一番下の⑥の6級1号でございます。五木村では総務課長あるいは総務課長経験者ということですけども、現行では32万3,100円、改正で33万5,000円、増額の1万1,900円と、3.55%。先ほど申したとおり若年層に重点を置いておりますので、若い人のほうが上昇率が高いということになります。

一番下の表です。(2)の賞与の上昇額です。こちらも若干の説明ですが、表の中の主事級、職務給が1級1号でございますけども、基本給が今回18万3,500円に変わりますので現行の4.5カ月分、これ年間ですね、したときに82万5,750円と、これが4.6カ月分になりますと84万4,100円となるということで、1カ月分の差額1万8,350円となるということです。先ほど申したとおり一番下の総務課長ですが、6級の

1号、基本給が33万5,000円となると、4.5月分で150万7,500円、これが4.6カ月分になると154万1,000円と、3万3,500円の年間差額ということになります。

以上が議案第65号の御説明でございます。

次に、議案第66号の御説明です。五木村行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

五木村業瀬手続等における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めるということで、まず、条例に関するものは、第1条、固定資産評価審査委員会条例の改正です。第2条が、五木村予防接種健康被害調査委員会設置条例です。三つ目、第3条になりますが、五木村火入れに関する条例の一部を改正するものです。

提案理由としましては、行政手続等における押印を見直して、住民の負担軽減、利便性向上を図るためにこの条例を提出するものでございます。

また、先ほどの資料のほうにお戻りいただきたいと思います。

まず、1ページに議案第66号について書いております。内容は、これはちょっと前の話になるんですけど、令和2年7月7日に、総務省自治行政局長から「書面規制、押印、対面規制の見直しについて」というのが通達されております。これに基づいて「押印見直し」の関係条例を制定するものでございます。先ほど申したとおり、住民の負担軽減や利便性も同時に図っていくということです。重複しますが、固定資産評価委員会、五木村予防接種健康被害調査委員会、五木村火入れに関する条例ということです。

これはちょっとざっくりとした説明ですけども、Aとして共通事項としまして、「署名押印しなければならない」となるのを「署名しなければならない」、つまり「押印」を削るものでございます。Bにつきまして、ほかにもいっぱいあるんですが、各種施行規則も押印廃止に準じて押印を不要とすることにしております。例えば総務課でおきますと、ケーブルテレビに加入するときに名前を書いて押印していたかなければなりません、そういう押印を廃止するというところでございます。Cで施行規則等の改正数は全147件でございます。

施行期日は、途中でちょっと煩雑になってしまいますので、施行期日としては令和7年4月1日から行っていきたいと思っております。その間に職員には説明会等を行っていききたいと思います。

以上で、議案第66号の御説明は終わります。

次に、議案第67号でございます。熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年3月31日限りで、熊本県市町

村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更するという事で、先ほど消防組合の報告にもございましたけれども、内容としましては、山鹿市が脱会するという事で、山鹿市を削るという事でございます。

提案理由は、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があることから提案するものでございます。

資料のほうに若干の説明はありますけれども、現在、県下団体35市町村団体が入ってるそうでございます。それが山鹿市が抜けるということで、34になるという事でございます。

次に、議案第68号の御説明申し上げます。人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務を変更し、人吉球磨広域行政組合規約の一部を次のとおり変更するという事で、いろいろ削除が多くなっております。

まず、提案理由から申し上げます。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定のより、議会の議決を経る必要があるというものでございます。

こちらは資料のほうをお願いしたいと思います。1ページの一番下です。議案第68号について書いております。行政組合規約に「ふるさと市町村圏契約」この人吉広域にわたる計画の策定などをする計画でございますけれども、現在、「人吉球磨定住自立圏推進協議会」、これは人吉市が事務局になっておりますけれども、人吉市のほうで取りまとめといいますか、もちろんほかの町村も参画しておりますけれども、広域的な計画を策定するため、この「ふるさと市町村圏」に係る文言を削除するものでございます。こちら人吉球磨10市町村の同文議決でございます。人吉球磨定住自立圏推進協議会ということで、冊子が来年4月に改訂が行われますが、約70ページにわたるこの冊子があるんですけども、ちょっとタブレットのほうにお願いしてたんですけど入ってないようですので、会期中にはその市町村圏の冊子を入れたいと思っております。

以上で、議案第65号から68号の御説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第69号の説明を求めます。黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） おはようございます。

それでは、議案第69号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結する。

- 1、工事番号、4 災補河第494号。
- 2、工事名、元井谷川河川災害復旧工事。
- 3、契約金額、当初 1 億3,860万円、変更 1 億4,316万3,079円、増額456万3,079円です。
- 4、契約の相手方、熊本県球磨郡五木村甲1046番地 9、株式会社技建日本、代表取締役堀川匠太。

提案理由です。地方自治法第96条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決に付する必要がある。これがこの議案を提出する理由であります。

今回の増額の変更内容でございますが、タブレットに格納しております資料を御確認いただけたらと思います。議案第69号という資料があると思いますが、元井谷川の河川災害復旧工事でございます。工期のほうが令和 5 年 4 月 27 日から令和 7 年 1 月 31 日となっておりますけれども、今回の増額の理由でございます。変更理由ということに書いておりまして、査定後の出水により、未施工区間である 2 工区上流のブロック基礎高が現況河床より低くなった。そのままにしておくと今後の出水により被災する可能性が高いということで、本工事の取付部として復旧するということでございますが、平面図を御覧いただきたいと思います。河川の災害でございまして、右岸、左岸とも被災しております。1 工区、2 工区、3 工区、4 工区というふうに工事が分かれてはございますけれども、今回の増額分の追加施工箇所延長10メートルと書いてございます。青色の部分でございますけれども、これが矢印、河川の流れでございます。ここの箇所が写真 1、右側にございますが、追加施工箇所ということで、これも10メートルということで、これが青色でかかっている分でございます。ここにつきましては、被災してはおりませんでしたけれども、変更理由のとおり出水によって基礎が洗堀されてもろい状態になっているということで、今回、ここも壊して新しく取付大型ブロックを取り付けるということでございまして、その分の費用が456万3,076円でございます。

なお、この変更増額分につきましては、全額国費対象となるところでございます。

以上で、議案第69号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） ここで暫時休憩します。11時10分から行います。

—————○—————

休憩 午前11時00分

再開 午前11時12分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第70号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、議案第70号、一般会計補正予算の御説明申し上げます。

1 ページをお願いします。令和6年度五木村一般会計補正予算（第5号）。

令和6年度五木村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,972万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,434万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2 ページ目をお願いします。第1表の歳入歳出予算補正の歳入です。補正予算額のみ申し上げます。国庫支出金の国庫負担金、国庫補助金、合わせまして122万8,000円、県支出金の県負担金、県補助金、合わせまして3,173万1,000円、財産収入で財産運用収入、財産売却収入、合わせまして31万3,000円、繰入金で613万円、繰越金で2,371万3,000円、諸収入の雑入、受託事業収入、合わせまして1,610万6,000円、一番最後の村債です。5,050万円です。歳入合計が補正前額48億462万8,000円から補正額1億2,972万1,000円足しまして49億3,434万9,000円となります。

次の3ページです。歳出です。こちらも補正予算額のみ申し上げます。議会費で83万1,000円、総務費の総務管理費から戸籍住民登録費まで1,912万6,000円、民生費の社会福祉費、児童福祉費、合わせまして1,059万4,000円、衛生費の保健衛生費で83万2,000円、農林水産業費の農業費、林業費、合わせまして604万9,000円、商工費で減額の961万6,000円、土木費の土木管理費から、次のページにまたがります。住宅費までになりますが、合わせまして106万1,000円。

4 ページからになります。消防費で363万4,000円、教育費の教育総務費から歴史文化交流施設費まで、合わせまして4,721万円、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で4,900万円、最後です。公債費で100万円、歳出合計、補正前額が48億462万8,000円、補正額が1億2,972万1,000円、合わせまして49億3,434万9,000円となります。

5 ページが地方債補正になります。補正をしたところだけ申し上げます。中央付近ですけど、災害復旧事業債が1,900万円です。補正前の額が4,650万円、補正額1,900万円、合わせまして6,550万円です。最後の段になりますが、合計の補正前が5億850万円、補正額が5,050万円、合わせまして5億5,900万円になります。

次に、事項別明細になります。歳出のほうから申し上げます。12ページになります。まず、条例の中身でも申し上げましたけども、全款にわたりまして給与改正に伴う人件費の増額を行っておりますので、よろしくお願いします。議会費につきましても人件費の増額です。合計しまして83万1,000円の増額です。

次に、総務費の一般管理費になりますが、主に人件費になりますが、繰出金、情報通信事業特別会計繰出金が335万3,000円です。一番最後の役務費、通信運搬費30万増額しておりますけども、御存じのとおり10月より郵便料金の改定が行われております。その関係で若干3月まで足りないかなという見込みで30万増額しております。

次の13ページです。ここも結構人件費多いですので、ちょっと割愛しながら申し上げます。一番下の表になります。総務費の戸籍住民登録費で委託料で戸籍情報システム改修業務委託料99万円、備品購入費になりますが旅券交付端末機器の購入でございます。45万7,000円。戸籍住民登録費、合わせまして144万7,000円です。

次のページから民生費になりますが、ここも人件費関係が主でございます。この14ページの中の一番下から2番目です。障害者福祉費になります。地域生活支援事業業務委託料が8万円、障がい福祉サービスシステム改修業務委託料が80万円となっております。障害者福祉費だけ申し上げますと、補正額が448万円です。

次の15ページをお願いします。こちらのほう、子育て・定住支援費、健やか子供医療費助成金が25万円の増額、その下、民生費の児童福祉費でございますけども、全体的に19万3,000円の増額でございます。

16ページ、次のページです。こちらも職員給与等が主でございますけども、中には健康ポイント報償金とか新生児の聴覚の検査助成金などが入っております。また、一番下はごみステーション施設整備事業費補助金と入っております。保健衛生費の増額が合わせまして83万2,000円です。

次のページになります。17ページをお願いしたいと思います。農林水産業費の部分につきましても主に人件費、給与等が増額になっているところです。その下の表ですけど、農林水産業費の林業費でございます。林業振興費で合わせまして、減額の135万円です。造林費につきましても主に人件費でございます。一番下、負担金、補助及び交付金ですけども、造林作業路開設負担金で21万2,000円でございます。

18ページになります。農林水産業費の林業の中の一番下、森林経営管理費が造林事業補助金で300万円でございます。

次に、商工費に移ります。商工振興費で次世代を担う事業者支援補助金、減額の1,000万円でございます。これは事業に手を挙げていた方が、事業所が今回は見送るということで1,000万円の減額でございます。

次に19ページ、次のページお願いしたいと思います。中央付近でございますが、こちら道路橋梁費です。こちらも人件費が主になっております。

それから、次の20ページです。消防費になりますが、若干細かく申し上げたいと思いますが、消防総務費の中の一番上、人吉球磨消防指令事務協議会負担金2万8,000円という金額でございますけど、これは上球磨、下球磨の通信指令、いわゆる電話を受けて各所に通信する。それが合併になるそうでございます。そのための事務負担金ということで、うちが一番安いんですけども、各町村事務の負担金を拠出するというところでございます。

次に、消防施設費で委託料、デジタル防災行政無線定期検査業務委託料321万4,000円でございます。これは資料にも書いておりますが、総務省の電波法で決まっている検査をやらなければいけないということで計上しているところでございます。

次に、教育費ですが、このページにつきましても職員手当等の人件費の補正です。

次に、21ページです。こちらも主に人件費ですけども、各所、備品購入費で消火器がもう期限切れになるということで、消火器を買うということでございます。中央付近、教育費の中学校費の教育委員会費になりますけども、皆さんもう説明があられたかとは思いますが、小中一貫の統合に伴いまして五木中学校校舎改修設計業務委託料ということで4,200万円を計上しております。

一番下の表ですが、次に、教育費の社会教育費でございます。主な増額としては、文化財保護費で旧二中の民具の整理・移動業務委託料が40万円です。若干飛びますが、一番下の表、災害復旧費の農林水産業災害復旧費で、まず、農地災害で入鴨地区の農地災害費減額100万円、これは県の河川の施工に伴いまして、まだ農地の災害復旧ができないということで100万円減額してるところです。一番下になります。林業施設災害復旧費で令和6年災になりますが、林道災害復旧工事です。こちら資料が提出してあったと思います。

最後のページになりますが、23ページが一時借入金の利子を100万円増額しているところでございます。

24ページからは給与費明細ということで、後ほど御覧いただければと思います。

次に、歳入になります。今度は8ページになります。国庫支出金になりますが、民生費の国庫負担金で39万6,000円、その下が、民生費の国庫補助金になります。環境費国庫補助金で83万2,000円、一番下の表、県支出金が民生費負担金で18万円となっております。

次の9ページをお願いします。こちらは県支出金になりますが、一番上の総務費補助金、地方バス運行等特別対策補助金ということで30万上げております。これは

まだ確定ではございませんが、昨年度が40万円でしたので、毎年これは県からの補助金が減ってきております。今回、試算によりまして30万円だけ計上しております。それから、県支出金の災害復旧費補助金です。林道災害復旧費補助金で3,100万円です。特にこれは通常の災害復旧の補助金で、激甚等ではございません。

次、10ページをお願いしたいと思います。繰入金で公共施設整備基金繰入金から五木村振興基金繰入金まで、合わせて613万円です。主なものとしましては、公共施設整備基金繰入金で1,028万円となっております。

一番最後、繰越金になりますけども2,371万3,000円です。主に給与費等に充当しているところです。

最後、11ページです。雑入になります。大きなもので後期高齢者医療広域連合療養給付費精算金ということで、まさしく精算したら1,652万6,000円入ってくるということでございます。

次に、一番下の村債です。災害復旧事業債、農林水産施設災害復旧債、林道の災害ですけども1,710万円です。その他の公共施設ということで、これも毎年こういう額がありますけども、くま川鉄道の災害復旧の負担分ということで190万円、教育費で、先ほど小中一貫の話を申し上げましたが、学校教育施設等整備事業費、教育債でございまして3,150万円です。

以上で、ちょっとかいつまんだ説明になりますけども、議案第70号の御説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第71号及び72号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） おはようございます。議案第71号、令和6年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。令和6年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,813万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開きください。歳入歳出予算補正ということで、まず歳入からでございます。款項、補正予算額のみを申し上げます。国民健康保険税、国民健康保険税536万8,000円の減額でございます。繰入金、一般会計繰入金と基金繰入金、合わせまして418万9,000円です。繰越金、繰越金166万4,000円です。歳入合計48万

5,000円です。歳入総額1億5,813万3,000円です。

次に、歳出でございます。総務管理費、総務管理費48万5,000円、歳出合計48万5,000円です。歳出総額1億5,813万3,000円でございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細についてでございます。6ページをお開きください。まず、歳入でございます。国民健康保険税、国民健康保険税ということで、説明のほう御覧いただきたいと思いますが、医療給付費分から滞納繰越分ということで、これは令和6年度の税率改正によるものでございます。税率の引き下げに伴いまして、調定の減ということで、予算の減額をしておるところです。

次に、繰入金、一般会計繰入金でございます。給与費等の繰入金ということで48万5,000円です。そして、一番下の段ですが、基金の繰入金370万4,000円となっております。

次に、7ページをお開きください。繰越金でございます。繰越金につきましては166万4,000円を計上させていただいております。

次に歳出でございます。説明のとおりでございます。職員給料から共済組合ということで給与改定に係る分で計上をさせていただいております。

9ページをお開きください。こちらは給与費明細となっております。後ほど御覧をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、議案第72号、令和6年度五木村介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。令和6年度五木村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,423万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,615万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、2ページをお開きください。歳入歳出予算の補正です。まず、歳入からです。款項、補正予算額のみを申し上げます。保険料、介護保険料217万9,000円です。国庫支出金、国庫負担金と国庫補助金、合わせまして330万3,000円です。支払基金交付金、支払基金交付金357万9,000円、県支出金、県負担金と県補助金、合わせまして247万2,000円です。繰入金、繰入金255万3,000円です。繰越金14万9,000円でございます。歳入合計1,423万5,000円、歳入総額は2億3,615万7,000円でございます。

次に、歳出でございます。総務費、総務管理費と介護認定審査会費、合わせまし

て83万円です。保険給付費、介護サービス等諸費から6番目の特定入所者介護サービス等費まで、合わせまして1,425万6,000円です。

次に、地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費100万円の減額です。諸支出金、償還金及び還付加算金ということで、14万9,000円です。歳出合計1,423万5,000円です。歳出総額2億3,615万7,000円となっております。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細の説明をさせていただきます。まず、歳出のほうから説明をさせていただきます。9ページをお開きください。まず、9ページについては、人件費等になっております。改定部分になっております。

10ページでございます。こちらのほう、上のほうから居宅介護サービス給付負担金ということで、261万7,000円を計上いたしております。こちらにつきましては、居宅介護サービスにおける訪問介護、そして訪問看護の増加による部分でございます。

次に、施設介護サービス給付負担金ということで、1,645万4,000円を計上させていただきます。この内訳につきましては、介護老人福祉サービスですけれども、これは特養ですけれども、特養の部分が若干減少はしておりますけれども、介護老人保健施設というところで、この部分についてが1,500万円ほど、それと、あと介護医療院、こちらのほうの施設のサービス費のほうが500万円ほど増加したということで、こちらのほう1,645万4,000円を計上させていただきます。

次に、地域密着型介護サービス負担金ということで、523万6,000円を減額しておりますが、こちらのほうは認知症対応型のサービス負担金のほうが約200万円、そして、地域密着型通所ということで、これは小規模多機能施設の通所ということで、現在おられないということで、こちらのほうは大体400万程度減額しております、合わせまして523万6,000円を減額をいたしているところでございます。

次に、12ページのほうをお開きください。介護予防・日常生活支援総合事業費ということで、こちらのほう100万円を減額をいたしております。こちらのほうは比較的介護度の低い通所ということで、対象の方がおられなかったということで100万円の減額ということで計上させていただきます。

次に、歳入のほうを説明させていただきます。6ページを御覧ください。まず、保険料のところでございますが、第1号被保険者保険料、現年度分ということで217万9,000円を計上させていただきます。これは令和6年度から8年度まで、第9期介護保険事業計画期間中ということで、保険料の見直しを行っております。基準額が月額6,300円から6,600円へ改定を行ったということで、300円の増額ということで、それに伴う介護保険料の増額でございます。

次に、中央辺りに介護給付費等負担金、国庫支出金でございますが203万6,000円

ということで、これは歳出の支出に合わせまして負担金の国庫支出金のほうを増額をいたしております。その下の調整交付金でございますが、こちらのほう158万3,000円ということで、これは国の調整交付金ということで、高齢者の人員とかそういうもので調整交付がされるものでございまして、これについても歳出に合わせましてルールどおり増額をいたしているところでございます。

次に、7ページをお開きください。一番上の介護給付費交付金でございます。支払基金の交付金ということで、こちらも歳出に合わせたところで増額をいたしております。中央辺りの県支出金、県負担金の介護給付費負担金259万7,000円です。こちらのほうも支出に合ったところの増額ということでございます。

8ページでございますが、繰入金、繰入金ということで、介護給付費繰入金178万2,000円ということで、こちらのも支出に合わせてルールどおり繰入を行うものでございます。

以上で、歳入の説明は終わります。

最後に、13ページからでございますが、職員給与費等明細のほうを載せさせていただいておりますので、後ほど御覧をいただければと思っております。

以上で、議案第71号、第72号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第73号の説明を求めます。黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） それでは、議案第73号の御説明をいたします。

令和6年度五木村代替地上下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、1ページをお開きください。令和6年度五木村代替地上下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,748万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。款項と補正額を読み上げます。繰入金、1繰入金74万7,000円の減額です。諸収入、雑入24万7,000円です。合計の50万円の減額、歳入合計が1,748万6,000円です。

続きまして、3ページの歳出でございます。管理費、維持管理費50万円の減額でございます。歳出合計1,748万6,000円です。

続きまして、歳入歳出補正予算の事項別明細書を御説明いたします。まず歳出、7ページをお開きください。消費税が50万円の減額でございます。これにつきましては、今年度より代替地上下水道が消費税の課税事業者となったところでございま

す。それに伴いまして返還分の消費税が発生するということで、当初に50万円を計上していたところでございます。今回、24万7,000円の還付金がございます。戻ってきたということで、支払う必要がなくなったということで消費税50万円分を減額しているところでございます。

6ページの歳入でございます。一般会計繰入金74万7,000円の減額でございます。こちらについては、一般会計より繰入金、今回の還付金とその調整により繰入金を減額と計上したところです。それと雑入、こちらで消費税の還付金ということで、24万7,000円を計上してるところです。

以上で、議案第73号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第74号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、議案第74号の御説明申し上げます。

1ページおめくりください。情報通信会計でございます。令和6年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ335万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,117万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページをお願いします。第1表です。歳入歳出予算補正です。補正予算額のみ申し上げます。繰入金で335万3,000円、歳入合計ですが、補正前の額2億782万3,000円、補正額335万3,000円、合わせまして2億1,117万6,000円です。

次の3ページは歳出です。こちらも補正予算額のみ申し上げます。総務費の維持管理費で補正額が335万3,000円、歳出合計が補正前の額2億782万3,000円、補正予算額335万3,000円、合わせまして2億1,117万6,000円となります。

次に、歳入のほうをお願いしたいと思います。6ページになります。歳入の繰入金です。一般会計繰入金で335万3,000円となります。

次に、歳出、7ページになります。総務費の維持管理費で光ケーブル張替業務委託料335万3,000円です。総務課資料には現況の写真を付けておりますけども、村道の4路線について約7カ所、いろんな草木のつるとかそういうのを切ったり、あと村道梶原線において法面工事、ロックネットを張った工事がありますが、そのときに仮設でケーブルを張っておりますけども、それを戻す工事などの現況の写真を付けておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上で、議案第74号の御説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第75号及び76号の説明を求めます。黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） それでは、議案第75号、令和6年度五木村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1ページでございます。（総則）第1条、令和6年度五木村簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条、収益的収入及び支出の補正額は、次のとおりとする。

収入、第1款簡易水道事業収益、第3項特別利益496万7,000円です。

支出、第2款簡易水道事業費用、第1項営業費用8万円の減額です。

（特例的収入及び支出の補正）

第3条、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、未収金より1万4,000円減額し未収金総額を98万6,000円とし、未払金より124万円を減額し、未払金総額を37万1,000円とする。

続きまして、予算に関する説明書でございますが、3ページ、4ページでございます。こちらは直接予算には関係ございませんけども、一応、地方公営企業法上、議会に提出するものではございませんけども、一応、参考資料として付けております。令和6年度の五木村簡易水道事業の予定開始貸借対照表でございます。こちらのほうも当初予算で説明した4月1日現在の分が若干変わりましたので、参考として添付してるところでございます。これにつきましては、3ページの一番下段でございます。資産の合計3億7,177万7,116円がこの簡易水道事業の資産というところでございます。併せて、こちらの資産の内訳といいますか、この負債の部、資本の部合わせまして、同じ額3億7,177万7,116円でございます。

5ページをお開きください。横長になります。こちらのほうが事項別明細書になります。収入、説明を申し上げたいと思います。令和5年度分の消費税及び地方消費税の還付金が496万5,000円返ってくるところでございます。それに合わせて、還付加算金も合わせまして補正額496万7,000円です。

続きまして、6ページでございます。支出でございます。こちら光熱水費、通信運搬費でございますが、電気料と電話料でございます。こちらが不足する分でございます、その分を計上してるところでございます。合わせて34万6,000円です。総係費の扶養手当と通勤手当増額分と児童手当増額分、こちらにつきましては、職員の給与を当初見ていた額が減額となると。対象とする職員が代わりましたので、補正として42万6,000円の減額でございまして、トータル8万円の減額でございます。

続きまして、議案第76号、令和6年度五木村農業集落排水事業会計補正予算（第

1号)でございます。

(総則)

第1条、令和6年度五木村農業集落排水事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入の補正)

第2条、収益的収入の補正額は、次のとおりとする。

収入、第1款農業集落排水事業収益、第3項特別利益229万9,000円です。

(特例的収入及び支出の補正)

第3条、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、未収金に6,000円増額し未収金総額を1万6,000円とし、未払金より222万5,000円を減額し未払金総額を30万7,000円とする。

予算に関する説明ということで、3ページをお開きください。こちらでも直接予算には関係ございませんが、参考資料として貸借対照表を添付してるところでございます。農集の資産合計として1億7,178万7,556円でございます。

最後、5ページを見ていただきたいと思います。今回の第1号補正予算事項別明細でございます。こちらにつきましても収入でございますが、特会同様、課税事業所となったところでございます。その分の消費税が還付されるということで、収入に229万8,000円、それに還付加算金1,000円を合わせまして、補正額が229万9,000円でございます。

以上で、議案第75号、第76号の説明を終わります。

○議長(岡本精二君) 以上で、議案の説明が終わりました。

ここで昼食のため暫時休憩します。午後1時から再開をいたします。

—————○—————

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

—————○—————

○議長(岡本精二君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第17 質疑

○議長(岡本精二君) 次に日程第17 これから質疑を行います。

まず諮問第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(岡本精二君) 質疑なしと認め、これで諮問第2号の質疑を終わります。

次に議案第65号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第65号の質疑を終わります。

次に、議案第66号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第66号の質疑を終わります。

次に、議案第67号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第67号の質疑を終わります。

次に、議案第68号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第68号の質疑を終わります。

次に、議案第69号の質疑を行います。質疑ございませんか。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 建設課長にちょっとお尋ねいたします。この箇所は非常に毎年災害の起きるところでございまして、これで担当課としてはあそこは上から来ても大丈夫だということだろうと思いますが、そういうことで確認していいですか。

○議長（岡本精二君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お応えいたします。

こちらの河川災害でございますけども、西村議員おっしゃるとおり災害が多発して、令和2年の豪雨災害から災害復旧をしたけども、令和4年の台風災害でまた被災したというところでございます。今回、最後の変更ということで、工事完了が工期の期日が令和7年1月31日ということで設定しております。これ以上延びることはないということで考えてるところでございます。関係者の方、特にお住まいになられている住民の方からもいつも大丈夫かということも聞かれておりました。それにつきましても今回で全て大丈夫でございまして、右岸左岸合わせてまた今回最後の追加施工ということで、これで完了と、大丈夫であると思ってるところです。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

質疑なしと認め、これで議案第69号の質疑を終わります。

次に、議案第70号の質疑を行います。これから一般会計の補正予算でございます。歳入歳出に分けて行います。歳出12ページから行います。ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 13ページ、ございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 13ページですが、この一番下の旅券交付端末機器の購入があり

ますが、この旅券で大体どのぐらいの期間で機器の購入があるのかと、大体、年間どれぐらいの申請者がおられるのかちょっとお伺いいたします。

○議長（岡本精二君） 北原住民税務課長。

○住民税務課長（北原仁司君） お答えいたします。

この旅券交付の端末機ですけれども、おおむね5年をめどに更新でございます。それと申請者数ですけれども、年によってまちまちでございますが、今年度は今8名の方が申請をしておられます。十数名で多いときは20名を超えることもあります。以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） ここに地方バスの件が出ておりますので、この件をちょっとお伺いしたいと思います。運行の特別対策補助金ということで1,151万3,000円あるわけですが、このバスですね、来年、再来年はもうはっきり決まったですか、どうなるかは。そこら辺が前聞いたときは、まだはっきりはしてないというようなふうに聞いた記憶があるんですが、その件です。金額の問題というよりバスの運行状況、来年度からの見通しをちょっと教えてください。どうなってるのか。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、もう令和8年度から廃止ですよというのがまだ来ておりません。決算の委員会だったですか、あのとき申し上げたとおり、くま川鉄道が令和7年度中に開通したいという兼ね合いもあって、五木というか国道445号線だけが廃止になるんじゃないくて、例えば、木上とか水上とかも該当しておりますので、まだちょっと最終的な、例えば令和7年3月31日でやめますよというのがちょっとまだ来てない状況です。ただ、もうそれを見越して、私たちはもういろいろ廃止になるだろうという予測で今動いてるところでございます。

○議長（岡本精二君） ようございますか、2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 私は税務総務費の中の委託料の中の電子申告・申請初期導入業務委託料とあるんですが、これとe-Taxの関係はどういうふうになってるのかです。個人でする分と役場でも電子申告を受け付けるのをまた別とするのか。その辺の説明をお願いします。

○議長（岡本精二君） 北原住民税務課長。

○住民税務課長（北原仁司君） お答えいたします。

この電子申告や初期導入の業務の委託料ですけれども、これは現在、軽自動車税とかはQRコードですね、ああいうので読み込めるようになっておりますが、その税目をそれ以外にも住民税とか固定資産税にも拡大するためのデジタル化の業務の

委託料になります。

以上です。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） それでは、e-Taxとかは関係ないということですね。村がする申告というか軽自動車税とか、村独自の税関係のやつの業務用の委託料なんですね。確認をしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 北原住民税務課長。

○住民税務課長（北原仁司君） お答えいたします。

e-Taxとも関連はしております。ただ、これはまだ地方公共団体電子化協議会ですね、そちらのほうにまずは初期の導入費として委託する分でございます。その後、またうちのシステムでありますRKKCSとか、そういうのはまた別の令和7年度以降の委託料で計上をしたいと思っております。

以上です。

○議長（岡本精二君） ようございますか。13ページ、ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 14ページ、ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 15ページ。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 15ページの広域入所認定こども園の給付費が減額になっておりますが、これはもう五木のこども園に通所というかそういう関係で減額になったのか。それとも、もう五木から出て行かれたのか確認をしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

広域入所認定こども園の給付の負担金ということで100万3,000円が減額ということでございますけれども、こちらのこの事業については、広域の入所費ということで、住所のある自治体が負担措置を行うものになっております。この部分について当初予算を計上をいたしておりましたが、5月から該当の方が退所をされるということになったものですから、11カ月分を減額するものでございます。単価としましては9万1,180円の11カ月分の減額ということでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） ようございますか。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） その退所されたという理由は五木のほうに通われるのか、それとも、もう家族が外に出て行ったのかどうか確認できますか。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

この方については、広域入所ということで、他の自治体に入所をされておりまして、その退所をされたということで、こちら五木村に戻って来られたということで、そういうことでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 保健福祉課長、この広域入所認定こども園というのはどういうものですかということを説明してないから分からない。五木の方が出て行って、そのところを言ってください。どういうものというのを。

○保健福祉課長（高田孝浩君） すみません、失礼いたしました。

まず、この広域入所認定こども園の給付費の負担金ということでございまして、五木に住所のある方が何らかの理由によりまして他の自治体で保育所に通わせるという場合、この場合については住所のある自治体が負担措置を行うことになっておりまして、その方について、当初予算の計上をしておりましたけれども、その方について他の自治体の保育園を4月いっぱい退所されたということで、5月から予算のほうは不用になったということで、この負担金を減額をさせていただいたということでございます。

○議長（岡本精二君） ようございますか。6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） 小さいことですがお尋ねします。報償費の中で子供・子育て会議の委員報酬と書いてありますが、どういうメンバーで何名でこれは委員の構成は。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

この子供・子育て会議ということで、これについては令和7年度から5カ年ということで、子供・子育て計画というのを村のほうで立てる必要がございまして、今年度、この子供・子育て会議ということで、会議のほうを開催させていただいて、計画の内容をいろいろ検討していただくというものでございまして、その折に会議に出席をいただくということで、このメンバーにつきましては、学校関係者、そしてPTA、そして保育所の保護者、それと地区の方々、皆さま方の代表とかそういう方々になっております。その代表者の方に集まっていただいて、いろいろと子供・子育てについて検討・議論をしていただくというものでございます。

○議長（岡本精二君） 15ページ、ほかにございませんか。

16ページ、お願いします。質疑ございませんか。

17ページ、お願いします。質疑ございませんか。4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） 負担金、補助及び交付金の中で椎茸生産組合の視察研修助成金

が10万減額ですけども、今、生産組合の組合員数とか現状をちょっと分かれば教えてもらいたいんですけども。

それと、今後の椎茸生産量はこういったふうに見越しておられるのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

すみません、正式な組合員数は今資料がございませんけど、20名台にもう落ちていたと思います。生産業につきましても全体的には減少しております。ただ、今年につきましては、生産額ですね、単価等はかなりいいということを聞いておりますので、ただ、夏の暑さが原因なのか秋後の生産が落ちているということを今伺っているところでございます。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 農業振興費の中の農林水産業協議会の助成金200万減額ですが、これはこういった理由で200万もの減額になったのかと、もう1点が、Jークレジットのモニタリングの業務委託料、これも減額が125万と大きいんですが、この理由を分かれば教えてください。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まずは農林水産物協議会の助成金の件ですけども、産業振興課の資料の1ページに今年度の事業の現在の執行状況を記載させていただいております。その中で事業費の内訳で、最終的には下の合計の欄の当初の計画500万円の事業に対して、前年度繰越金ももともとは65万程度を見越しておりましたが、前回の決算委員会でも御説明いたしましたけども、令和5年度の精算が終わりまして、繰越金が268万5,000円あったということで、この分を今年度の補助金から相殺して落とさせていただいて、事業費程度としまして若干落ちますけども、現在、執行をしているところでございます。

それと、Jークレジットにつきましては、こちらのクレジットの調査を委託する事業者さんのほうに今年度、去年の調査での内容をもとに再度見積りをしていただいた結果、予定の400万円を使う必要はないということで、実際、275万円で済んだということでの実績による減額でございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

18ページ、お願いします。ございませんか。

19ページ、お願いします。質疑ございませんか。

20ページ、質疑ございませんか。

21ページ。6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） これは教育委員会にお尋ねしますが、二中の民具の問題で40万上げてありますが、今ここは協力隊の方が選定されてるわけですが、これは協力隊の人件費なのか、それとも何か別に指針があるのかどうか。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

今回の二中の民具の整理・移動の事業につきましては、こちらのほうは村内の事業所のほうに委託をするということで、作業員を何名か委託しまして作業を行っていただくというような形になります。

また、それに合わせまして、今回の協力隊の方にも同行していただいて、整理等管理をしていただくというような形で考えております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 旧二中の民具の整理ということですが、これは水没者の方々が自主的に寄贈をしていただいたものでありまして、もう同じようなものがたくさんあります。これ40万ほど予算を組んでありますが、具体的にどのような整備をされて、もう早いもので20年近くなりますから、具体的にどのようにするのかちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

今回の旧二中の民具につきましては、建物の中に民具が1,500点ほど存在しております。今回の作業につきましては、かなり古いものもございますので、今回の移転のときにそういったものを古いものはもう分別して処分するというような形で取りたいと思っております。民具として扱えるものにつきまして今回移転して、また資料館等で展示するような形で作業を行っていきたいというところで考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） ようございますか。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） もう思い切って処分するのもあるだろうと思います。そこら付近はどういうふうな、同じものがたくさんあります。数があつて重みがあるかもしれませんし、少ない貴重なものが一つあつて重みがあることもあります。専門家でよくそれは見極めながら、後でしまったということのないような方策してほしいと思いますが。これは水没者の皆さんが善意で寄附されたものですから、そういう

ことで念には念を入れて慎重に取り扱ってほしいと思います。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

今回の民具の処分につきましては、協力隊の専門の方もいらっしゃいますので、そういった専門的なことを聞きながら、大事に取っていくものにつきましては残していくように進めていきたいと思っております。ただ、いろいろな道具がかなり複数同じものが残ったりとかありますので、建物自体の中にも保管する場所が限りがありますので、そういったところは、なるべく古いものについては処分していくというような形で作業を進めていきたいというところで考えております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 委託料で4,200万円、これはいろいろ前も説明皆さんからもお話がありましたが、五木中学校の校舎の改修設計業務委託ということで、4,200万組んでおるようでございますが、これは今年中に間に合うんですか。それとももう取りかかっているんですか。4,200万というのと1割が設計費にしても4億四、五千万かかるような計算に、今物価高ですから、その点は考慮しながらやってると思いますけれども、意外と大きな設計費でするので間に合うのかどうかちょっとお尋ねします。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

教育委員会資料のタブレットの中に資料の2ページのほうに年間のスケジュール案を載せさせていただいております。今回の設計につきましては、令和8年度の本体工事の補助事業に間に合うように、今回予算を計上したものでございます。令和8年度の5月に交付決定を受けるには、令和7年度の国の予算枠を要望する必要があるということで、令和7年5月には事業計画を国に提出する必要があるというところでございます。ですので、今回、12月の補正のほうで設計業務の委託のほうを予算を計上させていただいて、予算を承認いただいた後に設計の業務のほう入っていただいて、まずはこの国の補助の予算枠を採択できるように、令和7年5月までに事業計画を作成する業務をやっていただくというような流れになります。その後に詳細的な設計をやっていただくというような流れになっておりますので、今回の詳細設計業務委託につきましては、令和7年度まではかかるだろうというところで予定をしているところでございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 大体分かりましたが、それでは、一方、小学校のことですけれ

ども、これはいろんな教育審議会、教育委員会、あるいはPTAの方々、住民の方々との意見交換もやってきておるといってお話をこの間説明聞きましたが、後に悔いの残らないような、今から十分検討に検討を重ねて悔いのないという方策を取ってほしいと思いますので申し添えておきます。今具体的にはどうするという考えはあるんですか。この前ちょっと説明は聞きましたけれども、それをひとつ、方針があれば聞かせてほしいと思います。

○議長（岡本精二君）　ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩　午後１時35分

再開　午後１時37分

-----○-----

○議長（岡本精二君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

木下村長。

○村長（木下文二君）　お答えいたします。

今、7番議員さんのほうで、今度新たに義務教育化に目指して教育委員会のほうで今計画をされております新たな校舎の増築についての御質問の中で、じゃあ、例えば東小学校は下の今の中学校の横に移設したときの残りの校舎の利活用はどう考えているかという趣旨かと思っております。これについては、当然、いろいろな案は持っておりますけども、これについてもしっかり校舎のそういう増築と併せて、あと校舎の利活用については議会の皆さんとも相談しながら、委員会でも立ち上げるかどうか分かりませんが、しっかり協議をして有効な利活用に結びつけていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（岡本精二君）　7番、西村議員。

○7番（西村久徳君）　これは球磨村でも水上でもいろいろ検討をされて、もう球磨村は始まっておりますが、この建物については、今20年近くなるわけですが、村民から、あるいはそこを出た子供さんたちが大人になっております。やはり我が母校というのは非常に親しみがあるわけでありまして、下の水没する旧庁舎についても非常にいろんな問題がありました。やはり名残惜しい、懐かしいと、今思えば本当にあの運動場に大木があって、木造の校舎で学び舎の巣立ちが出来て、懐かしい思いがするわけでありまして。

そこで、村長、やはりこれは後をどうするかということは大事な話だと思いますから、十分庁内でも、あるいは教育委員会でも、あるいは議会とも協議をしながら有効活用が出来るような方法を取ってほしいから私は質問したわけですので、そういう順序を追って悔いのない後の校舎の処遇といいますか、ほしいと思いますが、

村長でしょうか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、7番議員さんおっしゃいますように、この代替地が出来てからあの校舎も出来まして、およそ20年弱経っておろうかと思っております。そういう中でも小学校の統合もありましたし、その前段の中学校については、平成7年の折に五木中学校として統合されておりますけども、そういう歴史も踏まえながら、また、後の小学校の利活用につきましては、いろいろ今お話も来ておりまして、そういうものもしっかり私どももかみ砕きながら、そういうものが大まかそろうようでありましたら、議会の皆様と協議を進めたり、また教育関係者の皆様とそういう話を進めながら、今議員おっしゃるように、悔いが残らないように、しっかりこういうものについては検討に検討を重ねてしっかりしたものをつくり上げていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 教育長にお尋ねしますが、これは母校というのは学び舎にした人は非常に惜しむわけです。1校にするということですから、理解も得られるとは思いますが、後の利活用ということで、教育委員会辺りでは、これは村政の問題かと思いますが、一番は発端はやはり教育委員会が先導していかなくてはならない問題でもあろうかと思えます。どのような後の処置を住民に分かりやすく、そして、いつも言ってるようにひかり輝くようなことになるような方策を考えていらっしゃるかどうかですね。まだ考えていないならいいです。取組をどうするかですね、ひとつ、もう今でからその前準備といいますか決心といいますか、やっていかなければならない。もうすぐ来ますから、その点どう思ってるかちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（岡本精二君） 西教育長。

○教育長（西 龍三郎君） お答えしたいと思います。

まず、当初義務教育学校に移行するという方針ということで、小中一貫教育をするということで、そのためには小学校を中学校に移転したほうがより効果的でメリットも多いんじゃないかということで、小中一貫教育の検討委員会も立てて、今いろんな議論をしてるところです。中学校のほうに移転しまして、その後、子供たちの教育については出来るだけメリットを活かして、教育委員会としても支援しながらやっていきたいと思えます。ただ、小学校のほうに移転しますと、中のいろんな施設、設備、それからいろんな道具等も当然中学校のほうに一緒に持って行くものはたくさんあるんじゃないかと思えます。小学校の今の校舎及び体育館、プール、

それに給食センターもございますので、そういったところについては、先ほど村長が申しましたように、教育的なところでまだ出来るのかとか、それから、その後また別な形で出来るかなというのは、一応、市長部局等と教育委員会も含めて議会の皆さんたちと相談しながらやっていきたいと、今のところは考えております。具体的にどういうふうにするのかというのは、私としてはまだそこまでは考えておりません。

以上です。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 教育長、私が言わんとするところは、一貫教育のことでどちらか東小学校か中学校かに移転、いろいろ話があったでしょ。ところが中学校のほうに行くということですが、今学校がなくなって、平沢津でもそうです。下梶原もそうです。三浦でもそうです。北小学校もそうです。小鶴もそうです。やはり寂れてくるわけです。ここで小学校もなくなるということになると、もう1校になるわけです。五木の活性化というのは、やはりそういう教育の場があり、産業の場があり、娯楽の場があり、お店屋さんがありして地域の活性化というのは成り立っていくわけです。非常にこの校舎には、やはり皆さんが注目も集まってるわけです。ですから、今では確かにどうこうするということは決めてはいないと思いますが、早めに中学校が一貫教育でこういうふうになるから、ここの跡地をどう活性化するかということのを早くから協議をしてしないと、後で後でということになると、それは慎重にはいかなんですよ。やっぱりもう考えていないということは非常に私は残念に思うわけです。ですから、審議会をつくってどういうふうに活性化、あるいは学識経験者も入れて早くすべきではないかというのが私の主張です。そういうことで覚悟を決めて教育長やらないと、またもうずるずるべったりになって、今言いましたように、平沢津でも北小学校でも三浦でも下梶原でも小鶴でも、哀れな姿になってくるわけです。地域のよりどころもなくなってくるわけです。そういうことで言いにくい話だけれども、やはり教育長中心になって、あるいは村長が先導を取って、ああ一貫教育になって中学校に一本化したけれども、あとの小学校の活性化はやはり万々歳だと言われるようなことをやってくださいというのが私どもの願いでありますから、その点は御理解をいただいて、早くから取り組みをかかってほしいと思います。

もう以上で、何かあればひとつ。

○議長（岡本精二君） 西教育長。

○教育長（西 龍三郎君） 議員おっしゃるとおり、小学校のその自体がなくなるというのは、非常に村民、それから卒業生の皆さんから見ると寂しいところもあると思

います。そして、義務教育学校になれば1年生から9年生までということで、小学校のその過程については中学校の義務教育学校のほうでしっかり受け継いでいくと思います。具体的に私たちは考えてないと申しましたが、令和8年度に分離方式で一応開校するというのをタイムスケジュールで考えておりますので、その間に検討委員会を開いて、その中で一応、具体的にどういうふうにやった方がいいかというのは、地域の皆さん含め、保護者の皆さん、そういった生徒の意見等も聞きながら、校舎の活用については、教育委員会としては考えていきたいと思っています。

○議長（岡本精二君） ようございますか。今の件については、国庫補助を取るためには、たぶん跡地のことについてはどうするのかということが出てきますので、十分早くいろいろな方々に、今言われたように早く決めていただけますよう、私からもお願いをしています。

21ページ、ございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 私は、6番、7番議員さんが先ほどこっと聞かれておりますが、旧二中の民具整理、私は特に移動事業というところでちょっとお聞きをしたいと思います。この目的とかいろいろ書いてございますが、この説明書には移転先は最終的に頭地地区のヒストリアテラス資料館周辺を予定ということでございますが、これ今ちょっと初耳でございますが、五木にはそういう適地がないということで、この中では村内の社会体育施設（体育館）と書いてありますが、一時的に移転をする。また、収蔵のいろいろなことはもう6番、7番さんが聞かれましたが、この最適地はどこにあるのか、ちょっとその辺をお伺いしたいのと、業務内容で作業者が移転作業員4人で、これしか書いてない、民具のいろいろな整理分野では書いてございませんので、民具等の分別作業と移転先への搬入、ちょっと分かりにくいなと考えております。もし社会体育施設というのが目的がそういう一時的かどうか分かりませんが、やはり運動とか地域の体力増進とかいろいろ絡みがあると思いますので、その辺をどう考えておられるのか。また、一時的にもそこに保管したときに、どれぐらいの期間を予定をされるのか。また、ヒストリアテラス周辺にいつごろそういう建物をつくるのかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

今回の移転先のことでございますけども、一応、最終的な最適地というところで、これは村の文化財保護委員会のほうでも御意見があったところではございますけども、一応、資料館周辺の適地のほうで収蔵したほうが最終的にはいいという御意見をいただいております。今、頭地周辺でそういった敷地があまりないというところもございまして、さらには、旧二中の校舎につきましては、かなり老朽化が進んで

おりまして、早急な取り壊しが必要になってくるということもありますので、まずは一時的な仮移転をさせてほしいというところで考えております。仮移転の先につきましては、村内の、先ほども言いましたように1,500点民具がございますので、大きな施設が必要になってきます。そういったものになると、やはり村内の体育館とかそういった施設がいいのかなというところで考えておるところでございます。ただ、体育館等につきましては、村民の健康の増進とか体育振興の場でもございますので、そういった場につきましては、仮移転先を考えているところではございますけれども、一応、仮移転をさせていただくかどうかは地域の民さんの御意見を聞きながら移転を検討していきたいというところで考えております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今の説明で私は理解はしたほうかなと思っておりますが、そういうところでは最適地が見つかった場合、最適地物件があった場合に、その地域の方々とやっぱり合意とかそういう段階まで行くと思いますので、その辺はあまりにも感情とか入れるんじゃないくて、ちゃんと期限を打ったそういうところを、どこか分かりませんが示してもらいたいなと思っております。

この作業時期で、この予定では1月、2月ごろ予定ということで、今12月10日を過ぎようとしていますが、それぐらいの期間でそういうことが出来るのかどうか、もう1回伺います。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

今回の移転作業の期間につきましては、時期的なものにつきましては、年明けまして1月から2月の間というところで予定はしておりますけれども、実際、作業期間につきましては、1週間程度で移転作業を行いたいというところで考えているというところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 教育課の資料のほうで消防用の消火器の購入があるんですが、ちょっと単価と処理の関係で疑問に思ったものですから、小学校費の補正予算が18万7,000円で6本、ところが、中学校は1万3,000円で20本となっておりますが、この単価でいいのかどうかです。これは小さい消火器もあるので、カセット式があるので、その分かなと思うんですが、ただ、中学校の処分料が5万7,000円と購入よりも高いので、これは大丈夫なのか確認をしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

すみません、教育委員会の資料のほうの数字についてでございますけども、一応、小学校と中学校、本数については逆のほうで記載させていただいたというところで、小学校のほうで20本で中学校のほうで6本という形になりますので、大変申し訳ございません。そういうことになります。すみません。修正をお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 記載の間違いだそうですので、訂正ですね。

それから、処分料のことなんですが、機種によってはリサイクル出来る消火器もありますので、そこを処分料として購入とその金額で出来るものもあると思うんです。また、一般のところではそういうふうにやっていますので、購入したら処分料入りませんよというのが、そういう交渉はなされたのかどうか伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

今回の消火器購入につきましては、5年間の消火器の部分で購入するという形になります。リサイクルもありますけども、リサイクルした場合に充填する必要があるということで、経費のほうがそっちのほうが高いということで、新しく更新したほうが安価になるというところで、今回、購入のほうで計上をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 購入は分かりますが、購入すると同時に処分料を購入代に含める、そういう交渉も民間ではやっています。実際の話。私のところもそうですが、そういう交渉がなされたのかどうかです。処分料はどうしてもかかるんですが、新しく買うとその分をうちでどうにかしますよというそういう交渉もあったんですが、そういうのはなされてなかったのかどうか。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

今回の処分費の交渉ということで、一応、購入の中に処分費と、あとリサイクルのシール代という形で計上させていただいております。そういったその事業者のほうで処分するという交渉とかも、なかなかそこまでは今回はやってないというところではございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） ようございますか。22ページ、お願いします。ございませんか。23ページ、ございませんか。

それでは、ここで暫時休憩します。2時10分から行います。

-----○-----

休憩 午後2時00分

再開 午後2時12分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

歳出についての質疑は終わりましたが、後で全体について質疑を申し上げます。

次に、歳入に移ります。まず、8ページをお願いします。質疑ございませんか。

9ページ、質疑ございませんか。

10ページ、質疑ございませんか。

11ページ、質疑ございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 申し訳ございませんが、8ページなんですけども、国庫支出金で環境費国庫補助金で充電・充てんインフラ等導入促進補助金が出ておりますが、これ何かちょっと私が分からないものですから、説明をお願いします。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、お答えいたします。

まず、資料のダム対策課資料を御覧いただければと思います。よろしいでしょうか。脱炭素推進事業で、今年度、役場のほうではEV車を2台購入させていただいております。そのEV車を使って停電時とか災害時に避難所、あるいは家庭の電源確保のためにそのEV車から可搬型パワーコンディショナー（V2L）、これを介して家庭の電気を使うというような、EV車と家庭電源の途中に使うコンディショナーとなります。これを購入しまして、今回、概要1の四つ目のポツに書いておりますが、環境省のクリーンエネルギー自動車普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金交付ということで、こちらを購入したところ、ダム対策課で1台、保健福祉課で1台購入させていただいております、それに1台当たり21万6,000円の補助金が出たということで、予算化をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） EV車購入して、今回、可搬式というのは、持ち運びというか移動が出来るということなんですけども、今までいろいろなこういう品物を買って、使

わずにそのままだったという例がありますので、今回はE V車が2台あるそうですから、それはじゃあもうこの庁舎内と言いますか、村専用の充電・充電機器になるということですね。もう1回ちょっと。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、お答えいたします。

この可搬型パワーコンディショナーにつきましては、役場のほうで管理をさせていただきます。災害時等におきまして、もし停電等ありましたら、2台ではございますけれども避難所のほうに持って行きまして、そこで避難所の電源につなぐというような形をしております。こちらの参考資料にも右のほうに上げておりますけれども、これはダム対策課のほうの日産リーフを購入させていただいております。そちらの場合ですと、そのリーフのほうを満タンに充電しておりますと、スマホは6,000台の充電が可能、一般家庭におきましては約4日分の給電が可能というところです。避難所においても3日分相当の給電が可能ということですので、こういったときに使用したいというふうに思っておりますけれども、PRのためにイベント等でこういうのを村で購入してますというようなPRも出来ないかというようなところで、今現在、考えているところでございます。

○議長（岡本精二君） ようございますか。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 今の同じところで、移動出来るのでそれを持って行って出来るんですが、それをやはりつなぐ場所、これがやはり分からないと結局使えないんです。12ボルトの電源コンセントでいいのか、もしくは、別のところが必要なのか、コンデンサーを受ける必要な場合がありますので、うちのほうもそうなんですが、それをつくらなければならない、その辺のところの補助まで含めてあるのかです。でないと、結局、あっても宝の持ち腐れじゃないんですが、そういった形になってしまいますので、そういった訓練をなされるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） お答えします。

このパワコンの中にコンセントが付いておりまして、そこに普通の家庭用のコンセントを差し込むというようなことで、ドラム式の大型のコンセント、ああいうものに差して給電をするというような形になっております。こちらにつきましては、もちろん役場職員を対象に使い方については勉強していただくというようなところでも考えておりますし、消防団等、そういったところでも紹介しながら使い方については勉強していただければというふうなところも考えているところでございます。

○議長（岡本精二君） ようございますか。10ページ、ございませんか。

11ページ。

70号、全体にわたって質疑ございませんか。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 職員の問題ですけれども、会計年度任用職員が41人ということで、正職員が41人という、総務課長、これは間違いはないんですか。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

間違いはないと言われ、結論的には間違いはありません。例えば、会計年度任用職員の中にはスクールバスの運転手さんもおられます。学校の調理員もおられます。それから、学校支援員という方もおられます。協力隊もおります。役場職員の事務員さんもおられるということで、会計年度任用職員が41名ということでございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 今説明したから分かったものの、会計年度任用職員が41名と今説明聞きましたが、分かりましたが、知らない人は多いなと。そして正職員が41名、これ間違いはないんですかね。そうすると82名になるわけ、合計。村民は八百何十人と、割ってみると村民1人当たりの職員は10人に1人の割合になりはしないですか。多いような感じがしますが、総務課長として、それは多い方がいいでしょうけれども、あまりにも村民の人口からすると多すぎはしないかと、こういうこともなるわけですが、どんなですか。担当からすれば多い方がいいということは分かっていますが、村民からすると、他の町村から比較するとあまりにも多すぎはしないかということで質問をします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

大元を申し上げますと定数管理でそれに従ってやってるところでございますけども、実際は、正職員だけ取ってみても大体村長部局、教育委員会部局でもうちよつと多かったと思います。ということは、正職員41名でもまだ今少ないと。ただ、ほかの町村の人口と比べてとおっしゃるのは分かりますが、例えば、これは大きすぎますけど、東京都の都庁職員が何万人か私も分かりませんが、一つ一つのことをやるのは、向こうは人間が多いですけど、一つ一つの仕事の量は五木村職員としてはもう目いっぱいやってると思います。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 村民の中にはちょっと多すぎはしないかということで、具体的に今どこどこに何人何人ということで大体分かりましたが、名前は必要ございませんから、どこに何名どこに何名という人数を議会のほうにも議長をお願いしておきますが、どういう配置でしておるということをお願いをしておきます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 分かりました。

2 番、早田議員。

○2 番（早田吉臣君） 一般会計の23ページなんですけど、一時借入金の利子が100万円とありますが、この100万円を利子を払うんですが、こんなに利子を払うべきなのかどうかちょっと伺っておきたいと思います。ほかの町村からすると五木村は金があるからいいんじゃないかなと言われてるのに、利子だけで100万払わなければならない。これはどういう財政というか、そういった者から考えるとちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡本精二君） 大岩会計管理者。

○会計管理者（大岩留美君） ただいまの質問にお答えいたします。

一時借入金の利子なんですけど、これについては日銀のマイナス金利政策の今年解除がありまして、今年度に入って預金の金利がかなり上昇しております。その中で、うちのほうも毎年銀行から融資をいただいてるところなんですけど、融資のほうについても金利が上昇するんじゃないかということで、私のほうでちょっと見積りのほうを取ってみました。今年につきましては、監査のほうから報告もありましたけど、現時点で財政調整基金から5億円ほど繰替運用をしてるところです。今年度、幾ら借入金をするかというのはまだ決定ではございませんが、仮の見積りを取ったときに、今予算を取っている予算額では不足するということで、今回補正させていただきました。

以上です。

○議長（岡本精二君） 2 番、早田議員。

○2 番（早田吉臣君） 金利が上昇すると予測のもとにこういった形になったということなんですけど、その予測が予測で終わったらいいんですが、これで本当に借りてまた支払うのでしょうか。その辺財政課としてはどう感じていらっしゃるでしょうか。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

総務課の資料に説明を書いております。3 ページのところなんですけど、一番下になります。今会計管理者が申し上げました金利上昇に伴う一時借入金、この一時借入金というのは、例えば、要は、工事請負関係で大きなお金が発生すると、一旦、銀行から借りてそこで支払って、また銀行に返すみたいな一時借入。私もうちが持っているお金がありますので、それを取り崩して払えばいいんじゃないかなと、その利子が出ない。これはもう昔からそういうふうにならなってるみたいで、やっぱり定期なら定期からちょっと担保みたいに借りて、そして返すとやっぱり利子が出て、

利子ごとまた銀行に返すということで、お金の工面が年度末等に出来ればこの一時借入金は借りなくていいと。今回の予算書には書いてないですけど、一時借入金は7億まで出来ますよというのがずっと来ておりました。去年だったですか、一時借入金は10億まで出来ますよというのに変えさせていただいた。その兼ね合いとさっき言った金利が高くなったという兼ね合いで、今回100万増額したということでございます。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 私はいわゆる一般会計全款にわたって申しますが、この説明書の中にも全款にわたり国の人勧、また熊本県の人事委員会の勧告に伴う給与等の増額ということがあります。村には、先ほど農業委員さんの減額のこともあったんですが、民生委員とか農業委員さんとか教育委員さんとか報酬があります。令和5年度の決算のときにもちょっと質問をいたしました。それを改正というか見直し考えはないのかということが、やはりいろいろな物の値段も上がっております。また燃料等々、また電気、そういうところも含めて、また社会情勢を加味すれば見直し、またということが当然出てくるのではないかなと思いますので、その辺りはどういうお考えかお聞きします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

議会運営委員会のときにも若干そういう話が出ました。もちろん今度、ちょっと今年度中に上げますよというのは無理かもしれませんが、今後、報酬等の審議会等にかかけたり、普通の団体の委員は今4,500円ということで、委員長さんが4,700円ぐらいです。夜出るとその半額になるとかいっぱいあります。また、農業委員さん、教育委員さん、また、いわゆる年払いというかそういう方もいらっしゃいますので、ほかのですね、せめて球磨郡の状況を確認して今後調整に入るというか。今3番議員おっしゃるとおり、これも議運のときに報酬は別なんです。旅費関係もかなり旅費、懇親会費とかかなり上がってきておりますので、そこら辺もまた再度と申しますか、まだ検討には出ていませんけども、今後新しく検討していきたいと考えております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 確かに、やっぱり私もそうだと思うわけです。昨今、新聞を見ますと、他市町村ですけども、首長、またそれに準ずる、またその職員のこういう給与の増額というのがかなり話題というかそういう記事がふんだんに出ております。これは、今総務課長も言われましたが、村長のそれを踏まえた考えをちょっと聞かせていただければなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、3番議員の質問等に対しましても総務課長のほうから答弁があったわけでありまうけども、これについては、五木村にも報酬等の審議会というのは設置してありますけども、そういう会をまだまだここ最近では思い出す限り開催はしていない現状であります。今言われましたように、いろんな物価高騰も含め、先ほど金利の話もありましたけども、いろんな形の中で全体的に今そういうものが、経費的なもの、いろんなものについて上がってきておりますので、ここら辺りで1回そういう会を開いて、全ての報酬関係等については審議会で議論をいただいて、適正な報酬というものを決定いただければというふうに思っております。

それとまた、よその町村にも何村か伺いましたけども、毎年やってる町村もありますし、定期的に2年に1回とかやってる町村もあるというふうに私のほうでも認識しておりますので、五木村におきましてもそういう会を報酬審議会等開催をいただいて、適正な報酬額を決定いただくというふうなことを進めていきたいというふうには思っております。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

それでは、質疑なしと認め、これで議案第70号の質疑を終わります。

お諮りします。本日はここで散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、本日はこれで散会したいと思います。お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後2時37分

第4回五木村議会定例会会議録

令和6年12月12日（木）開会

（第2日）

五 木 村 議 会

令和6年第4回五木村議会定例会（第2号）

令和6年12月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 討論

日程第3 採決

2. 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番 園 田 良 治 君

2番 早 田 吉 臣 君

3番 中 村 俊 也 君

4番 川 邊 正 美 君

5番 田 山 淳 士 君

6番 藤 本 新 一 君

7番 西 村 久 徳 君

8番 岡 本 精 二 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

村 長 木 下 丈 二 君

総 務 課 長 竹 村 文 秀 君

ダム対策課長 土 肥 整 二 君

政 策 調 整 監 麦 田 健 一 郎 君

保健福祉課長 高 田 孝 浩 君

住民税務課長 北 原 仁 司 君

産業振興課長 土 肥 博 司 君

建 設 課 長 黒 木 光 重 君

会 計 管 理 者 大 岩 留 美 君

教 育 長 西 龍 三 郎 君

教 育 課 長 山 尾 浩 二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 木 野 徹 也 君

開議 午前10時00分

—————○—————

○議長（岡本精二君） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

—————○—————

日程第1 一般質問

○議長（岡本精二君） 日程第1 これから一般質問を行います。

順次、発言を許します。

昨日の議会運営委員長よりもありましたように、一般質問については、質問者、答弁者、簡潔に分かりやすくお願いを申し上げたいと思います。

7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 7番、西村です。議長の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をいたします。

1番目に、過疎対策についてと、2番目に、少子高齢化対策について、3番目に、「ひかり輝く新たな五木村の振興策」についてと、4番目に、先だって群馬県のハッ場ダム視察研修についてということで、この4件について質問をいたします。

まず、過疎対策についてですが、全国の農山村が過疎に悩まされております。戦後の五木村には6,000人以上の人口がいて、五木村も実に華やかで、活気がありました。今日の社会構造の変化と申しますか、特に国・県が川辺川ダム建設計画によって村の中心地が水没するという前代未聞の出来事で村は大打撃を受け、苦難と計り知れない損失を被っております。

近年は、村の山間部のほうにおいても集落が消えております。その要因は、今まで申し上げましたような事々がありますが、一番の要因は何であるかということを経理に、経理はどう思われるかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下経理。

○経理（木下丈二君） おはようございます。それでは、ただいま7番、西村議員さんから質問がございましたことに御答弁したいと思っております。

まず、過疎対策についてということで、今、議員おっしゃいましたように、戦後6,000人以上がいたというのは、村の基本台帳で見ますと、ちょうど昭和34年の9月末現在でそのとき調べますと6,299人と記録がございます。この昭和34年につきましては、私がちょうど生まれた年でもございまして、あの頃が五木村では一番の人口がピークだったかなというふうに私も思っているところであります。そのときに、私も小学校等行きましたときに、周りの同級生といろいろ見てみましたときに、当時のチッソ、チッソの子どもさんとか、よそから来られた事業所の子どもさん、

また、木炭産業で住みつかれた方、そして、お茶業ですね、茶業としてまた五木に来られて、それらの子どもさんも周りは数多くありまして、今の西村議員おっしゃいますように、その頃には、私どもは東小学校出ましたけども、五木村内には分校も多くあってですね、下梶原もありましたし、中道もあったというふうに聞いております。いろんな五木全体で子どもさんがおられて、その中でいろんな業を皆さんがやっていたというふうに私も思っているところであります。その中で、今日のようにこの人口減少に至った要因は何かということでございますけども、特に大きいものについては、私も川辺川ダム建設によるあのいろんな人口流出が一番の大きな要因だというふうに思っております。

それと一つは、社会構造的にも燃料革命がありまして、木炭から石油へと依存したことによって木炭産業の衰退が始まったかなというふうに思っております、特に、今言いましたように、昭和41年のダム計画発表されまして、56年の4月29日に補償基準が妥結をされております、そのときの水没世帯が493世帯ございまして、水没者が1,457人となっております、村の約半数を占めておりました。そのうち、約7割の方々が村外へ転出をされたということになっております。そういうものを過去振り返って考えますと、そのときが一番五木村にとりましては、極端に人口減少、曲線的には急激に下がったということで、それによっていろいろな各それに取り巻く社会2次産業の方々、また、3次産業の方々の業務がなりいかなかったということかなと思っております、一番多くは川辺川ダム建設による人口流出というふうに考えているところでございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 村長としては、川辺川ダムが一番過疎の要因だというような御発言でございましたが、私もそう思いますが、でもですね、最近是小原の集落、これは6、7戸ございました。これはもう0ですね。全戸消滅しております。また、近年は葛の八重でもですね、10戸あったのがすでに1戸しかございません。また、折立や大藪、椿も1戸ずつでございます。

このようにして五木村全体の集落がですね、消滅の危機にさらされておることは事実でございます。

そういった中で木下村政も大変苦慮しておると思いますが、特にこの山間部の集落ではですね、高齢化が進んでおります。災害や防災上も問題があると思います。この過疎脱却をですね、どう対処されるのか。その取組はあるのかどうか。まず、この担当者は誰なのか。その担当者はどういう考えを持っておるかちょっとお伺いをいたします。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） おはようございます。ただいま7番議員のほうからお尋ねがありました、現在、村内のほうでも集落のほうが戸数のほうがですね、減って災害や防災上にも問題があるのではないかと、こういった対策を考えているのかという御質問ですけれども、現在、ひかり輝く新たな五木村振興計画にも誰もが安心して暮らせる村づくりとしての取組の中ですね、高齢者等住宅や福祉施設などの生活拠点の集約化、または、集落の維持に必要な支援、それと二拠点居住を含めた集落のあり方について検討を行っているところでございます。

今後、集落の皆様の御意向を踏まえながらそういった集落の維持、あるいは二拠点居住等も含めたところで検討を進めてまいりたいという考えでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 高齢化、過疎化、そして集落が消えていく。その対策を今からその誰もが安心して暮らせることを検討しておるということですが、もう現実はどうですか、検討する間に段々段々お年寄りも亡くなる。若者は出て行く。過疎にスピードがかかっております。このまま手を打たずにいきますとですね、消滅は進むばかりだと思いますよ。悠長なことは考えておられない、もう現実がぎりぎりまで来ると私は感じております。

村長、この環境をどう、今、担当課長から説明を受けましたが、もう検討よりも実施に移さなければならない現状ではないかと私は思いますが、村長、どう思われますか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、議員おっしゃいますように、検討というよりも実施に動かなければ間に合わないというのは私も同感でございます。そういう中で、ここ最近のやはり将来の五木村を担うという立場になりますと、やはり若い人たちに頑張ってもらいたい、そういうものについてと、あと一つは、子育て支援等も含めて五木に定住をいただくということが大事なところかと思っております。

そういう中で、今年の令和6年度に予算等も組んでいただきましたけれども、五木の未来を考えるということで、若い人たちは過疎未来研究会というものを立ち上げまして、いろいろな五木の将来についていろんな各分野ですけども、林業、あと商工業、観光、教育、医療、そういうものについて分野ごとにですね、いろんな今会議をされているところであります。そういう中で、今、この前のスモールg7サミットでも発表がございましたけれども、大企業によります、今の越境研修ということで、企業の人材育成をこの地域でやろうということで、それが大企業のトヨタとか、

あと日立とかですね、そういう方が今入ってきておられます。そういう方々来ていただいて、この五木村の地域課題を地元と一緒にになってですね、解決しようということで、これは企業だけのメリットだけではありませんで、地元の若い人たちもですね、そういう皆さんと一緒に協議をする中において見聞を広めていただいて、新しい知見の中で五木の現状を見ていくということが、今取組が進んでおりまして、そういうものも非常にですね、これからの若い人たちが五木の新しい時代を担う、また、新しい考えでこの村の発展について寄与するということで、非常に期待をしているところであります。

私どもも村の大きな課題等については、人口減少が一番の課題と思っておりますので、今後とも若い人たちにしっかり支援をやりながら、また、各集落についても移住をですね、先ほど課長のほうからありましたように、今、二拠点の住居ということで、集落とまた医療センター、頭地あたりの2つを軸にしながら拠点を構えていただいて生活の安定を図っていくということも今取り組んでいこうということでやっておりますので、そういうものを総合的に実践をしながら、またこれからの将来についても検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） このままいきますとですね、早く手を打たないと五木村は埋没、消滅するような感じがいたします。これは村の執行部だけの責任じゃございませんし、我々も責任の一端を担っていかなければならないと思っておりますが、今、村長から答弁がありましたようなことでですね、なかなかその光が見えないと、先の明かりが見えないという感じがいたします。高齢化、少子化がまた次に出来ますけれども、どのような方針で対策を、明るいその未来を地域住民の方に与えるかということも必要でございます。ひかり輝くというあとで質問いたしますので、それは省略しますがですね、やはり早くこの具体策を、過疎対策の具体策を作ってほしいと。そして、議会とも論議をしてほしいと思いますので、それは早めに対応できますか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、早めにということでありますけども、当然早めにですね、議会との協議をやっていって村の方向性をしっかり住民の方にもお知らせをしていきたいというふうに思っております。

特に令和6年度につきましては、今、東地区においてはグランドデザイン会議等もありまして、また、宮園地域においては、地域の振興協議会も立ち上がっておりまして、令和6年度でおおよその方向性については報告を私のほうにいただくとい

うことになっておりますので、こうやって村全体がですね、大きく今ダム関係、流水型ダムを前提とした村づくりのスタートを切ったわけでありますので、大きく変わろうとしているときでございますので、地域の今いろんな意見の集約をしております。そういうものを令和6年度に取りまとめをしますので、令和7年度にはそういうものをしっかり反映しながらまた議会の皆さんと協議をしながらですね、村全体の振興等に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） これは悠長にしておられませんので、早く五木村の全体がですね、それは平沢津だって内容にだってですね、小鶴の方面にしたってもう過疎化が目に見えております。その対策を早く講ずることが村政の最大の課題だとも思いますので、早めに一つその対策を講じてほしいと思います。

次にですね、少子高齢化対策についてということで質問をいたします。

近年、少子高齢化がですね、急速に進んでおることも皆さん御承知のとおりだと思います。本村は、県下のトップのようでもあります。今、国も県も市町村もですね、思い切った対策を講ずるようになってまいりましたが、特に少子化対策では、保育所から小学校、中学校、高校まで学費の無料化とか、さらには医療の無料とか、私たちの子育て時代からすると大変優遇されてきております。

そこで、若いカップルに子どもさんをたくさん産んでいただく方策と申しますか、対策と申しますか、分かりませんが、お願いと申したほうがいいかもしれませんが、そういった啓発活動はできないものかどうか。対策を考えておられるのかどうか、担当課長に一つお願いをいたします。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） おはようございます。ただいま西村議員のほうから質問がありました件につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、少子高齢化対策ということで、五木村のほうではいろんな子育て支援策を実施をしているところでございます。子育て世代の気持ちに寄り添った経済支援策ということで、保育料の無償化、小中学校の給食費の無償化、そして、小中学校教育・教材費、このような無償化、そして、高校生の就学助成ということで、このような形でいろんな子育てしやすい、安心感のあるこのような施策のほうを講じているところでございます。

まずは子育てに一番大事なところは、子育ての負担が軽くなることが大事であるというふうに考えているところでございます。そのような中、子育ても大事でございますけれども、高齢者の支援ということで、少子高齢化ということでですね、同時にこのような住みよい村づくりを図っていきたいということで、現在、取り組ん

でいるところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 高田担当課長、今、優遇されとるちゅうことはもう私ども十分、私たちの子育て時代からするとですね、今大変優遇されておるということは事実でございしますが、問題は、子どもがいなくなればですね、村は消滅するわけですね。先の見通しが暗いですよ。ですから、私が言うのはですね、この若い人のカップルさんにですね、もう1人、もう1人子どもを産んでくださいという啓蒙啓発とか、そのそういうお願いの対策はできないのかどうか。また、どのようにして子どもが1人でも2人でも増える方策をできないのか。それを強く言っているわけでありますから。物は生産がなければあと続かないわけです。そういう対策を考えておるかどうかということです。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

子育ての支援ということで、昨年度ですね、子育て支援宣言ということで村ではですね、こういう宣言をさせていただいたところでございます。そのような中で、村としましては、その先ほど申し上げましたとおり、いろんな経済対策を実施をしているところでございまして、昨年度ですね、子どもがひょっとしたら0人ということで生まれないのではないかとということだったんですが、今年度、このような経済の支援をですね、子育てに関する支援を行ってきたところでございますけれども、今年度についてはですね、5名の方が出生をいただいたということでですね、この経済的な支援、この部分の効果もあったのではないかとというふうには考えているところでございます。今後もですね、引き続きこのような支援を続けながら、子育てしやすい、そして、子どもを産む環境づくりに、そういうものにですね、取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

出生祝金についてもですね、現在、1子目につきましては20万円、そして、2子目については30万円、そして3子目以降については50万円ということで、熊本県下でもですね、高い水準でですね、このような子育て対策も行っているところでございまして、この出生祝金についてもこのような出生率にもですね、効果があったものというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） はい、ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 先ほど御質問がありました関係で、ダム対策課のほう

で担当しておりますけども、結婚対策について御紹介をさせていただければと思います。

結婚新生活支援事業というのをやっておりまして、そこでは、新しく結婚された方に対してですね、住宅の取得であるとか、引っ越しの費用であるとか、いろんな手続の費用、そういったものに対しても支援をさせていただくというところで、29歳以下であればですね、60万円まで、39歳以下までであればですね、30万円までというそういった支援もさせていただいております。

また、人吉球磨管内でですね、出会いの場が少ないということもありまして、そういった出会いの場の創出も取り組んで、今回、イベントもさせていただいたりというような取組もさせていただいておりますので、御紹介いたしたいと思います。

以上です。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） 私のほうからもお答えをしたいと思っております。

今それぞれ保健福祉課長とダム課長のほうから少子化対策等、結婚対策も含めてお話があったところでありますけども、私どもが村の一番大きな課題等については、先ほど申しましたように、人口減少をどうやって止めていくかということかと思っております。それについては、当然、出生後の育児、また、それから教育等についての切れ目ない支援をやるのと同時にですね、やはり出会いの場をつくりながら結婚をですね、独身者の方、非常に村内にも多ございますので、そういう出会いの場をつくりながらやっていこうということで今取り組んでしているところであります。

それについては住宅の問題等もあるように聞いておりますので、住宅の整備についてもしっかり村でも取り組んでいきたいというふうに思っております。

今、ダム課長のほうからありました結婚対策については、これは実績等はかなり出ておりまして、その熊本の業者ではありますけども、そういう方をですね、五木のほうでもちょっと五木の事例として来ていただいているいろんな話を聞きながら五木独自のまた結婚対策も進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 私は結婚対策はあんまり質問なしとらんばってん、これは大事なことですですのでですね、結婚対策も一つ本格的にやってもらうとともに、私は、今のカップルの人たちにですね、1人でも2人でも、今経済対策は本当に、私たちが子育ての時代からすると優遇されております。それで明日現実、今年の問題としてカップルさんがおられますから、その人しか子どもが産めないわけですね。いや、じゃない、産んでもいいわけですけど、その啓発をやるべきではないかということ

ですが、まだ、確たる回答はいただいておりますが、そういうことも今デリケートな問題ですね、セクハラだとか何とかいろいろ問題がありますから、大げさには言えませんが、やはりこういう経済対策も講じております。学費も削除されております、助成はあります、という啓蒙啓発が足りないじゃない。来年から子どもがいない、再来年もゼロだと言え、村はもう消滅していくわけですよ。そこを私は強く真剣に執行部も考えて対策を講じてほしいと、こういうことでございます。

○議長（岡本精二君） 暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

木下村長。

○村長（木下丈二君） 7番議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

先ほども答弁いたしましたけれども、今までそれぞれの課長が申しましたように、いろいろな子育てについては環境整備ということでいろいろ取り組んでおります。これは出生祝金も含めていろんな結婚対策についてもやっております、そういうものもしっかりそういう産んでいただけるような環境整備については、村としても最大限取り組んでいこうと思っておりますし、そういうもののいい政策についてもやはり村外に向けての広報も必要かと思っておりますので、そういうものも含めてしっかりですね、子育ての環境等については整備をしていきたいというふうに思っております。皆さんが安心して子どもさんを出生いただいたり、子育てができるような環境をですね、村としてもしっかり今後とも作っていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 議長が先ほどこの問題はデリケートな問題で非常に神経を必要とする問題であります。でもこれは避けて通れない、やはり1人でも多く子どもが五木村に生まれて、そして五木村を担っていただきたいという私たちの切なる願いでございます。

これはもう切りがないのです、そういう努力をお互いにしていくということをお願いをいたしたいと思っております。

次にですね、本村ではですね、お見かけのとおり、高齢化が50%近くになっております。まさに高齢化社会でもあると思っております。高齢者に対する様々な優遇措置は

考えられておりますが、お年寄りは大変この身体が弱って、足腰が衰えてまいります。村内でも日常生活に困難をされておられる方が多いようでございます。

そこでですね、家の内外のバリアフリーなどの対策を図る考えはないのかどうか。

村でもですね、規則で補助制度がありますが、今の物価高ではどうかと思います。その施設いきますと、足腰が悪い、こけて骨折したとかいう方が大変多いわけですね。バリアフリーに対する対策は担当課長、どのように考えておられますか。お伺いします。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

高齢者になりますと体力が衰えまして運動能力が低下をしております。高齢者の方はちょっとした段差などにつまずいたり、何もない場所で転倒したりするリスクが高まってまいります。高齢者になりますと誰もが起こり得るものでございまして、このつまずきや転倒による骨折が原因で筋力の低下など、要介護や寝たきりになる可能性も高くなってまいります。高齢になりますと特に転倒しないようにですね、気をつけていただくことが大切でございまして、事故防止のため、住宅でのつまずきの原因の除去や転倒しないため手すりの設置などバリアフリー化は大変有効であるというふうに考えているところでございます。

このバリアフリー化を行うことによりまして安全・安心して日常生活を送ることができまして、高齢者の本人の健康寿命を延ばすことにもつながってまいります。このことは、引いては、医療費の削減や介護保険費用の削減につながるものでございます。

本村では、先ほど議員のほうおっしゃいましたとおり、元年度よりですね、高齢者の方が安全で安心して日常生活を送ることができるよう、高齢者のバリアフリー化のために行なう住宅のリフォームに要する経費につきまして、補助率が3分の2で、補助金上限で15万円を交付をいたしているところでございます。この実績としましては、元年度が5件、そして2年度が3件、3年度が0件、4年度が3件、昨年度が2件ということで、5年度まで13件の申請があっているところでございます。年平均いたしますと1年間に2.6件の申請というふうになっております。

このバリアフリー化につきましては、高齢者の福祉の増進のため大変必要な事業であるというふうに考えておまして、事業開始から現在まで6年が経過しようとしておりますことから、高齢者の皆様方からのですね、意見を踏まえながら、令和7年度からはですね、議員先ほどおっしゃいましたとおり、物価の高騰とかそういうもののあります、工事費もですね、高騰しておりますので、補助額のですね、改定も含めまして利用しやすいような制度へと見直しを現在考えているところでござ

ざいます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 骨折をされて生活に困窮されておられる方が非常に最近多いわけですね。ですから、今、件数を何年度に幾ら、何年度に幾らのバリアフリーをやったということですが、村内では何%、高齢者率からすると何%の進捗ですか。お伺いします。分からんなら分からんでいいです。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

この制度についてですけれども令和元年度より制度を始めたばかりでございます。その中でこの制度においては17件ということございまして、あとこの高齢者のバリアフリー化とは別に、介護保険におけるバリアフリー化ですね、介護認定をされている住民の皆様の方のバリアフリー化の件数も出てまいります。詳しい件数については現在のところは把握はしておりませんが、この介護保険制度とか、この補助制度を使わずバリアフリー化を行われている方もいらっしゃいますので、その辺の詳細については、現在、村内で何件で何%なのかというのは調査を行ってはおられません。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 分かりました。平成元年度から17件やっていると。今、高齢者率が非常に高いわけですから、そういったものを、体の不自由な人には調査をして啓蒙して進めてほしいと思います。

以上で、少子高齢化対策については終わります。

次に、ひかり輝く新たな五木村の振興策についてということで質問をいたします。

国・県は、流水型ダムを前提としてひかり輝く新たな五木村づくりの振興を6月17日の議会に提示されました。

また、新たな取組として、11月18日、県より河川整備の説明もありましたが、このダムが完成まで10年以上かかるとのことございました。ダムの話が出てから58年になります。村民は、苦難の道のでございます。村民の中には、まだ新しい村づくりという実感についても不安を感じておられる方もおられます。着実に村民が安全で安心して暮らせる村づくりの実現と将来に悔いのない取組が必要であります。これがいろいろデータが出ておりますが、村民が安心して安全に暮らせる村づくりを確信ができるのかどうか、県から派遣されております麦田政策調整監ですか、どのように心得ておられるかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 麦田政策調整監。

○政策調整監（麦田健一郎君） お答えいたします。

令和5年5月に国・県・村の三者でひかり輝く新たな五木村振興計画を策定いたしました。それにつきましては、今年の4月に村長が新たな村づくりの方向性として流水型ダムを前提とした村づくりのスタートラインに立つことを表明したことを受けまして、今年の7月に基本計画の一部を改定しております。その改定版の巻頭におきまして、木村熊本県知事と森田九州庁整備局長がそれぞれ本村の振興にスピード感を持って取り組むということを約束されております。

議員御指摘の五木村の安全・安心の確保という点につきましては、国におきましては砂防事業、県におきましては治山・河川事業などに取り組まれておりまして、それぞれ対策が進められているところでございます。

その中でも五木村の安全・安心に大きく関連するところでは、川辺川の上流域におけます河川整備が関連してくるかと考えますけれども、県の管理区間の河川整備につきましては、宮園地区では引手、あるいは築堤、稼働掘削、また、梶原川の稼働掘削、また、竹の川地区におきましては、宅地かさ上げなどが計画されております。これらは球磨川水系河川整備計画に位置づけられておりますけれども、通常、この河川整備計画に位置づけられた事業につきましては、おおむね30年を目安として実現していくということにされております。

しかし、県におきましては、これらの河川整備を、先ほど議員から11月18日に県から説明があったと御指摘がございましたけれども、この際におっしゃられましたのは、県がおっしゃられましたのは、流水型ダム完成の目標とされている11年後の令和17年度までを目指して集中的に取り組むということを表明されました。通常30年を目安として整備するところを11年、令和17年度までを目指して取り組むということを表明されておきまして、これは村の安全・安心の早期確保に資するものであるというふうに考えております。

村といたしましては、これらの国・県に行なっていただきます治山事業、治水事業、砂防事業、これらを着実、かつ速やかに実現していただきますようにしっかり連携をしてまいりまして、必要なことについては要望していきたいと考えております。

また、村といたしましても国・県のハード事業に頼るばかりではございませんで、避難路の確保ですとか、避難所の整備、あるいは、予防的な対策をですね、村民に対して呼びかけるなど、ソフト事業の面でもしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） あのですね、国・県が五木村の振興策について取り組んでいた

だいておることも感謝を私どもいたすわけではありますが、やはり目に見えたことでないといかないわけですが、この9月24日にダム対策課、説明がございましたね。私はこれについてちょっと疑問を持っておるわけですが、川辺川ダム水源地整備計画の変更についてということがございましたね。ずっと私も、これをずっと、書類がこんなにありますね。同じようなことがいっぱい、相当金もかかるとるだろうと思う。その中で、川辺川ダム水源地整備計画の変更についてということが説明がありました。今後の計画変更に向けた進め方という中でですね、水特法のメリットを最大限に生かして五木村の振興事業を早期に実現するため、最短の令和6年度中の計画変更を目指すというこの書類がありますね。これは国交省、県が出したわけですよ。その中でですね、検討のフロアということがございます。これ私ずっと見まして、疑問に思ったわけですが、事業の洗い出し、事業の洗い出し、第1番目に、それから、法的整理ができるのかどうかということ。計画に位置づけるメリットがあるのかどうか。事業の熱度が達しているのかどうか。これは村民の熱度だと思いますよ。その中でですね、変更計画（案）に位置づける事業というのをまた右のほうに出てくるわけですね。事業の継続ということで、1番から9番までの、それは1番は国道445号の事業を県がやる。一般県道小鶴原女木線の道路改良事業、これも県がやる。村道折立線道路改良事業も村、枳形山自然公園設置整備事業、村、これに載っていないのがですね、県道平沢津を通ります久連子落合線、それから、五木湯前線、竹の川から水上通って湯前線、この計画は載っていないが、それはもう落としたんですかっていうことを第1点お聞きいたします。

それから、新規事業の追加についてはですね、5番目に、五木村河川整備事業、これは県、河川事業どのようにやるかは平成6年度中には計画変更を目指すということですから、出てくると思います。

流域保全総合治山事業、県、これも流域治山事業、五家荘という、こないだ金子代議士からこれは聞きました。五家荘に砂防ダムつくる。もう百幾らついてありますからですね、五木、相良含めて。

それから、国道、ここがですね、国道445号道路改良事業、宮園区の箇所追加ということですよ。これは9番は森林環境保全事業ですから、五木全体だと思いますが、この宮園地区の箇所追加という、これは水特法にちゃんと整理するようにもともと計画はあっているんですよ。それをなぜ追加するのか、ちょっとそれもお伺いいたします。

以上、3点をお願いします。

○議長（岡本精二君） ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、今、7番議員のほうから水源地域整備計画

の件について御質問があった件について回答させていただきます。

まず、水源整備計画については、水源整備計画法という法律がございまして、特別措置法ですね、がございまして、その中で昭和41年に発表されました川辺川ダム計画、こちらのほうがもともと多目的ダムとして貯留型のダムでございました。そのときに、昭和61年に水源地域特別対策措置法ということで、当時の中曽根内閣総理大臣のほうに地域指定をいただきまして、整備計画のほうを策定させていただいております。

前回、9月に説明させていただきましたものが、今回、貯留型の多目的ダムから治水の流水型ダムにダムの用途が変更されたということで、今回、その水特法の整備計画がどうなるかというようなところで、これについては、前回の水源地域整備計画の変更をしたところで今後の水特法整備計画の事業を進めていくというようなところで県のほうから説明があったところでございます。

その中で、先ほどありましたように、4つの事業が継続事業として現在も前の計画から残っているところでございます。それが先ほどありましたように、国道445の改良、一般県道の小鶴原女木線の改築と村道折立線の道路改良と枳形山自然公園の整備事業という、この4つが現在も継続として残っております。

先ほど議員からありましたように、県道久連子落合線、五木湯前線はなぜ入っていないのかという御質問ですけれども、当時のですね、最初の整備計画、こちらのほうには一応道路の部門でどちらの県道久連子落合線、五木湯前線、両方とも計画に載っていたところでございます。その計画していた部分については、この整備計画の部分については、もう完了というところでこの継続事業の中には入っていないというところでございます。

また、その事業については、村民の不安もあるというようなところで、先ほどありましたけれども、今後、こちら県道になりますので、県のほうと協議をしながらひかり輝く新たな振興計画、こちらのほうに掲載しながら県のほうで取り組んでいたというようなところで、村としては考えているところでございます。

今度の新たな新規事業の中で国道445号の道路改良、宮園区間の追加というところでございますが、そこにつきましては、ここについてはですね、五木ダムの関連でございまして、そこで五木ダムが中止になったというようなところもありまして、こちらのほうについて、その宮園区間についてはですね、この五木ダムのほうで整備するというようなところになっておりましたけれども、今回、新たにこの水源地域整備計画法の変更に追加したいというところで県のほうで計上をされているというようなところでございます。

○議長（岡本精二君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○ダム対策課長（土肥整二君） 失礼しました。

先ほどの国道445号の道路改良についてですが、すみません、元々宮園区間についてはですね、水特法整備計画のほうでは除外をされておりましたけども、今後、宮園地区の河川整備の関係で国道445号の道路改良も含めて、そちらのほうで整備をしたいということで県のほうからありまして、今回、こちらの水源地域整備計画の変更で追加をするというようなところで現在進められているところでございます。説明は以上です。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 元々国道445号線はですね、人吉から五家荘、砥用までもですね、これは改良するようになっておるんですが、今度新たに今課長から話聞くと、宮園地域の河川整備事業で検討してやるという、これ元々は水特法にやるようになっておるんですよ。勘違いをせんように。架橋からですね、今竹の川のところまでやるんですが、これも何十年かかるわけです。ちょびつとずつ。いつも申し上げますのに、村民は大変信号待ちで迷惑をしておりますから、やはり早期に実現するという、ここにうたい文句が県から示されておるですね。示されるとおりにやっていただくと村民は困るというぐらいに、村長、強くやっぱし要望すべきものはしてください。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えをいたします。

まず、今議員おっしゃいましたように、五木村の振興に関わるようなものについて、特に今おっしゃったような五木村の振興、そして、また今ありました水特関係の事業等については、強力にそれは国・県、特に県については要望を申し上げ、その財源等についても国のほうにも要望してまいりたいというふうに思っております。今、土肥課長のほうから説明がございましたように、昭和41年にダム計画が発表以来、いろんな水特法の中で五木全体を、そのエリアに入れていただいて、これまでいろんな整備が進んできたところであります。その中でも4つの事業等はまだ残っておりまして、今回、新たな水特法の変更ということで、五木の課題等についてそこに載せていこうということで、今回、国・県との協議の中で今そこに選ばせていただいているところでございます。

その中で、先ほどありました県道の対応等については、新たな五木村振興計画の中の交通のネットワークの中で、県道も全て入れておりますので、その中でしっかり県のほうと対応しながら道路改良等についてもやっていきたいというふうには思っております。

それと、また、大きな河川整備計画ができましたので、今回、県のほうもですね、思い切って竹の川から上流部については、そのいろんな河川整備の事業の中でやっていくということの中で、竹の川の宅地のかさ上げとか、あと、また宮園地域においては、右岸側の引堤も含めて宮園橋の架け替え、それと左側の今の445号の線権も変わってまいりますので、そういうものについても、今回の水特の中にしっかり445号の改築というものを入れながらですね、竹の川は当然でありますけども、そういうものを含めながら、大きな交通ネットワークをつくってきたいというのは、河川と道路も含めてでありますけども、その旨記載をしているということであります。

その一番下の下段にありますような造林事業等についてはですね、その項目の一番下にありますが、それについては、非常にメリット等考えましたときには、補助のかさ上げ等もございませんので、これは村事業と事業体の2つでやるわけがありますけども、それについては、削除をさせていただきたいということで、この前の全協でも申し上げておりますので、それ以降のものにつきましては、しっかりその中でやっていきたいということが今計画の候補として上がっているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） もう1回確認をします。

土肥課長、事業の残事業の継続という中で、1番目から9番目までありますね。そこで一般県道、小鶴原女木線、これなかなかできないわけですが、これだけしか、これ県の事業、それから、課長が今申し上げました、平沢津を通ってまいります久連子落合線、県道ですが、さらに県道として五木湯前線、竹の川からの下梶原を通っていく、これも最近全然手つかずにですね、ありますが、これは載ってもないが、これはやることに今整備計画に載つとるということですが、やはり少しでもですね、目に見える形で、住民がああやるな、安心するような形でやってもらわんと、計画だけ載つとつてもやらんと何もならんとです。そういうことで、進めていただきたいと思います。

時間がございませんので、次に移ります。

まず、八ッ場ダムを見てですね、八ッ場ダムについてということで出しております。

す。

八ッ場ダムを見てですね、先月、八ッ場ダムについてですが、先月、村長以下ですね、村議会で視察研修をさせていただきました。これは日本最大級の日本のダムであります。東の八ッ場ダム、西の川辺川ダムとまで言われてきております。八ッ場ダムはですね、発表から67年の年月をかけて完成をしております。草津温泉で有名なところでもあります。私も20年前にですね、現地へ行って見たことがございます。当時は、五木村と一緒に、ダム反対と賛成とで町が二分して、大変な混乱の時期でもありました。

また、八ッ場の町長さん、議会、水没者の皆さんも五木に来られたことがあります。

今回行ってみてですね、まず、道路が見事にですね、立派に整備され、人吉五木間の国道と比較にならないほどまさに立派でしたね、村長。そう感じませんでしたか。そういうことで、ダムが完成して、発電後の水を利用した放水が見事でありました。今まで見たダムではない光景でもあります。見学者もあの水を見て感動された方もおられます。観光客も全体で300万人以上と言われておりますが、川辺川ダムは下流の防災だけが主でございまして、何か見ごたえのある半世紀以上かかったダムとして歴史に残る感動するダムを造る必要があると思いますが、村長はこの八ッ場ダムを見てどう思われたか、まずお聞きをいたします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、御案内がありましたように、先日、議会の皆様と群馬県の今話にございました、八ッ場ダムに視察に動向させていただいております。その中で、今、西村議員からありましたように、道路については非常にいい道路ができているというお話でありまして、私もそう思っております。五木村の道路も以前と比べましたらしっかり今造って、国道については整備をいただいておりますけども、若干相良地内において、若干急なカーブとか、ちょっと狭さく部がありますけども、それ以外についてはしっかり造っていただいているというふうに思っております。

私、去年、高知県のあそこの村に行ったときにですね、すいません、ど忘れしまして。去年、大川、早明浦ダムのあるところではありますけども、スモールg7サミットの一つの会員の大川村という村がございます。これは昔、早明浦ダムができたときにはまだまだ水特等がなかったということで、道路については非常に等高線上で谷に入ってジグザグの道路でですね、今それを若干今改良はされてはおりますけども、非常に道路状況等については、現在としたら非常に厳しい時代にダムを受け入れてつくられたなということで、先日、和田村長と言われますけども、大川村

の村長来られたときには、非常に道路についてもこれだけ立派な道路ができていいですねというお話をいただいたところであります。そのように、道路等についてはしっかり整備をされており、また、鉄道もですね、一緒にあげられておりまして、それを捉えて地域の振興もこれから八ッ場についてはやっていこうということも、そのとき、私たちに説明をいただいた副村長さんとか、あと議会議長さん、あとまた、ダムの期間中に特別に副村長になられたという方が2期やられて、今の村の参与ということで御説明を地域振興にて説明をいただいたところでありました。特に私が感じましたのは、道路でありますけども、一つは、集落のコミュニティを守るために垂直移転ということで、同じ集落がそのまま上に上がっていただいて、そこで地域の文化もしっかり守りながらそれを継承する取組があったということは、一つ私にとってはそういうこともあったんだということで感じたところであります。

それともう1点は、観光振興とかいろんなダムができた後の振興等についてはいろんな観光案内所にしましても物産の販売店にしましてもそういうものを活発にやられておりますので、そういうところも参考にしながら私たちのこれからの村づくりについては非常に勉強になったというふうに思っております。

それともう1点、ここの町長さんが萩原町長さんと言われて、私よりも若干若い町長さんでありますけども、先ほどありましたように、東の八ッ場と西の川辺ということで時の話題になっておりましたので、東京で今2、3回お会いする機会がありましたので、一緒にこれからの地域振興等についてもお互いで頑張ってもらいましょうということで握手をさせていただいて、今連携を図っているところであります。この視察等については、本当にいろんな立場から見させていただいて、非常にこれからの私たちの五木の村づくりについては勉強になったというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 五木村はですね、先ほどからも過疎問題で話しましたように、この川辺川ダム問題で60年間という痛めつけられ、苦しめられ、混乱をさせられております。計り知れない損失をお蔭で被っております。

そこで、水特法とか、あるいはいろんな整備を国・県が計画はしておりますが、これは私の提案であります。もともとは多目的発電所でありました。それに伴う村民合意がいただいて、下流域の災害、そして、農業用水、電気、多目的ダムを計画して、蒲島知事がこのダムを中止、国も中止、そして、新たに災害があったから流水型ダムということで、五木村には何も恩典がないダムでありまして、下流域の災害をするだけが大きな目的のようでございます。

そこで、村民に潤いのあるダムのつくり方というものを検討する必要があるんだ

など、私はこのハッ場ダムを見て感じたわけであります。

そこでですね、穴あきダムという非常に名はいいわけですが、発電所が2つ半なくなるわけですね。将来税金も入ってこないわけです、大口固定資産税が。そこで、村民が潤いのあるダムとしては日本に、世界にないユニークなダムをつくる必要があるんじゃないかと私はつくづくハッ場ダムを見て感じたわけであります。あの風水の勢い、そして電力を起こす、そして魚も住むようになったということでありますが、潤いができた。道路もよくなった。

そこでですね、板木の堰堤から逆瀬川の発電所ぐらいの発電を起こして、これだけ村民は苦労したんだから、過疎にもなったわけだから、電気だけは起こしてですね、村民に10年か20年、電灯料の無料ぐらいにきなさいと、してくださいと、そうすると村民も潤うでしょう、喜ぶでしょう。何かそういうアイデアを出してですね、村一丸となって私は交渉すべきではないか、それは非常に難しい話ですけども、これだけの発電所が、2つ半の発電所がつぶれるわけですから、やりようによってはできない話ではないと私は考えております。

その後、やはり産業、観光全てにおいてこれは道路です。今の時代は道路。あのハッ場ダムのような真っすぐな、快適な道路を人吉から五家荘まで洗い直して検討し、着手する必要があるんじゃないか。

もう一つはですね、やっぱり村民が望んでおる大通トンネルのですね、再開発、3,000メートルぐらいのですね。これを強く、この際やるべきではないか。そうしなければ五木の夜明けはないと思いますよ、今のへびのようなひよろひよろひよろした道ではですね。その国道445号線と、あるいは大通トンネルの強力な働き方、さらには、村民が潤うためにひかり輝く一端として、発電所を見直して、小さい発電所でいいと思いますよ、逆瀬川もつかるわけですから。そのぐらいの電源は研究してできないことはない、私は今の技術からすると思いますから、その3点をですね、村長、強く押し進めてできますかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、7番議員さんのほうからいろいろ御提案もいただきまして、大変ありがたいというふうに思っております。私どもも今回の振興計画等については、五木村の再生の最後のチャンスだというふうに私は認識をしております。先ほど話がありましたように、ダム計画以来もう58年も経ってしまいました。その中で、先ほどからありますような人口減少、若者の流出、いろいろな課題が出てきているところであります。今回の新たな振興計画については、国・県・村三者で同じ思いの中で進めておりますので、これを五木村の将来に向けての再生の起爆剤としてしっかりスター

トをしたいという思いは私も強く持っているところでございます。

そういう中で、今回のいろいろな流水型ダム等に関わるところの影響として、村民への潤いをどういうふうに持っていくのかというお話であります。これについては、今議員提案のありますように、いろんな発電所等をつくって5年間ぐらい電気の無料にしてやったらどうかと、大変いいアイデアだというふうに私も思っております。また、今、九州電力とJNCの発電所ございますけども、これについては、今国のほうで働いておりまして、どういう方法で撤退をするのか、残っていただくのか、これは今国のほうが協議をしているということは伺っているところであります。非常に大事なところかと思っておりますので、これは強く国・県のほうにも働きかけていきたいというふうに思っております。

また、あとからの利活用等につきましては、これは国の説明会でも毎回齊藤所長のほうが言われておりますけども、今、川辺と小川の下の合流点の下の水の広場等については、新たな堰を設けて、いつもあの水が貯まっているような状況で、いろんな水遊びができるようなものは堰はつくりたいということは申されておりますので、そういうものの運用等も考えたらどうかというふうには一つは考えております。

それと、また村の独自に小水力の発電等については、今、栗鶴谷ほうで今調査をしておりますので、この調査がまとまりますと運用が可能ということであれば、あそこに小水力の発電をつくりたいというふうには思っております。

また、村内のいろんなゼロカーボンの取組の中でも優良な河川がありますので、そういうものを生かしながら小水力発電等もやりながらですね、しっかり村民の方のそういうものについての振興等の村民への潤いという場面については取り組んでいきたいというふうには思っているところであります。

それと、もう1点であります、この道路等につきまして、今大通のトンネル等のお話がありましたけども、これにつきましては、大通峠に新たなトンネルの整備についてということで、これは村議会の皆さんと一緒にですね、本年の2月と5月にも国と県に対して事業費やまた事業期間、その費用対効果等の課題を速やかに検証して、その結果を示すことということで要望をしているところであります。それについて、今県のほうに進捗状況を確認したところでございます。今、長期的な課題として検証を進めておりますけども、地形条件等の課題が非常に多く、現在、トンネル坑口の候補箇所の測量等を進めているというところの報告を県のほうからいただいております。この検証作業と並行して、本路線の言えば宮原五木線ですけども、椿地区の道路改良、また、本年1月に一部工事着手する予定であります。そのほか、村内の防災工事や交通安全施設の更新、ほかの工区もですね、道路改良や凍結抑制対策等で25号線の走行の安全性に向けて取り組んでいるという報告を受けてお

りますので、今のトンネルの坑口の測量等に今入っているということで、それを基にまたいろんな検証が進むかと思っております。そういうものをまた議会の皆さんと一緒にですね、要望はしていきたいというふうに思っているところであります。

もう1点、445号の話かと思います。今、445号については、九折瀬工区の中で、こちらから行きますとトンネルを出てから今ですね、ちょうど橋台のほうの今工事に片側通行で取り組ませていただいておりますので、県のほうの、今回また説明が来週等にあるかと思いますが、いろんな説明が。今伺っておりますのは、橋台ができますと、その上に桁を乗せますけれども、桁の発注も多分済んで、今工事が進んでおりますので、あれができますとすぐその桁を乗せて、その上に道路を乗せていくということになりますので、大変不便をかけておりますけれども、そうやって予算も取りながら、今あそこの九折瀬工区の橋についてはしっかり進めているというところであります。

それとまた、先ほど出たように、その今度のいろんな河川事業に伴うところの宮園地内の左岸側の445号、今、片側1車線、狭さく部がありますけれども、集落の手前の。ああいうものも今回の河川整備においては、445号は2車線化するというところで取り組んでおられますので、これから先については、九折瀬工区の神屋敷の橋と、それと宮園地内の狭さく部の解消、もう全て2車線でつなぐということになっておりますので、そういうものもしっかり国・県にも要望していきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） この際ですね、やらなければならないのは何であるか。八ッ場ダムはですね、村づくり、村の振興策というのは群馬県やら栃木県、それから千葉県とか東京都、茨城県、下流域にですね、受益者が金持ちの都道府県があるわけですが、川辺川の場合はですね、下流の小さい相良村とか球磨村とか、あるいは坂本とか八代、負担金をお願いしてもなかなかできないわけですね。この際、国・県にやっていただかなければならないという気持ちでですね、国道445号線も抜本的な改良、それから、先ほど申し上げましたように、大通トンネルのですね、飛躍的な開発、そして、発電所が2つ半浸かるわけですから、これは民間の発電所ですから非常に難しいですけれども、当時の発電所もかさ上げして水が貯まるなら、その間でもいい、電力を起こして、そして村民に10年間ぐらいはただで電気をさせると。おるがそれはやってみせるという意気込みでですね、やらないとこれは実現はできないですよ。

そういうことで一つはまって、この際、我々も最大に支援をいたしますので、そ

ういう気持ちを持って国と県と交渉して、悔いのないダムによる新しい村づくりをいうことを肝に銘じてやってほしいと思いますが、村長、いかがでございましょうか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えをいたします。

今、大変激励をいただきましてありがたく思っております。私も今回の、例えば、今年の4月の村民集会、それまでのいろいろな国・県とのやりとりの中では、しっかり五木村をですね、将来残すようなことでしっかり肝に銘じて今までやってきたつもりでございまして、今後ともですね、しっかり議員の皆さんと協議をいただいて、しっかり禍根を残さないような政策を進めながら、しっかり将来明るい五木村をつくっていききたいというふうに思っておりますので、どうか御協力、御指導賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 最後にですね、やはり五木村は長年苦しんだこの川辺川ダムで、そして、村民も苦難の道のりを乗り越えながら今日まできておる。人口も減った。働く若手もない状況の中でですね、村民は高齢化してきた。そして、所得も高齢化にはない。子どももない。この現実をしっかりと見つめながらどう対策を講じていくか。国や県は、下流域を助けるためにダムをつくるということでございますから、その見返りとしてですね、五木村が悔いのないお願いをして、無理は言わないけれどもですね、道路とか、発電とかちゅうのはこれはやろうと思えばできる話ですから、一つ肝に銘じてですね、今、村長からお話がありましたように、お願いをすることも必要ですが、計画に乗せていくと、そして実行していくという段階まで進めてほしいと思いますので、以上申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（岡本精二君） これで、西村議員の一般質問を終わります。

次に、6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従って早めに短く進めていきたいと思っておりますので、答弁のほうも短く、一つよろしくお願いをいたします。

私は2点だけ通告しておりますので、まず、ひかり輝く五木村振興計画についてということを入れております。

これは今御存じのように、村長も御承知のとおり、中間年度にもう入っているということで、まずは事業化をされてない事業があるということもあろうかと思いますが、村長、そのところをどう思っておられるのか、まずお聞きします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、藤本議員御質問のとおりに、ひかり輝く五木村振興計画というものにつきましては、令和5年度に策定をいたしまして、また、本年度、令和6年度については基本計画の一部見直しをやりながら今進めているところであります。その計画に応じて、令和6年度の事業としましては、総数で186の事業を今掲げております。これは国・県・村それぞれの役割分担、また、あるいは連携して取り組んでいる事業もございます。その中で、事業によりましては、今、議員御指摘のとおり、検討調査、測量設計という段階のものもありますし、また、目に見えない事業等もございます。できるだけそういうものも早く事業化をしまして、村民の方の目に見える形で進めていきたいというふうに国・県とは協議を進めている段階であります。

特に国におきましては、環境影響評価が公表されまして、関連工事に着手をされており、これは逆瀬川の右岸側の橋梁等もそうでありますけども、また、県におきましても県道宮原五木線の今回樁工区の改良をやっていただきますけども、急カーブの対策などですね、できるところは優先的に今取り組んでいただいておりますので、集中的にですね、この5年間前倒しできるものはしっかりやりながら、予算確保も含めてしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） じゃあ一つお聞きしますが、その年間事業料は幾らなのかということですが、村長はいつもおっしゃられますが、国・県と同じような考え方をおっしゃいますが、村独自で行うものがたくさんあるかと思います。特に、今7番議員から御指摘がありましたとおり、高齢化が進む中での高齢化対策、あるいは若者対策というものもあるかと思います。そういう中でですね、国内の人口は非常に皆さん御承知かと思いますが、非常に減少傾向にあります。今、ここ新聞見ますとですね、現在が1億2,000万人ぐらいだそうです。それがですね、令和70年度にはですね、8,000万人ぐらいになるということです。どこの市町村もですね、その若い者とかそういう人たちの奪い合いですよ。やっぱりアイデアとそういうものを出せたところに定着するということです。やっぱり村は独自ですね、国・県の事業は別に、村独自として進める事業を別に考えてやる必要があるかと思いますが、村長、その点はどうでしょうか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今ありましたように、日本全国の人口動態についても減少傾向に入っているということで、特に日本全国の自治体1,700幾らございますけども、その中でもいろん

な各市町村によっての取組もあろうかと思っております。そういうものも参考にしながら今いろんなことで取り組んでおりますけども、国・県・村三者で行うところと、今議員御指摘の村独自でやっているものもしっかりやれというお話であります。私どもにつきましても、やはり今やっておりますのは、いろいろな各産業分野の若手の皆さんに集まっていただいて、若手が思うこれからの将来の五木村について、また、それと産業の構造的にどういうものが未来に渡ってですね、しっかりしていくのかと、デジタル化の社会もきますので、そういうものを含めながら今若い人たちと協議を進めているところであります。

それとまた福祉の点につきましては、前段の西村議員のほうから御質問がありましたように、少子化等についてはですね、しっかり村の独自の政策として支援をしていこうということも取り組んでおりますので、まだまだ足りないところはあるんですけど、まずは人材育成、基本となるものは村を担う人材の育成が一番大事でありますので、それと並行に産業の育成、そして、人口減少を止めていくということかと思っておりますので、その点についてはしっかり若手と協議をしながら、また、人口減少に拍車がかからないようにしっかり政策を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） 2番目に入りますが、この基本理念であります、誰もが安心して安全に住み続けられる避難路の整備、あるいは高齢者向けのグループホームの検討等を行う推進協議会というものを立ち上げるとおられますが、立ち上げておられるのかどうか、担当課にちょっとお聞きします。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

この誰もが安心・安全に住み続けられる計画ということで、現在は高齢者グループホーム等の検討等について推進協議会を立ち上げておられるのかということでございますけれども、まず、高齢者向けグループホーム整備等の検討につきましては、五木村住みよい村づくり推進協議会を開催をさせていただいて検討を進めているところでございます。このメンバーについては、老人クラブ連合会長、そして頭地地区、宮園地区の区長様、民生委員協議会会長様、交通関係事業所の代表者、そして福祉事業の代表者ということで7名の方で構成をいただいております。令和5年におきましては、2回協議会を開催しておりまして、介護施設や高齢者向け住宅に関する高齢者向けの住まいに係る基本方針についてということですね、検討をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 6 番、藤本議員。

○6 番（藤本新一君） じゃあそのグループホームをですね、大体検討委員会で何年頃、どこに、どういうふうなものを造るといような話まで出ているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

現在ですね、令和5年度まで基本方針を策定をさせていただいたところございまして、6年度、7年度については、土地の選定協議等、事業の方針等をですね、この辺を協議をするような形にいたしているところでございます。

その中で、具体的には、今土地の問題が第1点目でございます。土地をどこに建てるのかというところもございまして、具体的にその土地の場所もございまして、そのグループホーム、あるいは特別養護老人ホームということでですね、この辺の介護施設等の種類についても変わってまいりますので、その辺の検討を進めさせていただいて、具体的にといいますか、現在、介護保険事業の計画が第8期でございます。この第9期の基本計画の時期にはですね、建設をしたいということで、現在検討を進めているところございまして、建築の時期については、まだ具体的には決まっていないところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 6 番、藤本議員。

○6 番（藤本新一君） これは特に村長にお聞きしますが、あのですね、五木村はですね、地形的にですね、全部各地域非常に避難路という問題も、安全・安心に住めるということですが、避難路という問題が非常に危険です。各地から要望が出ていると思いますが、避難路の整備が急遽急がないかんわけですよ。どう村長は考えておられるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

まず、避難路の整備ということで今お尋ねがありまして、これは各地域の座談会とかいろんなところに行きましても、例えば、避難所の指定はしておりますけども、そこまで行くちょっと時間とか、また、あったように避難路がちょっと厳しいところがあって行けないという話は伺っております。そういう中で、防災対策としては、今、自主防災組織を各地で作っていただいておりますけども、そういうものをもう少し活発にしていければというふうには思っております。そういう中で、事前防災をですね、明るいうちとか、また、台風とか大雨とか影響が出ないうちに早めにですね、移動をいただいて、まずはそこで安全を確保いただくというのが大事かとい

うふうに思っております。特に高齢者が多い地域等になってきますと、もう雨風が強くなったらですね、なかなか避難が難しいという傾向がありますので、早めの事前の防災をしようということで、これは自主防災組織、令和7年度にてしっかりやろうということで、これは地区においてはタイムラインを作っていただいて、その事前にもう地区全員でやろうかと。そして、高齢者の支援がいるところは支援をしながらやっていこうかということでありますので、それをまず第一義に考えたいというふうに思っております。

また、地区からそれぞれ要望がありますような、例えば、集会所、避難所等を近くに作ってくれとかそういうお話もありますけども、それ等については、場所とですね、いろんな各地域のやっぱりいろんな事情がありますので、そういうものは総合的にまだまだ判断をしながらやるということになるのかなと思います。直近の話につきましては、今申し上げましたような自主防災組織の活動をしっかりやりながら事前防災に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） これは村長は御存じと思いますが。国もですね、避難所の環境整備ということが今クローズアップされてきましたですね。避難所のエアコンの整備とか、トイレとか、あるいは高齢者向けのベッドの個数とか、いろいろな問題をその環境の整備を国がこれからやろうというような状況に今あるわけですから、村長、もうそういう情報をですね、早く取ってですね、やっぱり五木の各地の避難所をですね、多くの皆さんが利用しやすいような環境整備というものが必要かと思えますので、そのところは、村長。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

まず、避難所の環境整備等については、今、議員御指摘のように、今の国会のほうでも昨日もそういう議論があっておりまして、総理のほうから、また、担当大臣のほうからも答弁があっていたように思っております。

それと、また地元の松村参議員のほうからもですね、この前意見交換をしまして、直接安心・安全の担当大臣ということで、防災担当大臣ということで御説明をいただきまして、今回の地方創生の中の補正で上がってきますけども、1,000億円の中の一つの20%ぐらいについては防災対応で予算を確保したいというお話がございます。

また、村のほうにもそういう資料も提示をいただいて、例えば、町村でキッチンカーを持って非常のときはその車を持って行って温かい食を提供するとか。トイレカーを買っていただいてそのトイレをですね、いざとなったらそこ地域に持ってい

くとか、いろんな提案をいただいております。その中で、体育館等のエアコン等については、昨日の国会質疑の中では、令和6年度から令和11年まではですね、そういうものも制度を延長しながら、ちょっと基準を緩めながら補助をしていきたいという話もありましたので、情報収集に努めてですね、私どもも各地の避難所、また、大きな、例えば中学校の体育館、小学校の体育館もありますけども、そういうものについての空調の設備の導入とか、それはしっかり情報を収集しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） じゃあ3番目に入りますが、これは村長、各地域でですね、非常に座談会を開かれていると思います。そういう中でですね、地区住民からいろいろな要望事項が出てきたらと思うんですが、まだそういうものはですね、重く受け止めてですね、さっき7番議員からの質問のあったとおり、その地域が活性化するように、あるいは過疎化せんようにですね、するためにやっぱり前向きにどういうものを取り組んだがその地域は活性化するのかという問題、あるいは継続できるのかという問題、そういうものを含めて、村長はどう感じられておられるのか、ちょっとお聞きます。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

令和6年度につきましては、8月から実施をいたしまして7カ所、計7カ所で座談会を実施しております。その中で、1件要望等については承っております、特に、今議員御指摘のようなスピード感が大事かというふうに思っております。特に、国・県についても同席をいただいております、毎回、毎箇所と同席をいただいて、国・県で対応できるものについてはすぐですね、対応できるものは地元にも入っていただいて、すぐ対応いただいているところであります。

また、その対応等については、区長会を通じてですね、しっかりその状況等については回答をですね、差し上げているところであります。本当に急ぐものについて、また、事業化に向けて予算確保に、ちょっと大きな事業等についてはですね、しっかり予算化をしながら、また、担当課においてその対応を今やっているというところであります、これら一方的に私たちが座談会で話を聞くだけでなくでですね、しっかり回答についても今やっているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） 今度は4番目に入りますが、この特にですね、このダムに関係ない枝葉の要するに、奥地の集落、こういうところはですね、長くその集落が継続

できるようにやっぱりやるためにですね、ある程度の要望は聞いてやってですね、そういう振興、活性化を図る必要があろうかと思いますが、村長、その点はどう受け止めておられる。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、特に五木地内でも直接ダムに関係ない地域という表現させていただきますけれども、五木全体は水特法のエリアの中でいろんな整備を今までやってきておりますので、直接ダム建設に関係ない地域たくさんございまして、先ほどの西村議員のほうからありましたように、集落の維持等も大変今困難な地域もございまして。そういうものをどうするかということでもありますけれども、特に令和6年度におきましては、燃油高騰で電気代とかいろんな外灯代、そしていろんな集会所の維持等が大変ということがありましたので、これについては、行政区の支援助成金ということで、改めてまた交付をさせていただいてそういうものを使っていただいて、集落内の維持管理に充ててくださいということで今やっております。

そう言いましても、各地区本当に少子化、また人口減少等で世帯数も大変少なくなってきたので、これは先ほど西村議員と繰り返しになりますけれども、今回の新たな五木村振興計画においてもですね、誰もが安心・安全に暮らせる村づくりとして取り組んでおりますので、そういう視点を持ちながらしっかり住民の方の意見も聞きながら、例えば、先ほど言った二拠点の生活をですね、冬場は大変なのでこちらに来ていただいて、また、春、暖かくなったらですね、地元に戻っていただくようなことも考え、また、いつも議員から御提案がっております集落の再編とかもあると思いますので、そういうものを全体的に見ながら集落の維持管理については、地元の区長さん、また住民の方と意見交換を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） はい。5番目に入りますが、村長もこれは御存じと思いますが、2つの町をですね、この御紹介ということで上げております。岡山県の奈義町長ですかね、ここはですね、非常に町民が住みよいまちづくりということで若い人が住める町と言うことで、若い人が多く住むようになってですね、出生率が2.95になったという町です。特に町長がですね、やる気十分あってですね、これはふるさと創生を使った町だそうです。それがですね、この町長としては、コンサルはあまり使わんということで、村長の考え次第でこれを発案でやるということだそうですので、特に五木はですね、そういう整備計画とかいろいろそういうものの予算とかがございまして、あまりにもこういうところは地方創生とか、ふるさと納税とか、そうい

うものを活用した若者が定住できるような対策をしとるわけですから、この1番下
のですね、高森町、熊本県ですよ、これ。高森町なんかは、これは県立高校です。
県立高校が非常に20名程度で非常に生徒数が少なくなったということで、草村町長、
村長は知っておられると思いますが、この町長がですね、マンガ学科というものを
開いたということで、生徒数がですね、75名になつとるということで、非常に学校
も活性化してきたということですが、五木も分校はあるわけですから、村長、そん
くらいのやっぱりこれはふるさと納税を活用してやつとるわけですよ。村長、そう
いうものをやっぱり五木は恵まれとると思いますよ。そっでこういう町さえこうい
うふうな取組をしとるわけですから、やっぱり五木はもう少しやっぱり活気あるや
り方で村長やつてもらいたいと思いますが、どうですか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、御紹介をいただきました岡山県の奈義町についてはですね、これは日本でも
特別有名な町でありまして、今人口が5,700人程度というふうに理解をしております。
特に過疎地域ではありますけども、今御紹介がありましたように、令和元年度、
出生率が2.95ということで、これは全国1位となりまして、奇跡の町というふう
に言われているところも存じております。特にその中には、町の中には自衛隊の日
本原駐屯地もありましてですね、町全体で子育てに取り組んでいると、非常に優秀
事例があるところだと思っております、非常に私たちも今勉強させていただいて
いるところであります。

それともう1点は、熊本県の高森町でありますけども、これについては、先ほど
紹介があったマンガをですね、生かした高校のあり方ということでやられておりま
して、今非常に全国からも子どもさんが来ているということは存じております。そ
の中で、町の中では企業版のふるさと納税を生かして、町営の学生寮を整備されたり、
そういう中で企業連携によって学校支援もやっているということは聞いており
ますので、特につい最近ではありますけども、今週の9日の月曜日にこの役場の2
階の大会議室で県立高校のあり方の検討委員会というのが、今、高校所在地につい
ても県が座談会で回っておられます。これに私も参加はしましたけども、教育関係
者と、あと保護者の方、また地域の方も参加いただいて、この五木分校を将来10年
後にどういう高校にしたいですかということでずっと皆さんで議論をしたところで
あります。その中でありましたのは、やはりこの五木村、この環境に合うような
専門の課程を作ったらどうかとか。あと子どもさん方がしっかりこの3年間で成長
して、しっかり言えば生きる力をつけながら人間力をつけながら、しっかりこの社
会人となるような学校にしたらどうかとか、そういうのもありまして、そういう中

です、そういう意見も踏まえてこれから考えていきたいというふうには思っております。また、この先進事例の中の一つとすれば、海士町というのがあります。そこには高校生が未来留学ということで、全国の高校生がそちらのほうに来て、その学校で勉強をし、定住をしたり、また社会人として出ていくという事例もあります。その中で、崇城大の松田先生、9日にも来られておりましたけども、その中で、なぜじゃあ海士町にそうやって日本全国から子どもが行くのかというの調べたところ、子どもさんの意向よりも、その保護者の方の意向が非常に強いというふうなお話がありました。これはその保護者をたどってみますと、それまでの海外で生活をされたところの保護者の方が非常に教育については、人間力を高める教育を目指したいということで、一つの今までであるようなカリキュラムの中の高校というよりも、自主性を尊重したそういうところに子どもを3年間預けて、しっかり社会人として勉強をしていただきたいというところの保護者の思いが強いということ伺いましたので、私たちもこの県立高校ではありますけども、同じ五木分校として五木にございますので、その中については、そういう意見もしっかり私たちも踏まえてですね、教育関係者、また県のほうと1回調整をしながら将来の五木分校のあり方等についてもこの協議をしたところであります。大変重要なところでありますので、私たちもいろんな先進事例等についてはこれからも勉強しながらやっていきたいというふうに思っております。また、今月下旬に鳥取県の智頭町のほうにも行きますし、岡山県の西栗倉村のほうにも林業とか、空き家対策とかそういういろんな面で研修には職員のほうをやらせて、それを報告をいただいて、政策に生かしていきたいというふうに思っておりますので、そういう新たな情報を得ながらまた取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） 2つ目の項目に入りますが、道の駅、この物産館についてということで、非常に今、物産館の改修の仮店舗の問題でございますけども、紅葉の稼ぎ時にですね、収益が半分ぐらいしかないというような状況だそうです。それは村長はまずどう考えておられるか。担当課長はどう考えておるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えをいたします。

今、道の駅物産館については、議員御指摘のとおり、今改装に入って仮店舗の営業ということになっております。これは秋の今の行楽シーズンを省いたときには今度は5月の連休とかそういうものとどっちみち重なってきますので、工事の進捗上、

今がちょっと仮店舗の営業ということで、来年の春の営業を目指しているところがあります。今ありましたように、場所等のあれはちょっとわからないということと、トイレ休憩は、トイレは別にありますので、あそこに道の駅のエリアにですね。トイレ休憩された方が、従前ですとトイレ休憩されて物産館のほうに足を運んでもらうという方がおられたと思いますけれども、今はトイレ休憩をしてもう物産館が別にありますので、仮店舗で。そのまま車で素通りをされるということがあろうかと思えます。それは数字にも出ておりまして、この第三セクターのほうの今やっておりますレジの通過者等は非常に今落ちておりますので、昨年比からしますと。この10月、11月については、かなり落ち込みがあります。これはそうやって出荷者の皆さんについてもそうかと思って、私のほうもその数字については承知をしているところでございます。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まずは、現在、改修工事を行っておりまして、多くの方に御迷惑をおかけしている状況であることは重々承知しておりまして、御迷惑をおかけしているところでございます。

また、関係者の方々からですね、そういった御意見いただいているところでございます。

まず、時期につきましては、議会のほうにも御説明したとは思いますが、どうしても財源である国庫補助金、こちらをもらうためにはこういった時期になってしまったということは、申し訳ないことではございますけれども、財源確保のためでございます。

場所につきましてもですね、いろいろ4案ほど検討させていただきましたけれども、そういった中でも財源確保であったり、場所、使い勝手、こういったもので現在のところにさせていただいておりますけれども、大変やっぱり御迷惑かけていることは間違いのないところでございますので、現在、直接、一番被害を受けております第三セクター、また出荷協議会、こういった皆さんの御意見を聞きながらですね、まず、案内であったり、いろんな協議会からも知恵を出していただいておりますので、そういったものにできる範囲協力していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） じゃあ土肥課長、これはですね、仮店舗もユニットハウスで近くにあそこの広場の中でトイレじゃなくして、五木屋本舗さんの間のあれぐらいのところでユニットハウスで仮店舗はでけんやったのかな。そのところはどうです

か。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

先ほども若干申しましたけども、場所につきましては4案程度、裏の駐車場、また、子守唄公園内と温泉の休憩所の場所と今のところと検討させていただきました。道の駅の裏につきましては、かなりの勾配があってですね、工事的にできないことはありませんけども、費用等がかさむと。また、そういった場合に事務所、そういった機能も大きくつくらなければならないといったような面もありまして、一つずつ潰していったときに、仮店舗として今のところが最適ではないかということで、以前協議させていただいて、今、運営をしているところでございます。

それはもう先ほどから何度も言いますけど、あくまでも仮店舗でありましてですね、御迷惑をかけているところは重々分かっているところでございます。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） 最後になりますが、この村長、社員とかですね、あそこにおる道の駅の職員とか社員は給料であるからいいわけですよ。ところが出荷協議会何ていうのは、売れたしこが収益ですよ。ところに出荷協議会はですね、そのときに目標に向かって生産するわけですよ。それが半分ぐらいしか売れんということになれば、半分はもう来年には回されんわけですよ。そういうところをどがんかして補助してやるという気持ちは村長ないんですか、どがんですか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

先ほど土肥課長のほうからこの工事に至ったスケジュール、また、補助の関係でこうなったという説明があったかと思います。それについて、仮営業をするということになったときに、当然、幾らかの減少はですね、あろうかなというのは想定はしておりましたけども、かなりその想定のを超えてきておりまして、今、手元資料ございますけども、昨年10月比で申し上げますと、昨年の物産館の売れが1,000万円弱であります。今年の10月が600万円ということになっております。今年の11月が950万円程度でありますけども、昨年の11月は1,500万円の販売がございまして。この売上げ等については、当然出荷者の物が売っておりますので、その影響は当然出てきているというふうに私も考えているところであります。それについて幾らかの補助なりという議員からの御指摘ございましたけども、それにつきましては、生産者はですね、これからは継続をいただいて販売維持を図るとともにですね、そういうのについても当然支援は必要と思っておりますけども、そういうものにつきましては、もう可能な範囲でですね、また議会の皆さんとも協議をさせていただき

ながら、また生産者との出荷協議会もありますので、そちらと話し合いをさせていただいて、いろんなこと、可能な範囲です、応援はしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） 最後にですね、村長にお願いしてですね、この第三セクター、あるいは物産館をつくったのはですね、やっぱり目的があるわけですから、要するに、雇用の場を確保すると、五木の農産物を金になおそうというようなその目的があるわけですから、その目的に沿ってですね、やっぱり担当課も十分村民に添うてやるような考えをもっていろいろ対応してもらいたいと思います。

そういうことをお願いして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（岡本精二君） これで、藤本議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。午後1時からお願いします。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、早田吉臣議員。

○2番（早田吉臣君） お疲れさまです。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

今回、私は2点について質問を通告しております。1点目として地域づくり協力隊について、2点目に振興計画について、簡潔明瞭に質問いたしますので、答弁のほうも簡潔明瞭に行ってもらいたいと思います。

まず、1点目、地域づくり協力隊についてですが、以前、ふるさと協力隊から名称が変わり、地域づくり協力隊と五木村では募集を行い、様々な場面で協力、貢献をいただきました。

そこで、改めて地域づくり協力隊を募集してきた目的とこれまでの実績、効果などを評価されてきたと思いますので、その検証を担当課長にそれぞれお願いしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、地域おこし協力隊について回答させていただきます。

地域おこし協力隊は、総務省の事業で、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において地域外の人材を積極的に誘致し、おおむね1年以上3年以下の期間、地方

自治体の委嘱を受け、地域で生活し、地域住民と連携、協力して様々な地域力活動に従事することを目的とされております。

五木村では、先ほど議員からありましたように、これまで平成27年度から20名の隊員を採用してきました。活動としては、地域づくりや部活動支援、空き家対策、移住定住など様々な活動に従事していただきました。現在では、夏秋イチゴ栽培や獣害対策、観光情報発信、歴史文化について6名の隊員に携わっていただいております。

これまでの実績、効果、評価についてですが、それぞれの活動の目標に向けてしっかり取り組まれており、ある程度の実績は得られているのかと考えております。

しかしながら、3年後を見据えたとき、将来、その業務が生業として、あるいは新たに起業や村内での就業に不安を持たれて任期を待たずして、あるいは任期満了後、村外に転出されたという経緯もございます。

評価については、それぞれの業務において十分任務を全うされたというところで考えているところでございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） はい、失礼しました。地域づくり協力隊じゃなくて地域おこし協力隊の間違いでした。訂正をしたいと思います。

検証結果として、3年とか2年とかで満了で去って行かれた方もおられると思いますが、その中で、やっぱり何でこの五木村を離れて行かれたのか。そういった理由の検証とかはなされてきたのか伺いたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） ただいま任期を待たずして、あるいは任期満了後に村外に出られた方の理由についてということでございますが、先ほど説明をさせていただきましたが、任務後のですね、将来を見据えたときに、その業務が今後生活していけるかどうかの正業として可能かどうか。あるいは、新たに村内での起業であるとか、あるいは、村内の事業所に就職、そういったものをいろいろ考えられたときに、なかなか御本人としてですね、不安があるというところで転出をされているという話を聞いているところでございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） それぞれ隊員さんの事情があつて辞められたり、任期満了でまた別のところへ行かれたという話なんです、自治体によってはですね、様々なその支援体制をするところがあります。例えば、教育の部活に対してのいろんな支援とか、そういったものをするとか。あと、先ほど言われた起業、会社を起こすための支援をされたという、そういうことがあります、その総務省の支援以外にです

ね、五木村でその行ってきた体制づくり、支援の体制づくりは何かあるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 地域おこし協力隊の支援体制についてでございますが、庁内の状況を御紹介します。現在は各課からの要請によりまして、ダム対策課が窓口となって募集をかけさせていただいております。採用が決まると担当課へ配属し、担当課で支援体制を整えていただいております。

また、基本的には月初めにはダム対策課も入って全体のミーティングを開催し、活動状況の報告、あるいは指導、相談等を行っているところでございます。

また、関係団体、あるいは民間の皆様にも御支援・御協力をいただきながら協力隊の活動を支援しているところでございます。

また、村としましては、将来の起業等を見据えたところで起業支援の補助を行っているというところでございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 支援体制としては、そのダム課が窓口になって月1回とか報告会とかしながらどういったことが必要なのかとか、そういった相談を受けられるということなんですが、私、先月ですね、商工会の役員研修で岡山県の西栗倉村に行っていました。先ほど村長から今度西栗倉村に派遣をするということだったんですが、地域おこし協力隊の活用についてですね、勉強しに行ったんですが、西栗倉村は人口が令和6年3月時点で1,333人です。601世帯。その中に協力隊が何と54人、行政役場関係が5人、その他事業所とかが45人、そのほかに起業しているのが4人ということで活動をされておりました。

そこで、何でその協力隊員が多いのですかと伺ったところ、募集に工夫をしているということでした。ほかの地域にない事業を起こす、もしくは地域事業者と連携したい個人に支援を行い、村全体に活気を取り戻し、村全体に地方創生に挑戦するという、そういうビジョンを掲げて村長自らそういった感じで協力隊を採用すると。その基準をやはり担当課でしているんですが、五木村ではその担当課ではどういった基準で採用しているのか。また、その協力隊員さんの募集をかける前にどういったものを目的としてされるのかを伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 協力隊を採用する基準についてということで、御質問に回答させていただきます。

先ほど申しましたように、これまで20名の隊員を募集をさせていただいたところでございます。

また、現在も地域おこし協力隊の移住定住等の隊員を募集をさせていただいているところでございます。

その募集の基準になりますけども、それぞれの業務によって目的は違いますけども、採用に関してはですね、その目的を募集要項に掲げまして、それを基準に募集をさせていただいております。

採用に関しては、1次審査として、書類選考をさせていただき、その募集要項に沿った業務内容、それに対する思い等を書いていただいて、それを書類選考でさせていただきます。

2次審査として、村長、教育長、あるいは募集を募った担当課長のほうで面接によりですね、その目的にあった方かどうかを判断し、採用の可否を決定させていただいているというような状況でございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） いろんな目的があると思うんですが、今のところその移住関係に募集しているということなんで、ほかには募集は何か、その目的を持った募集はしてないのかわかるかな。今、五木の場合はその新たな振興計画がありますが、そういったもののための募集とかはやってないのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） すみません、先ほど申しました、現在、移住定住に関する業務の募集と、あともう一つはですね、林業関係で林業において自伐型林業を中心にですね、そういった林業の担い手等も募集をさせていただいているという状況でございます。

○議長（岡本精二君） ただいまの2番、早田議員の質問に対して、各課の担当課長がおりますので、それぞれの地域協力隊についての独自の考え方というのがお持ちだろうと思いますので、今配属されておられるところの課長に答弁をお願いを申し上げます。

産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

産業振興課では、現在、5名の活動と2名の募集を行っております。

まず、観光の振興でですね、1名、こちらドローンを中心に活用して観光振興につなげるということでドローンのスクールでありましたり、イベントの開催、こういったことを行っておりますし、御本人もこのドローン、もともとされていた方ですので、五木に残って起業化したいということで、既に起業化自体は行っております。ただ、いろんな面でまだ協力隊として活動をいただいているということで、受講生も160人を超えておりまして、特に村外からは140名程度受講されて

るということで、かなり人の交流に役立っているものであるというふうに評価をしているところでございます。

あと、鳥獣関係につきましては、今2名、ジビエ、また有害鳥獣に対する活動ということで、五木村のこのシカ、イノシシの被害をどうにかしていただきたいというのと、利活用ですね、肉の。こういったものを若い人、また外部の方の意見を聞きながら行いたいということで募集をして、2名が今活動をされておられます。この方々におかれましては、施設での活動、こちらやっぱり2名活動していただいておりますので、処理拡大が図られておりまして、令和5年度では解体処理数が100頭以上増加したということで、1,500頭のうち今500頭程度が持ち込まれるというようになりましたので、放置される部分がかなり減ってきているということでも評価されますし、1名の方は、既に今年から駆除を始めておられまして、7カ月で55頭を捕獲したということで、駆除の面からもかなり活動を行っていただいている。もう1名の方ももう既に今年資格は取られたということで、今後期待をしているところでございます。こういった意味で、鳥獣のほうも目標に向けた活動を行っていただいていると。

次に、夏秋イチゴですけども、こちら2名の方が現在活動いただいております。こちらにつきましては、もともと子別峠という夏秋イチゴに九州にはない適地があるということで、ここでの将来団地化を行う生産者となっていただく方を募集という形を取っておりますので、この期間で就農ができるのかどうか。こういったものが今後の課題となっております。そういったものが進めば団地化も進んで、五木の活性化にもつながるということで、現在は研修時点となっておりますので、今後期待したいというところでございます。

最後に、除伐型林家、これを今募集しております。こちらにつきましても、将来、五木村での森林整備、こういったものに活動いただきたいということで、フィールドも県有林などを借りてできるというような事前の協議は行っておりますので、そういった協力体制も作りながら、今募集を行っているところでございますけども、こちらにつきましては、なかなか今、全国的にも今林業の募集多いところもありますので、なかなか今対応が至っていないということで、今回、また募集の方法も検討しながら、インターンシップという3カ月以内の協力隊のまた協力隊、みんな協力隊か。事前に勉強を行うというような制度もありますので、そういった制度を使いながら、さらに募集をかけていきたいと思っております。全体的には関係機関、民間の方の協力があって行われるようなものでございますので、そういった募集前にそういった体制を整えるということが五木で行われている支援の一つかなというふうには思っております。

○議長（岡本精二君） 次に、山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

現在、教育委員会のほうでは1名の方が協力隊として配属をされております。今年からとなっております、活動の目的としましては、歴史文化、五木村の歴史文化継承とか、そういったものの村内外へのPRとか、そういった活動をしていただいているところでございます。

また、先日も話したように、旧二中に民具等がありましたので、そういった管理、整理等を行っていただくように活動をしていただいております。

それと、ヒストリアの資料館ございますので、そちらの今特別企画展も企画・運営等をしていただいております。現在、2回程度を行っておりまして、年明けに3回の特別展を開催する予定で、今現在、企画等を行っているという状況でございます。

五木村のですね、伝統的なものをですね、その中でPRするというような情報発信を今後もやっていければというところで考えております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 今それぞれ産業振興課と教育課から活動内容について御説明がりましたが、研修に行った西栗倉村はですね、そこには協力隊を採用するにあたり、3つの型を設けているということで、事業を起こす起業型、それと行政連携型、それと事業所の研修型という3つの任用形態を取っておるということを伺っております。事業所研修型というのは、協力隊を地域に受入れるために事業者が村の事業者に向けて研修に参加してもらい、そこで応募資格を取って、その上で受入れ態勢を整えて、協力隊を採用すると。そして、その報酬というか、給料については、その事業所で決めていいという、そういう形態を取っております。と申しますのは、事業によっては給料が違ってきます。業態によっては。それをやはり総務省では一括で1人520万円上限としておりますが、それはやはり同じ協力隊なのにこんな違うというのは、やっぱり業務形態が違うからこういうふうになっているんですよという説明を行いながら採用をしているということなんです。これはやはり私も理にかなっていると思うんですが、そういった形態を取ったらどうかなと思うんですが、今、五木村ではその一律に協力隊は上限いくらで、その活動費として年間200万円ですか、そういったものだけでやっているのかを伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） ただいまの御質問ですが、今、五木村のほうではですね、総務省の基準に沿った上限520万円、報酬のほうで320万円、活動費のほうで

200万円という形で、その中で活動のほうを行っていただいているという状況でございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） では、村長にお伺いしたいんですが、先ほど私が言った西栗倉村ですね、こういった方式をやはり業態によってはやっぱり給料違っていいんじゃないかと思うんですが、そういった採用の仕方をして、やっぱり村内にある業者ですね、事業しているところに協力隊がいて、そこで協力してもらって、その事業をまた活性化させるという、そういったことも私はできると思うんですが、そういったことで本当に若い人が入ってきて、その会社を辞めようかなと思ってた会社が続けていったという持続可能なところがあったと聞いておりますので、そういったことを工夫しないのか、村長に伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今の御質問にありますように、地域おこし協力隊の制度についてはですね、もう議員御案内のとおりでありまして、基本的には、東京の一極集中をですね、地方に分散して地方の活性を図ればということで、国の大きな制度の中でそういう協力隊事業というのが執り行われているというふうに理解はしております。そういう所の中で、今、先ほど土肥課長からありましたように、これまで平成27年からスタートをして総勢の20名受け入れておりますけども、その中で定住があったのかと言えば、定住は大体1名、2名はございまして、今は6名の方が従事をいただいているというところであります。

そういう中で、議員の御提案の西栗倉村のいろんなやり方、制度について、また、多くの協力隊の方がおられるということも事例として紹介いただきましたけども、そういう移住定住、協力隊も含めて、今回、うちのダム課の担当のほうからも西栗倉村のほうに研修に行くようになっておりますので、そういうものを含めて研修をしていきたいというふうに思っております。当然、そういう事業所等についての配置をして、その事業所の言えば一員として、協力として頑張ってもらうことも当然でありますし、もう一方、村全体の話としますと、総務省が所管しております特定地域づくり協力隊協同組合、これについては、熊本県で第1号ということで、村内の9の事業者が集まっていたいて、五木村に設立をいただいて、今、多分2名の方が来ていただいて、事業展開して、事業というか会社等に今配置をされているところであります。こういう国の大きな一極集中、分散するということでは、うちのほうも協力隊、または特定地域づくり協同組合ということで、そういう制度を利用しながらですね、しっかりそこも充実をしていって、将来やはり村のほうに起業な

り、また定住をしていただくような取組も私たちは支援とすればあろうかというふうに思っております。そういうのを含めて、今回、また研修のほうにやらせていただいて、しっかり今議員が御提案されましたようなことについては取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） その西栗倉村ではですね、村の役場を去年、一昨年、造り替えられたんですけど、そのときも地域おこし協力隊たちの支援というか、アイデアを募ってやられたそうです。建物がおもしろくて、直接道路から行くと2階になって、裏から行くと1階になっています。中2階みたいな感じになってますけど、近くに中学校があるので、そこに中学校が放課後に帰ってくる途中で図書館があり、自習学習室というのもあります。そこを通過して帰ることもできるし、また、談話室というのがあって、村民の方が何か会議とか使うときにそういった談話でされる。そこに無料のお茶が添えてありまして、もう職員の方もそこのお茶で談話を取ってコミュニケーションを住民の方と取るとか。そういったやっぱりコミュニケーションの取り方をやはり工夫することも私は必要だと思いますので、そういった協力隊のやはり外から来た人の知恵をやっぱり借りて、村の活性化をするというのも必要だと思いますので、そういった考えをやはり村長たちも持っていただきたいと思います。

それから、この協力隊の中でやはり一番言われたのは、地域力の維持、強化に直接資する事業であって公益性を有するものという、今年の4月に協力隊活動の総務省から通達があったんだそうです。それをやはりしっかり担当課はよく吟味して、私たちの村にはどれが合うのか合わないのかというのを研究されたそうです。やはり、そのさっきも申しましたが、起業化も大事ですし、地元にある会社、一つは工務店みたいなのがあったんですけど、そこにやはり技術を取得したくて来たと。そこで、技術を3年間学んで、そこにいるか、それとも起業するかという、そういう形でやはり人がそこに残ってくれるというそういう形もあったに聞いております。

それとデザイナーさんたちもそこにいるんですけど、外注を持ってくる。この会社によその町村からデザインの外注を持ってきて、地域の活性化を図ると、そういったこともやっているそうです。やはりいろんな知恵を使っただいて、この協力隊の体制を維持して、今度新たにつくってもらいたいと思います。

それでサポート体制なんですけど、役場では、先ほど月に1回ぐらい面談をしてやっていると思うんですが、そのあとですね、協力隊に向けてやはり協力隊同士のコミュニケーションを取るためにいろんなことをやっておられます。ラインでつながったり、1カ所に協力隊員さんたちが集まっていろんな情報交換をする。そして、

またそれぞれの知恵をもらって地域に返していくと。そういうことと、地域にやはり協力隊員さんが、五木村でいうと常会みたいなのに参加して、そこでいろんな話をもって、いろんな知恵をいただいて協力をしていく、そして、そこに住むという形を取っているんですが、そういった形をやはり取るべきだと思うんですが、その辺村長どうでしょうかね。やはりもっとコミュニケーションの取り方を必要と思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

協力隊についての地域との関わりかと思っております。その中で、その地元とそういうコミュニケーションをですね、どういうふうに図っていけばという話かと思えます。その中で、先ほど御紹介いただいた前段の事務所のあり方と、今五木では、その第三セクターの中のシルバー人材センターの横に事務所を構えておりました。あそこ一つ机を置いてやっていただいておりますけども、私なりには、将来的な話になりますけども、先ほど午前中もありましたように、今度教育委員会のほうで義務教育学校ということで、今中学校のエリアのところに小学校を増築したいという話がありますので、そうなりますと、当然上に残っております保育園とかもですね、下に持っていければというふうに私自身は思っているところであります。

そういう中で、あそこの中学校のあのエリアを、五木分校もありますので、その中にですね、教育エリアとして、そこに協力隊の事務所等もあったり、先ほど御紹介があったそのコミュニティの広場とか、図書館とか、そういう移住者の方が来てもそこでしっかりまずは子どもさん方と、また保護者と交流ができるようなですね、そういうものも将来的には考えていければというふうに思っております、そういうのがないときにですね、非常に3年間ではありますけども、地域との交流もなくですね、なかなか定住も進まないというのも一因はあろうかと思っておりますので、今、議員提案のようなことについては、しっかり今後とも取り組んでいきたいというふうには思っているところであります。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） その地域とのコミュニケーションの中で、やはり地域の方がこの人にやはり来てほしいという、思わせる工夫が何か必要なみたいなんですね。やはりごみ出し一つにしても、やはりそういった人が入ってくることによってごみ出しのルールが破られたりすることがありますので、そういったのやはり西栗倉ではちゃんとその地域のルールがやっぱり各地域であるんだそうです。やはり違ったルールがあって、それを守ってくださいよ。そして、ここに住んでくださいよということがあるんだそうですので、そういったもののコミュニケーションもぜひ取

ってもらいたいと思うんですが、そういった移住、プラスそういった協力隊の体制を取ってもらいたいと思います。その辺はどうでしょうね、村長。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

協力隊にも関わりませんで、今度は移住定住の話にも関わってこようかと思いますが、どうしても村外から入って来られるときに、五木の風習とか文化とかですね、非常に入ってこられて戸惑うときがあるというふうに聞いておりますので、今、移住定住については、民間のほうにお願いをして、その中で五木の文化、先ほどあったごみ出しとかですね、月に1回の常会とか、そういうものは絶対必要ということで、それを了解いただいた方に入ってきていただいておりますので、その辺は先ほどのコミュニケーションも含め、しっかり徹底していきたいというふうには思っております。

それと加えて、協力隊全体の国の考え方からしますと、非常に今幅が広い協力隊の要綱になっておりますので、五木としましたら、あの伝統文化の子守唄の継承とか、あと芸術とかですね、そういう分野の方もですね、五木に来ていただいて、そういうものを保存をしたり、あと、今度は環境も大事になってきますので、そういう植物とか、動植物とかそういう方も来ていただいて、そういうものを子どもと一緒に勉強していただくとか。また、もう少し視野を広げてですね、私たちもそういう文化の中に入って来られるような協力隊の募集も今後はやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） この協力隊の最後の質問となりますが、西栗倉村ではですね、今後の課題として5点ほど上げられたんですが、今度ですね、国の協力隊の推進要綱改正に伴う対応の検討会議を今開かれているんだそうです。来年になるとその改正が、大幅な改正が見通されていることなので、その地域協力活動の定義と収益分の処理、先ほど私言いましたが、その給料の面とかそういったのに課題がないのかどうか。そういったものを研修の仕組みづくりなど、隊員の定着率と今後の隊員の支援活動の充実と、それとまた新たにその副業人材、こういったものを入れたらどうかということで、新たな取組を官民一体でやりたいということなど、将来に向けた支援活動の戦略を立てておられますが、先ほど村長は、文化への継承とか、そういったものの戦略を立てたいという感じでおられるんですが、ほかにやっぱりその採用するにあたり、何といたしますか、定着を目指すようなことを何か考えておられないのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

協力隊が地元にはやはり定住定着をしていただくような取組ということでありますけど、今御紹介があったように、今、企業についても副業が認められておりまして、今、村でも若い人たちにやっていただいております、越境研修、越境留学等で、今トヨタとか日立から社員の方来られますけども、全日空も来ておりますけども、そういう方々がいろいろ地域の課題をやっていく中で、例えば、オンラインでですね、こちらで何か企業が情報発信とかそういう話も若干聞こえてはきますけども、そういう方がもしおられましたらそういう企業の支援をですね、やりながら五木に定着をして、例えば、そういう会社あたりの一つの事務所店舗なりがですね、こちらにできてきて、そこでオンラインで何か利用ができるような取組もこの越境留学というのは大企業がおりますので、そういうのを活用させていただきながらですね、しっかりその方面についても定着を図っていききたいと、その延長戦上に、その例えば協力隊の事業があったりですね、先ほど御紹介した特定地域づくりがあったり、全体的に村外からの人材をうまく受け入れながらですね、そういうものを地元で定着して、また広げていくと。そういうことにつなげていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） それと西栗倉は最後ですが、住むところ、やはりこれに苦勞されているんだそうです。空き家対策をやったんだけど、なかなか空き家があってもそこが譲ってもらえない。また、改修が必要で費用がかかると。そういった対策をしとかなないと、せっかく募集して来てもやはり何らかの関係でちょっと無理ですよというふうに断った例もあると聞いておりますので、そういった対策もしてもらいたいと思っております。

協力隊についてはこれで質問を終わりたいと思いますが、2点目の地域振興について質問をいたします。

新たな五木村振興計画が策定されましたが、来年度ですね、重要施策は何を中心にされるのか、村長に伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

地域振興についてということで、特に、今新たな五木村振興計画を策定しておりますけども、令和7年度、来年度の主要施策は何を中心にしますかという御質問かと思っております。

御案内のとおり、五木村の振興計画については、大きな4つの方向性を軸に今全て動いております、基本的には、この4つの軸をもう少し大きくしていこうと

いうことと。今年、基本計画の改定も行なわせていただきましたので、流水型ダム等に関わるいろんな広場の造成とか、いろんなハード事業も入ってきますので、そういうものを含めてですね、一体となってこの4つの方向性を大きくしていきたいというふうに思っているところであります。

その中には、前段、午前中も振興については御質問もあったわけですが、早く取り組めるものについてはですね、前倒しをして、この5年間に集中的に予算も投入しながらやっていきたいというふうに思っております。

それと今、特に午前中紹介しましたように、東地区のグランドデザイン会議とかですね、宮園地域の振興協議会、これは議論が煮詰まっておりますので、一つの方向性は村のほうに提案をしたいということは伺っておりますので、そういう御意見についてももしっかり対応していきたいということと。

毎年やっております中学生議会の御意見等ですね、子どもの意見としてしっかりそういうものを村としましたらしっかり対応しながらですね、来年度に向けては、それできるものについては早めにその形を示して、そして村民の方、また中学生の皆さんとかですね、地域の方にお知らせをしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 4つの柱を中心に、それに肉付きというか、それを大きくしていきたいということなんですが、やはり私、何かですね、一つ来年度は1個、この4つの柱のうち、一つにちょっとウエイトを置こうかなとか、そういったものはやっぱりあって村民に見える形を見せることも必要だと思うんですね。でないとやはり子育てとかハード事業は見える形でわかるんですが、うちの場合、どちらかとソフトの面になりますので、そういったものが見える、それをアピールする必要があると思うんですが、その辺の取組はどう村長お考えなのか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

4つの方向性をですね、しっかり大きく、またスピード感を持ってやっていきたいということと、特化してですね、村民の方に何か、これは今年はやりますよというものがあればというお話でありますけども、昨年度から令和5年に立ち上げていただいて、この新たな振興計画はですね、国・県のほうでやっておりますけども、その中でも一番重要視しておりますのは、やはり人材育成だと思っております。これは4つの柱の全てに関わってくる話でありまして、これは人口減少、また産業育成、あと教育、全てがやはり人材なくして五木村の未来はないということで思っておりますので、その人材育成等については、今、今年からやって、先ほど御紹介し

ました大企業の越境留学とかですね、あと特定地域づくり、あと協力隊、あといろんなまた昨日も大手のですね、スターバックスジャパンの方が日本全国の優秀な店長31名連れて五木村に研修に来られたということで、その中には五木の産物、五木の若い人との交流もありまして、そういう人材の交流をですね、しっかりやっていきながら、特に若い人たちがこの五木村に希望が持てるようにですね、しっかりその点についてはしっかり取り組んでいきたいと。それは、先々4つの柱が大きくなっていくものと思っておりますので、そういうことをしっかりやっていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 今、村長申されたとおり、人材の育成、本当私はこれが一番大事だと思っています。若い人たちが将来この村に住むには何がしたいのかというのをやはりピックアップして、それをやっぱりしっかり聞いてあげて、それを伸ばしていく支援を五木村はすべきだと思っております。

先月村長も行かれたんですが、ハッ場ダムに視察研修に行きました。その町長さんが言われたのは、教育特区の申請をしていると、教育特区を受けて、その高校生とかそういった、小さい子どもから大人になるまで、社会人になるまできちんと教育特区で育てていきたいという柱を持っておられますが、そうやって人材育成の柱というか、そういったものをやはり設けるべきではないかなと思うんですが、そういった考えはどうなんでしょう。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

人材育成の基本はやはり教育にもあろうかと思っております、ハッ場ダムの視察の折にもですね、当時の副町長さんからそういう廃校舎を活用して、私立の小学校を誘致したいという話もありまして、それは内閣府の教育特区申請をしているということでありまして、その話も伺ったところです。12月にも許可が下りる予定であるということも伺ったところですけども、五木村としまして、先ほど来御案内しておりますように、今回の小学校、中学校一緒にしてですね、教育委員会のほうでは、1年生から9年生までの義務教育学校をやっていききたいと。

それと今週の月曜日にありましたように、県立高校のあり方の意見交換会も五木のほうでありまして、やはり特色を持った高校にすべきということが大勢の意見でありましたので、そうしますと、小中高までですね、行きますと、そうしますと、その前段で今度は保育園のほうもですね、ぜひそのエリアの中に入れていただいて、子育てから高校高等教育までと、その中で今、県のほうから、令和6年度、今協議が進んではおりますけども、林業大学校の専修を、2年の専修課程を設けたいとい

う話もありますので、そうしますと、高校を卒業しましてから2年間、二十歳まではですね、高校を出て専修、言えば大学的なものに、さらに環境に特化したものといろんな資格も取れてということになってきますので、そういうものを強力にしながらですね、そこにやはり島根の海士町がやっておりますような高校の未来留学とか、あと山村留学というのは、小学生、中学生やっておりますけども、これは去年四国の大川村に行ったときにも、そこは山村留学である子どもさんを受け入れて、10割来られて、やはり3割程度は途中で辞めていかれるという話もありましたけども、7割の方はしっかり行って卒業していくという話もありますので、そういうものも進めるときに一番大事になってきますのは、先ほど議員から御指摘いただいた、宿泊するところとか、どういうところに、言えば、寄宿舍とか寮的なものが必要になってきますので、それについては、今議会でもありましたように、東小学校の跡校舎の利活用等をですね、しっかりその辺の協議を皆さんと進めながらそういうものを受け入れたときのそういう宿泊所にするとか、いろんなものの使い勝手があるかと思えますんで、そういうのも一緒にですね、協議をさせていただいて、早い段階でそういうものを内外に示していくということも必要になってきますので、そういう取組をやりながら、外部人材も入れながら、しっかり村の活性化につなげていければというふうには思っているところでございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） はい、そうですね。若い世代がやはり残らないとやはり村が滅びていくというか、消滅をする状態になりますので、午前中、7番議員さんが言われたとおりに、人がいなくなると本当にもう消滅しかありませんので、やはり若い世代をどう残していくか、どう本当に育てていくかということ、もうちょっと私は予算をかけてでもすべきだと思っております。

それで、こないだ東京に研修に行ったときに、松村元国家公安委員長が言われたんですが、山村振興交付金の活用はどのように行われてますかということで、一応、村では多分行っていると思うんですが、これまでの実績としてどういったものがあったのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 山村振興交付金についてということで御質問いただきました。

現在、村のほうではですね、この山村振興交付金については活用をしていないというところでございます。

過去においてはですね、現在、村内に山村活性化協議会、あるいは農林水産物協議会がありますけど、こちらを立ち上げた折にですね、それぞれ3年間活用させて

いただいたという実績がございます。

この活用後もですね、現在、山村活性化協議会では、五木産材のPRや農林水産物協議会では、出荷、道の駅の集出荷とかですね、くねぶの生産等そういったものについて活躍していただいている状況でございます。

また、山村振興法がございますけども、国の法律がございますが、これが令和7年の3月で期限が切れるということ予定でございます。しかしながら、現在、その山村振興連盟が、全国で山村振興を携わっている市町村と、あと国会議員の皆様で作らせていただいておりますが、その山村振興連盟の会長が、現在、地元出身の金子恭之衆議院議員でございます。また、会長代行が芦北の町長、竹崎町長となっております。今後またさらにですね、10年間、この山村振興法を延長するという動きが出ておりますので、10年間延長された折にはですね、情報を密にいただきながら有利な補助金や交付金を活用できるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 私が言おうとしたことを今土肥課長が言われたんですが、本当に金子代議士、それから竹崎町長が今度のそういったのに尽力されていると話を聞いております。あと10年間多分延長されるだろうということで、八代の場合は、その3年間という区切りで1回終わって、名称を変えて申請をするんだそうです。今ずっと延長延長で来ているんだそうです。そういったやり方もあるからねということを知りましたので、そういったやり方をやはり、これはもう1,000万円というお金がそのまま渡し切りになりますので、そういった活性の使い方をやはり工夫してもらいたいと思いますが、その辺の工夫は何かあるのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 八代市の事例を御紹介いただきました。今回、山村振興法が10年間延長というところになりますと、その情報はですね、いただきながら有効な補助金の活用等を活用させていただきたいと思いますが、今のような八代市のような事例、そういった全国的にいろんな活用の仕方があると思いますので、そういったのも勉強しながら今後対応していきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） その情報というのは本当に大事なもので、やはり五木村の財政には全然手を付けなくてすみませんので、持ってくるだけですみませんので、文書を書けばそういったものがもらえるということですので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

最後の質問となりますが、新たな五木村振興計画を実施するにあたりですね、携

わる人の認識と協力体制が必要だと思っております。その準備と体制づくりはもうできているのかどうか。やはり携わる人の認識がしっかりしてないと途中で頓挫というか、あいのルネッサンソン計画ではありませんが、どんと花火が上がって、そのあとちょっと落ちてしまうと申しますか、何か情熱が冷めるみたいな感じがありますので、そういった体制づくりはできるのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

この大事なですね、五木村振興計画を実際動かしていくときに、そういう協力体制とかそういう認識は持っておられるのかということかと思えます。それについては、役場庁内においては債権対策本部を持っておりますので、その中でいろんな議論の中で、皆さんの各課長ではありますけど、いろんな認識の共有をしているところと。

あと、各課の会議にあたっては、その課長のほうからいろんなものを伝えていただいたり、それと若手の研修というものは今やっていただいておりますので、そういう中で、今、五木村の立場、また、いろんな振興計画の全体的な概要等についてはですね、しっかり職員のほうには今伝えているというふうに認識はしているところであります。

そういう中で、いろいろ紹介はしておりますけども、庁内の体制と、あと村民の皆様については、先ほどから紹介しておりますけども、グランドデザイン協議会とか、宮園地域の振興協議会、それとあといろんな各種産業の団体の方とか、また、若者で結成しておりますような過疎未来研究会とか、そしてまた、今商工会の青年部の方もですね、いろいろ頑張っておりますので、こういう村民あげての一つのこの振興計画の中にですね、皆さんが携わっていただいて、村民総出の村づくりというのを私掲げておりますけども、そういうところにしっかり皆さん尽力いただいていると、これは大変感謝もしますし、これからも積極的にですね、参加をいただければというふうに思っているところであります。

今の現状から申し上げますと、先ほどから申し上げますように、外部からの、村外からのいろんな大企業にしても人材的に今来ていただいてやっておられますので、そういうものもしっかり形を作りながらですね、村内だけでは解決しないようなものが多々ありますので、そういう今、村が持っております、若い人たちが持っておりますネットワークもいかしながら、当然国・県との支援もいただきながら、そういうものについてもしっかりこの国・県・村三者連携を取りながらですね、そういうものは深めていきたいというふうに思っているところであります。

私は特に思いますのは、これからが、令和7年度ぐらいから本格的にですね、こ

れ国のほうの予算等もかなり今回は皆さんの要望等もいただきましたので、かなり国土交通省についても予算が来る。また、川辺の事務所等についても人員の増員があるということを伺っておりますので、これが本格的な地域振興が、県もあげてですけれども、スタートするかと思っております。その中では、国・県・村それぞれの立場は連携しながらスタートしますけれども、これは毎回、今回の一般質問等でもお話をしておりますように、5年をですね、集中的にやろうということでやっておりますので、そこには県の振興基金のほうも十分入れながらですね、しっかりこの期間でやっていきたいということを今考えております。その中で的人员体制というものにつきましても、これはですね、いろんな村の課題を解決するにはやっぱり人材、いろんな役場庁内もそうですけれども、人材が必要になってまいります。特に人口減少とか、産業育成、教育福祉の充実などの村の課題は多くございますけれども、そういう折に、以前、議員からも御質問いただきましたけれども、副村長の必要性についてはお尋ねがあったかと思っております。そのときに私は必要であるというふうに申し上げておりますけれども、そのときよりも増してですね、今必要性を感じておまして、言えば集落はもう消滅するとか、いろんな産業振興の問題、各地域の振興、またこれについては、この振興計画を充実しながらしっかり作っていくためには、国・県との協議がまずは必要になってまいります。

それと新たな、先ほどありました若者が務めるような産業創成に向けた取組も必要でありますし、また、高齢者や児童福祉の問題、また、交通体系の構築、またデジタル社会の構築等も必要になってまいります。

また、振興に関わる財源確保については要望活動が当然必要になってきますので、そういう村内外へのはですね、多くの活動がこれから私首長としても、また、議員の皆様にも多く関わってこようかと思っております。そういうときにはですね、しっかり副村長の必要性というのは以前に増して私は必要になってきているというふうに思っておりますので、これは他の町村とは実情が若干、今の五木村の状況は違うように私は思っておりますので、通常ベースでありますと、うちの基本財政需要額については12、3億円でありますけれども、今年の今回の補正決定いただきますと49億円の予算が動くようになってきます。これにつきましては、山江村が今回調べましたところ54億円でありまして、津奈木が45億円ぐらいじゃなかったかというふうに思っております。これだけの事業をですね、しっかりつくって、午前中もありましたように、五木の振興に禍根をのこしちゃいけませんので、これは後戻りはできませんので、しっかりした事業を構築するためにもそういう副村長なりを入れていただいて、私の判断及ばないところは副村長としっかり協議をしながら対応して、また、議会の御指導を仰ぐというこの執行体制もですね、どうかまた協議をいただ

いて、それについての御意見を賜ればと思っておりますので、そういう大事な時期に臨んでおりますので、どうか議会の皆さんの御協力と私ども頑張りますし、ましてや村民の皆さんの協力もいただいきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 人材の確保も本当に必要なんですが、先ほど副村長の話が出ましたが、副村長については、やはりまだ私はまだまだ議論の必要があると思います。と申しますのは、この西栗倉では1,330人で副村長がありません。ところが、本当に人のやはり地域おこし協力隊、地域の推進のためにそういったものを活用しておりますので、そういったものの活用を考えながら、それとまた村の財政力を考えながらやるべきだと思っております。

その協力体制づくりですね、やはりダムがあるから今できること、できないことがあると思います。それでやはり八ッ場ダムで言われたのが、元の副町長のほうが、その副町長の職を辞めて株式会社みたいなのを立ち上げて、住民においても十分聞いて回って、それから地域振興に行ったという話をしておられました。やはり地域振興はやはり住民にやはり入っていかないとなかなか難しいと思いますので、そういったやはり協力体制を取るには、やはり地域にやはりもうちょっと密着して、どういったものは村づくりに必要なのか、どういったことがあると若い人が残るのかというのを議論していただきたいと思いますので、その辺の議論の仕方をもう少しやはり工夫をしていただきたいと思うんですが、その辺、村長どう思われますか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今の五木村の現状、そして、これから取り組むいろんな振興策等についてはですね、非常に58年間のいろんな、昭和41年からのダム事業等によって右往左往、また、いろんなことで紆余曲折があったわけですけども、これが最後の五木村の将来に向けてのスタートの大事なこの5年間になろうかと思っております。そういうものについて、ダム本体がでくるまでの間とはいいいませんので、それがあってもですね、五木村の将来へとして、今回は新たなスタートのしっかりした土台を造るということになってきますので、それについては、人材的にはかなり必要になってきます。これは若い産業的な人材も含めて、行政もそうですけども、いろんな方々の知恵を集めながらですね、しっかり五木村の将来が明るいものになるように大事な時期になってきますので、そういう思いで私もしっかり頑張ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 本当に五木村振興については、これからが正念場だと思いますので、これから本当、先ほど言われたスタートになりますので、しっかりと議論をしてですね、議会とも密に連絡取っていただき、県とも国ともやはりいろんな支援が受けられるときにやっておかなければなりませんので、そういったチャンスを逃がさないようにお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（岡本精二君） これで、早田議員の一般質問を終わります。

次に、4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） それでは、議長のほうから許可が出ましたので、私のほうから一般質問をさせていただきたいと思います。3点ほど通告をしておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

1点目は、消防団の山林における行方不明者捜索活動についてと、2点目が家庭用火災報知器について、3点目が瀬目公園のトイレ改修についてということで通告をしておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

まず最初に、消防団の山林における行方不明者捜索活動についてということで、11月の9日、10日に発生しました、山江の方ですけれども、捜索の際、五木村消防団と山江の消防団がそれぞれ出動をしました。9日には、隊員の28人の方が日没で山に野宿をされたと聞いていますが、このとき、指揮系統などにですね、問題がなかったのかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、お答えします。

まず、お答えする前に若干の経緯をお話させてください。

第一報がですね、11月9日土曜日、ちょうど祭りの日ではございましたけれども、午前7時30分頃、北分署から消防担当、消防主任にですね、連絡がまいりまして、それから、村長、団長、私のほうにも連絡がきました。そのときはですね、山江村の消防団だけが山で捜索するという話で、一旦、私は家におりましたけれども、その後ですね、村長、団長等と相談されたと思うんですが、その山江の消防団が五木に来て、山江の消防団だけが、それはどういうことかちゅう話で、再度ですね、御家族の方からも五木村消防団に要請がありましたので、再度集まった次第でございます。

9時30分頃に山江村の消防団が総勢、合計で42人ぐらい最終的にですね、来たと。国見山へ出発しました。それから、10時ぐらいにですね、今度は五木村の消防団が、こちらは総勢29名程度も国見山に行きました。入りました。その後ですね、現地に到着して、警察と消防、団員といろいろ打ち合わせを行った上でですね、実際に山の中に入ったのは12時40分頃ということでございます。そのときに暗くなるので、

午後4時をめどに下山というか、帰ってこようという計画であったそうです。その捜索の時間はですね、前があくんですが、私は総務課で連絡係としておりましたけれども、午後3時頃、山江村の消防団の2名が脱水症状などでちょっと歩けなくなったという情報が入ります。もう3時頃。そのときにはですね、4時から5時にかけてもう暗くなるので、ちょっと多分、消防長の判断だとは思いますが、そこに止まれと、危ないので、さっき言われた野宿をしなさいという結果になった模様です。五木村が消防団8名、山江村が消防団20名ということでございます。次の日ですけども、午前10時頃全て下山できた。28名下山。うち消防団の山江村消防団の、先ほど2名と言いましたが、1人もちょっと調子が悪いということで3名が防災ヘリで五木源パークに運ばれ、そこから救急車で人吉の病院に運ばれたという経緯がございます。もちろん全員無事ではございました。

御質問の本題の指揮系統につきまして問題がなかったかという御質問でございますが、初動捜査ですね、やっぱり早くしなければならないとは思いますが、あまりに準備がよくなかったと。私自身、まあこれは村長とも反省というか、あとからの話でありました。

第一にですね、国見山付近の山を全然知らない消防団が入ったということでございます。私もその山のことは詳しくありませんが、山のことを素人の皆さんが全部入ってしまったということで、それがちょっと初動は早かったんですが、準備不足、それが一番の指揮系統もあると思いますが、それが一番の原因ではなかったかなと思っているところでございます。

○議長（岡本精二君） 4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） ただいま総務課長のほうからいろいろ経緯をちょっと話をさせていただきましたけれども、やっぱり山に入るとなるとですね、それなりのやっぱその現場付近の地形にですね、詳しい人、消防団にはなかなかいないと思いますけれども、急々のことですので、それから、例えば、周辺に詳しい人を探すというのなかなか難しいと思いますけれども、例えば、その辺り一帯をですね、地形図ですか、そういうのを揃えとか、いろんなことを今後ですね、できるんじゃないかというふうに思っておりますが、その辺も検討をしていただきたいなど。

それと体調不良で五木の方じゃなかったというふうに聞きましたけれども、体調不良で2名の方が搬送されたということですけども、事前にですね、やっぱ入るときには体調が悪い人はそれなりにやっぱ体調が悪いんじゃないかと思うとですよ。それでやっぱりそこですね、チェックとかですね、そういうことも大事じゃないかなと思っております。

そして、そういう方はせっかく現場まで行っておられるので、例えば、連絡員と

して車の近くに残るとか、いろんなことができた、今後ですね、できるんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後その辺の検討もしていただきたいと思います。

ちょうどそして、9日、10日は五木の秋祭りが開催をされておりましたので、村長も会場のほうにずっと詰めておられましたけど、村長としてはそのときにどういう指示かされたかちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

それではお答えいたしますと、今回の行方不明の捜索については、時系列については、先ほど総務課長が申したとおりでございます。ちょうど9日、10日は五木の秋祭りということと、その前日、スモールg7のサミットもあったということで、朝会場に、9日の朝会場に行く途中で7時半に一報が入りまして、それではということでいろいろ詰めてまいりましたら、なかなかその祭りのほうに私が参加するというのは非常に厳しいということになってきましたので、私は災害対策本部、いわば消防団も出ておりますので、そちらのほうで対応しましょうかということで、朝からもヘリがですね、祭り会場の上をこう行ったり来たりしておりまして、とうとうあのときには救助までは至らなかったということで、ヘリは帰ったわけでありますけども、そういう中で、議長のほうにもですね、副委員長として来ておられますので、そちらのほうにもいろんなことをお願いをしながら様子を見てそちらの対応をしたところでありまして、特に昼過ぎからが急転をしまして、現場に行ったその消防団員についてなかなか下山がちょっと可能性がないと、野営をするという話になってきましたら、もうなかなかですね、その対応等については、天気等の話もあって、今の季節柄でありますので、これについて脱水症状の方がおられると。そして、うちの消防団、山江の消防団も山のほうに待機をする、野営をするということでありますので、その野営すると決まった以上、そこの対応をですね、どういう対応をするかということに努めてですね、すぐ団長とも協議をしまして、それからずっとその対応にあたりまして、明けまして10日の日にはヘリのほうでうちの御紹介になりますけども、園田議員のほうが大変山が詳しゅうございますので、お願いして来ていただいて、ヘリに同乗いただいて、ちょうど昔の掛橋地区の対面になります。あそこの沢の向こう側の平場に皆さんおったということで、それは前日のGPS、スマホのGPSのほうから確認しておりますので、山中で消防団28名行方不明になったということじゃありませんで、場所は確認しておりますので、そこでしっかり夜露とか雨をしのいでおってくれという話をしまして、焚火をしてみんな夜を過ごしたという話は伺っております。そこで、携帯電話で連絡を取ってありました

けども、なかなかバッテリーの消耗が早いということで、途中からは定時的にですね、連絡を取ろうということで、ほとんど向こうのほうも現場の山のほうの消防団についてもスマートフォンは電源を切っておられまして、それで何かあったらじゃあ連絡をくれということですずっと待機をしております、10日の日にやっとですね、先ほど御紹介した園田議員さん、山詳しいということで、あと消防団員のほうで1名乗っていただいて、現場のほうにロープで降りていただいたということでございまして、大変園田議員さんには御苦労かけたところでもありますけども、そこで山のルートがわかったということで、すぐ掛橋のほうの昔の集落道がありますので、そちらにすぐ降りてきていただいて、その現場までは私のほうも迎えに行かせていただきまして、本当大変だったなということは声を掛けさせていただいたところがあります。

そこで、この対応等についてはですね、先ほど川邊議員がおっしゃいましたように、特に山等の搜索については、地元のやはり山に詳しい猟師の方とか、その土地勘のある方に入っていたかいないとなかなか厳しいということで、その終わったあとの対策本部の中では、やはり消防団の中にですね、今の機能別団員とはうたってありますけども、特にこの山岳の人探しとか、行方不明の搜索については、地元の猟友会にもお願いをして、そういうのを事前に登録をさせていただいて、何かあったらすぐそこに連絡をして一緒に行ってもらおうと、そういう体制の構築も必要というのが1点ございました。

それと、今回、山江と五木が共同で山に入ったということになってきますので、お互いの体調管理等いろんなことがその団同士でつながりませんでしたので、そういうことも先ほどありましたように、しっかり健康チェックもしながらですね、装備品もしっかりチェックしながら今回、そういうのもお互いの隣接町村としても協力するところはしっかり協力できるようなことを事前に整理をしたらどうかという、その2点ございましたので、それについては、しっかり隣接町村とも協議をさせていただいて、今後の対応に当たらせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本精二君） 4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） 今、村長のほうから山江の消防団の話も出ましたけれども、山江村のほうでもかなり問題になったということで、何か全員協議会でいろいろ協議されたということを聞いております。

それで次に行きますけれども、そういった搜索に関連してですね、装備の問題等もあると思いますけども、当日は当然、招集がかかると消防団は詰所に集まるわけですけども、ほとんどの団員の方が、例えば、法被着て、下は対してあんまり防寒

というか、そういうとないと思います。そういう軽装で来ておられると聞いておりますが、詰所のほうにですね、やっぱり山林での捜索に必要な最低限の装備を準備をしておくべきではないかというふうに思うわけですが、例えば、リュックサック等を用意して、その中に、例えば懐中電灯とかそういう装備ですね。そういうとを準備をするべきではないかというふうに思いますけども、総務課長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

今、御指摘のとおりですね、山間部での捜査とか山火事もしかりですけども、下準備は必要と痛感しております。ある程度の資機材、例えば、かまとかなたとかそういうものはあるんですが、今回の場合ですね、もう私も後から聞いたんですが、緊急の招集で、もう個人個人にですね、北分署に集まれっていう指令だったそうです。本来ならですね、宮園分団、各頭地の分団もですね、一旦詰所に来て、その分団長から指示を受けてこれ持って行け、これ持って行けということで、それを持って北分署に行けばよかったものの、いきなり個人個人でもう北分署に集まったちゅうのがまた一つの原因だったと。その服装も何もちょっと個人任せというか、法被ぐらいは着てきたかもしれませんが、私も二十数年消防団おりましたけども、こう数えるとですね、やっぱり7回ぐらい山の捜査には行ったことがあります。やっぱり、法被というよりも、作業服ですよ。法被着て行ったりとか、下はもう半長靴じゃなくて、地下足袋ですね、そういうので行くべきだったかなと思っております。

今回ですね、奇しくもと申しますか、今日の夜に分団長会が行われますので、そのときに議題にも、この反省というか、それは入れておりまして、分団長集まりますので、十分協議を、協議というか、申し合わせをしていただきたいと思いますところでございます。

○議長（岡本精二君） 4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） はい、ありがとうございます。

やっぱり一応消防団の場合は、どうしても詰所に集合ということが基本だろうと思いますので、その辺は徹底して、当然、消防署等あたりの連携も絡んでくると思いますので、今後、反省点として一つ考えておいていただければと思います。

それで、ドローンですね、ドローン。ドローンがせつかくあるのならドローンあたりでちょっと飛ばしてですね、こうちょっと捜索というかですね、その辺の地形も含めて、そういった確認はできないのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

役場というか、総務課にもドローンは置いてありますので、そのときはちょっと忘れてはไม่ใช่ですけど、ヘリが来るという話で、ヘリから、上から見る。結局は見えなかったらしいですけども、やっぱりドローンですね。扱える職員もおりますので、今後はそういうのを活用して、まずは先言った初動じゃないですけど、初動の調査を行いたいなと思っているところでございます。

○議長（岡本精二君） 4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） 3番目ですけれども、住宅火災とか山林火災等をそういったことに関しての消火訓練、中継訓練等は消防署と定期的にやっておられるような感じですけども、こういった山林の行方不明者捜索についてもですね、やっぱり連携した訓練が必要ではないかと思っておりますけども、総務課長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

先ほど申されたとおりですね、消火訓練とかポンプというか、ホースをつないで中継訓練とかは定期的にやってはおりますが、この行方不明者の捜索というのがですね、私も先ほど申したとおり、二十数年いしましたが、捜査の訓練というか、そういうのは行ったことはございません。

それと捜索の1日目のように、先ほど、村長が対策本部で夜10時頃でしたかね、各分団長集まってもらって、村長以下団長、そのときもかなりいろんな反省点が出ました。先ほど申したとおりですね、今夜分団長会議がありますので、その中でもいろいろ話合っていたきたいなと感じておるところでございます。

○議長（岡本精二君） 4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） ぜひともこれはですね、今までもそうですけども、招集がかかったらいきなり山に入るじゃなくして、ある程度マニュアル等を作ってですね、準備をしていた方がいいんじゃないかと思っておりますので、分団長さんの皆様とその辺の話を詰めていただいて、2次災害というか、そういうことにならないように、今後気を付けていただきたいと思います。

それでは、次にいきたいと思います。

家庭用の火災報知器についてということで、設置しておそらく10年以上になると思いますが、もう電池が切れてですね、起動しないのがほとんどじゃないかと思っておりますけども、これ電池が切れるというよりも、電池を交換してくださいという音声がかかります。ただ、開けてみるとですね、電池は交換ができない電池で、特殊な電池です。それで聞きましたら、もう物自体を交換しないといけないということになっているそうです。それで、これもですね、再度消防団でもいいし、区長会あ

たりでも通じていただいてですね、更新をすればというふうに思いますけれども、その点どうでしょうか。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

まずですね、この義務化になったのが私もいつぐらいかなと調べたら平成16年の6月から義務化になったということで、我が家のもう10年以上経って、この通告書もらったときにですね、我が家も鳴るかなと思ったら、まあ通常ですちゅうアナウンスが流れて、ああ電池は切れてないんだなと思っておりますが、総務課のほうにもですね、直接住民の方から1件、2件、電話は入ってきております。今回、御質問いただきましたので過去の資料をだいぶ探したんですが、もう10年、15年前の話で、その当時ですね、消防担当、消防士に2人ほど聞いてみました。平成20年ぐらいだったという話で、なぜその資料が、役場の決算書なんかも見たけどですね、その火災報知器自体を購入したという記録もなかったもんですから。担当者に聞いてみたらですね、役場で発注したけど、100だか200だか知りませんが、支払いは個人でしていただいた。消防団が取り付けたということでございました。今回ですね、また、過去の消防団員の方に頭地地区の方だったんですが、聞いたら、うんやっぱり記憶がちょっとないんですが、5、6件はつけに行っただろうという何かもうそういうちょっと本当記録が残ってなかったもんですから、そういうことでございました。

今後の検討としては、先ほど申したとおり、今日夜、分団長会議ありますので、そのところの議題に入れております。もしそういう、特にお年寄りのところに行って火災報知器を取り付けることがやってくれるかどうか。件数もですね、何件かわかりませんので、先ほど川邊議員おっしゃるとおりですね、区長会なりで、まず消防団員がつけてくれるか、つけてくれないかから始まりますけども、もしあれならつけてくれるという話であれば、区長会で手を挙げてくださいじゃないですけど、そういう調査をしたいと思っております。

もう1点ですけども、検討したいのが保健福祉課の事業ではございますけども、75歳以上の高齢者、生活応援事業補助金というのがございますので、その中で、まあいわゆるシルバーさんですね、取り付けていただく。シルバーさんも結構まだ元気な人がいらっしゃいますので、そういうことも検討できないかなと思っておりますのでございます。

○議長（岡本精二君） 4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） 今の総務課長のほうから義務化されている、設置義務がこれはあるんですけども、それでおそらくそういったこともですね、もう忘れておられ

る人が多いと思いますけども、そういったところをですね、例えば、北分署の職員の方に五木チャンネルでですね、設置の義務ということを広報してもらってですね、テレビのほうで、そして、お知らせをしていただければ、皆さんこうわかりやすくなるんじゃないかと思いますけれども、その辺もぜひともお願いします。

それとこれちょっと値段を調べましたら、こう1個2,000円台からあるということですので、それはもうその希望者がその幾らのやつがほしいとかいうとはわかりませんが、ただ、どうせ統一したやつを斡旋されると思いますので、その辺りはよく検討されてお願いしたいと思います。

今日、その分団長会議があれば、その辺も分団長さん等含めて検討をして、検討というよりも結果を出してください。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） 私のほうから川邊議員の御質問にちょっとお答えをさせていただきたいと思っております。

非常に大事な話でですね、これがその設置をしたとき、私も多分消防団に入っておったと思っておりますけども、ああいうものをつけて逃げ遅れをですね、早期に防いで、その早く避難してもらおうということで設置義務になって、消防団でつけたような記憶も私も持っております。そういう中で、今後どうするかという話でありますけども、その中では、先ほど総務課長が申したようなことで取り組めばということで、今日の夜、分団長会議もあるということでもあります。

それともう1点は、こういう火災等についてもこれもう防災の意識を持っていたいて、午前中申し上げましたように、自主防災組織というのをですね、各地区に設置してありますので、そのときには、例えば、一例出しますと頭地地区でありますと、あの集落に緊急電話をかけて、そこで避難、まず連絡網を作りましょうということでもうできておりますので、そういう中で、そのラインに沿ってですね、じゃあそういう警報機とかするの、消火器あるのかというのもですね、自主防災の中でですね、ラインを作っていただいて、うちはついとらんと、うちの消火器は期限切れとったとか、そういうものを地域で上げていただければですね、しっかりそれは行政としては支援するものは支援しながらですね、その設置については取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、この件については、また区長会とも通じてですね、しっかりそういうのをお伝えをして、また、村が支援するところと、自主防災組織のもつ活発化をですね、皆さんにはまたお願いしていきたいというふうに思っているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（岡本精二君） 4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） 今、村長の答弁の中で、防災組織あたりを利用していろいろやるということですが、今全国的にですね、時期的にもそうでしょうけども、非常に火災が多くなっております。熊本県でも毎日のように火災のニュースが入ってきます。特に高齢者の方で1人、2人のお住まいのところは、そういった火災等があった場合には、もう音でしか知らせることができないと思いますので、その辺のことはよろしく願いしときたいと思います。

それと村長のほうから今ありましたように、消火器ですね、消火器。これも前は消防団の方が期限は切れてませんかとか、消火器は設置をしてありますかというふうに声を掛けていただいて、私も消防団のときそういうことをやっておりましたが、今ほとんどそういうのがありませんので、消火器自体ない家庭もあるんじゃないかと思いますので、併せて、その消火器の確認のほうもですね、お願いをしておきたいと思います。初期消火には一番早いですので、よろしく願いをしておきたいと思います。

それでは、次に行きたいと思います。

3番目の瀬目公園のトイレの改修についてということで、今年の3月の定例会のときにですね、質問しました、改修は考えておられないかということでしたが、検討しますということで、そのとき答弁をいただいております。その後、その検討はされたと思いますけれども、どういうふうになったかちょっとお知らせをしてください。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

3月の定例会においてですね、設置者であります国交省と村で施設の管理の協定を結んでおりまして、その中で大規模改修につきましては、甲乙と協議し検討するとなっております。そのようなことになっておりますので、協議をさせていただいてという回答を行っております。そういうところで、まずは施設の現在の状況などを確認しまして、使い勝手の面はありまして本体自体はですね、特に大きな課題はないというふうに確認しております。ただ、便器ですね、特に大便器につきましては、古くて利用、また管理の面でもですね、改善が必要という認識になっております。課題改善を検討しておりますので、今、国のほうとも協議をさせていただいております。特に大便器、それに付随するものにつきましては、できれば次年度の予算編成までには方向を固めて何らかの対応を行いたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） 次年度までに対応ということですが、検討された結果だと

思いますけども、そのとき、私も言いましたが、ちょうど瀬目公園は人吉からの入り口でありますし、村長のほうも答弁のほうでちょうど人吉と五木の境で入り口でもあるということで、良い方向にしたいということの答弁だったというふうに今覚えておりますけども、次年度ということですけども、素人考え、そのときも言いましたが、だから、その便器を換えればいいんじゃないかというふうに私は思うんですけども、やっぱりいろいろ簡単にやっぱそういかないところがあるんじゃないかな、村長、お願いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今の前回、川邊議員のほうから御指摘をいただいて、その現場については、国の立ち合いの元ですね、担当のほうで確認をさせていただいております。今、土肥課長のほうが申しましたような案件については、甲乙協議となっております、もうその協議がおおよそ整いつつあるということでございますので、これ予算化にあたってはいろいろ予算の組み立てについてはもう当初予算のほうがいいだろうということで判断しておりますので、それは国においても一緒でありますので、その対応をですね、もう年度、令和7年度初めにはですね、やっていきたいということでございますので、どうかそれなりのどうか、我慢じゃございませんけども、利用についてはしっかり清掃等もやりながらですね、その間はちょっとやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） もうなるだけ早くというか、ぜひともお願ひしたいと思います。今後ですね、いろんな形で観光客というか、観光で来られる方、仕事で寄られる方、かなり増えてくると思います。それにやっぱりちょっとですね、ちょっと汚れとったりすると印象があまりよくないと思いますので、早めに対処をお願いします。なんせ掃除もしにくいという話を聞きますので、その辺の対応をよろしくお願ひをします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本精二君） これで、川邊議員の一般質問を終わります。

以上で、4名の方の一般質問が終了しました。

お諮りします。

本日は、これで散会したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、本日は、これをもちまして散会いたします。
大変お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後 2 時33分

第4回五木村議会定例会会議録

令和6年12月13日（金）開会

（第3日）

五 木 村 議 会

令和6年第4回五木村議会定例会（第3号）

令和6年12月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 質疑（議案第71号から）
- 日程第2 討論
- 日程第3 採決
- 日程第4 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議員派遣について
- 日程第6 閉会中の継続審査・調査について

2. 出席議員は次のとおりである。（8名）

- 1番 園 田 良 治 君
- 2番 早 田 吉 臣 君
- 3番 中 村 俊 也 君
- 4番 川 邊 正 美 君
- 5番 田 山 淳 士 君
- 6番 藤 本 新 一 君
- 7番 西 村 久 徳 君
- 8番 岡 本 精 二 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

- 村 長 木 下 丈 二 君
- 総 務 課 長 竹 村 文 秀 君
- ダム対策課長 土 肥 整 二 君
- 政策調整監 麦 田 健一郎 君
- 保健福祉課長 高 田 孝 浩 君
- 住民税務課長 北 原 仁 司 君
- 産業振興課長 土 肥 博 司 君
- 建 設 課 長 黒 木 光 重 君

会計管理者 大 岩 留 美 君

教 育 長 西 龍三郎 君

教 育 課 長 山 尾 浩 二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 木 野 徹 也 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 起立、礼、おはようございます。着席。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 質疑

○議長（岡本精二君） 日程第1 議案第71号の質疑を行います。71号をお開けください。歳入歳出に分けて行います。まずは、歳出8ページから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、次に、歳入に移ります。6ページをお願いします。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 次に、全体で何かありませんか。

質疑なしと認め、これで議案第71号の質疑を終わります。

次に、議案第72号の質疑を行います。歳入歳出に分けて行います。まず、歳出9ページから質疑ございませんか。

10ページ、質疑ございませんか。

11ページ。12ページ。ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 歳入に移ります。歳入は6ページでございます。7ページ。8ページ。ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 全体において質疑ございませんか。

質疑なしと認め、これで議案第72号の質疑を終わります。

次に、議案第73号の質疑を行います。歳入歳出全款にわたって行います。歳入6ページ、歳出7ページ、質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第73号の質疑を終わります。

次に、議案第74号の質疑を行います。これも歳入歳出全款にわたって行います。歳入6ページ、歳出7ページ、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第74号の質疑を終わります。

次に、議案第75号の質疑を行います。歳入5ページ、歳出6ページ、全款にわたって行います。質疑ございませんか。水道の企業会計です。質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第75号の質疑を終わります。

次に、議案第76号の質疑を行います。農業集落会計です。これも企業会計の歳入歳出全款にわたって行います。歳入5ページ、歳出6ページ、質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第76号の質疑を終わります。

議案に対する質疑が終了しましたので、ここで質疑の終結を宣告します。

—————○—————

日程第2 討論

○議長（岡本精二君） 日程第2 これから討論を行います。

諮問第2号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで諮問第2号の討論を終わります。

議案第65号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第65号の討論を終わります。

議案第66号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第66号の討論を終わります。

議案第67号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第67号の討論を終わります。

議案第68号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第68号の討論を終わります。

議案第69号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第69号の討論を終わります。

議案第70号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第70号の討論を終わります。

議案第71号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第71号の討論を終わります。

議案第72号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第72号の討論を終わります。

議案第73号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第73号の討論を終わります。

議案第74号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第74号の討論を終わります。

議案第75号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第75号の討論を終わります。

議案第76号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第76号の討論を終わります。

討論が終了しましたので、ここで討論の終結を宣告します。

—————○—————

日程第3 採決

○議長（岡本精二君） 日程第3 これから採決を行います。

諮問第2号の採決を行います。お諮りします。本件は異議ない旨で答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号については異議なしとして答申することに決定しました。

次に、議案第65号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 令和5年度五木村歳入歳出決算認定について

○議長（岡本精二君） 日程第4 令和5年度五木村歳入歳出決算認定を議題とします。決算認定審査特別委員会委員長の報告をお願いします。2番、早田委員長。

○2番（早田吉臣君） それでは、決算委員会の報告をいたしたいと思います。

五木村議会議長 岡本精二様。

令和6年12月13日。

五木村議会決算認定審査特別委員会委員長、早田吉臣。

委員会審査報告について

本委員会に付託された審査事件について審査の結果を会議規則第72条の規定により報告いたします。

記

1、審査期日、令和6年9月12日、10月21日、10月31日、11月5日の4日間で行いました。

2、出席者、出席した委員、これは全議員による構成でございます。

3、説明に出席した執行部職員、村長、木下丈二。教育長、西龍三郎。また総務

課から各課の課長、それから麦田政策調整監、それから課長補佐が出席をしております。会計室の大岩留美会計管理者が出席をいたしております。それから、議会議員の職員、議会事務局長、木野徹也局長でございます。

審査事項、審査事件、地方自治法第233条の規定により、五木村長から提出された令和5年度五木村一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、決算附属書類の提出書類の決算審査でございます。

(2) 審査の対象、令和5年度五木村一般会計歳入歳出決算書(認定第1号)、それから、以下、令和5年度の特別会計が10番までの情報通信事業特別会計歳入歳出決算書までとなります。それと、証書類及び歳入歳出決算書事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、会計年度における主要な施策の成果説明書でございます。

審査の着眼点、審査については、予算執行の結果、予算の効果と行政効果がどうであったかを中心に次の点に留意して行いました。その点につきましては、1番から8番までありますので、どうぞ御覧ください。

決算審査は議会として重要な責務であり、9月定例会で決算認定審査特別委員会を設置し、閉会中4日間、議会全議員と村長をはじめ執行部の出席を求めて、令和5年度一般会計決算書、九つの特別会計決算書の審査を行い、議会で議決した予算が行政効果及び経済的效果があったかの審査を行いました。問題点、指摘事項が次年度の予算及び行政運営に反映する重要な意義があり、各議員、決算書全般にわたり執行部に対して多数の指摘、質疑の応答があった。これらを踏まえ、最後に委員間で認定に対する集約を行いました。

4番のまとめとして、少し長いですが朗読をいたしたいと思います。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、社会経済活動の正常化が進むとともに、ひかり輝く新たな五木村振興計画の初年度を迎え、本村にとって重要な転換期であった。

まずは歳入であるが、税及び住宅使用料等について未収金が発生している。納付者への周知徹底、納付相談体制の強化など、徴収体制の見直しを図る必要がある。加えて、当初予算と比較し、歳入不足が見込まれる場合には、速やかに補正予算を編成し、財政運営の均衡を図らなければならない。

歳出においては、議会の認めた予算の不用額が多額になっており、事業実績への意欲不足を示唆するものである。また、農林産物の開発・販売などに資する予算は、その成果を十分に把握し安定的な生産・販売に向けて今後も引き続き取り組みを図られたい。

移住定住事業の取組では、移住者が減少しているが、居住場所及び就労場所の確

保等、移住促進に向けたさらなる支援策を講じ、安定的な移住者の増加につなげてほしい。

次に、令和4年度の決算認定の際に指摘した各種団体への補助や助成金等については、さらなる改善の余地が見られる。

補助金等の交付に際しては、交付対象団体の事業内容及び活動状況を詳細に把握し、交付目的と整合性、事業効果、資金使途の適性等について厳正な審査を行うべきである。また繰越金等の多額な発生は、補助金等の交付目的が十分に達成されていない可能性を示唆しており、交付の必要性についてより慎重に検討する必要がある。

財産管理においては、村有林の蓄積量について、過年度の修正により当年度決算においてマイナスが生じたことは、村の財政管理体制に問題があることを示している。正確な財産情報の把握、記録、管理体制を確立し、再発防止に万全を期さなければならない。

次に、備品管理においては、貸し出している備品の今後の管理をどうするのかを検討していただきたい。

特別会計においては、一般会計からの繰入金の依存度が高く、財政の健全性維持の観点から問題がある。基金残高の減少傾向も顕著であり、このままでは将来における公共施設等の更新・修繕費用を賄うことが困難となる可能性がある。

簡易水道、上下水道、農業集落排水、情報基盤等の更新・修繕計画を策定し、長期的な視点に立った財政運営を行う必要があり、国・県からの補助金等の活用、使用料の見直し等、財源確保に向けた多角的な検討も必要である。

また、次年度から簡易水道・農業集落排水が公会計に移行するので、過年度との比較も一定期間確認できる方法も検討していただきたい。

決算認定審査特別委員会では、下記の指摘事項を次年度より予算編成及び事業計画へ反映されることを強く切望し、令和5年度一般会計決算書及び各特別会計決算書を認定する。

記として、5項目ありますので読み上げます。

1. ひかり輝く新たな五木村振興計画の実施に伴い、五木村振興のための予算は費用対効果の高い事業に重点的に取り組むこと。

2. 今後ますます厳しい財政状況が予想されるため、10年間の財政計画と公共施設管理計画を早期に策定し、優先順位をつけ、実践すること。

3. 各種団体に対する補助金等は、各種団体の事業内容・活動を詳細に把握した上で、予算に対して繰越金等が多額と思われる団体には支給の休止を含めて慎重に検討すること。

4. 財政の管理は、それらの財産の効果を高めるため慎重に管理し、有効活用に努めること。

5. 特別会計においても、それぞれの基金も枯渇してきているので、事業の見直しを含め、更新・維持管理等について検討し、国・県と協議し財源確保に努めること。

以上、報告を終わります。

○議長（岡本精二君） それでは、お諮りします。ただいま早田委員長より報告のとおり、認定第1号から認定第10号までの令和5年度五木村歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、認定第1号から認定第10号まで認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 議員派遣について

○議長（岡本精二君） 次に、日程第5 議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付しております議員派遣について、このように決定したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、議員派遣の件につきましては、お手元に配付しておりますとおり決定しました。

-----○-----

日程第6 閉会中の継続審査・調査について

○議長（岡本精二君） 日程第6 閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

お手元に配付しておりますとおり、各委員長から閉会中の継続審査・調査について申し出がっております。一括してお諮りします。

申し出のとおり、閉会中において審査・調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中において審査及び調査することに決定をしました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、本日閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

これで令和6年第4回五木村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでございました。

—————○—————

閉会 午前10時30分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを認めるためここに署名します。

令和 年 月 日

五木村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

五 木 村 議 会 会 議 録
令和 6 年 第 4 回 定 例 会

令 和 6 年 12 月 発 行

発行人 五 木 村 議 会 議 長 岡 本 精 二
編集人 五 木 村 議 会 事 務 局 長 木 野 徹 也
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス

電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
五 木 村 議 会 事 務 局

〒868-0201 球磨郡五木村甲2672-7  
電 話 (0966) 37-2211

# 資料